

私学行政の現状と課題



文部科学省高等教育局私学部



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

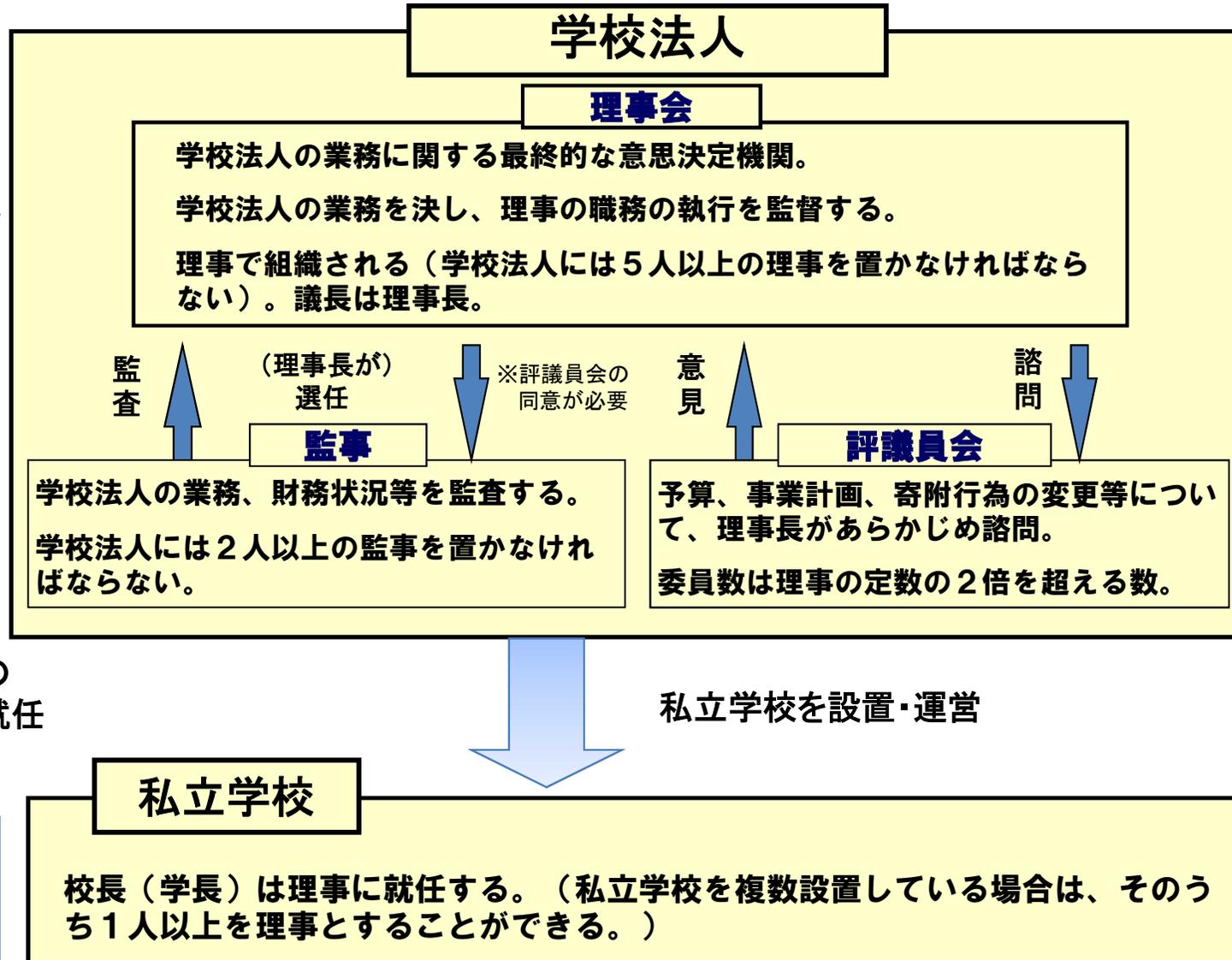
1. 学校法人の監事制度
2. 大学改革を巡る議論
3. 私立大学・学校を取り巻く現状
4. 私学関係予算
5. 私学運営・学校法人運営の適正化
6. 昨年の監事研修会の講演資料から



1. 学校法人監事制度

学校法人のガバナンスの仕組み

- 学校法人の**最高意思決定機関は、合議制機関である理事会**である。**理事長**は、学校法人を代表し、その業務を総理する。
- 学校法人には**評議員会**が置かれる。評議員会は**理事の定数の2倍以上の定数で組織され**、学校法人の職員や卒業生等が評議員に選任される。予算事項や事業計画、寄附行為の変更等の重要事項については、予め評議員会の意見を聞くこととされている。
- 大学の、**学長は、学校法人の理事として経営に参画**する。



- 【理事会】**
学校法人の業務に関する最終的な意思決定機関
理事の職務の執行を監督
私立学校の校長を理事として選任
- 【監事】**
学校法人の業務、財務状況等を監査
- 【評議員会】**
予算、事業計画、寄附行為の変更等に意見
(理事長があらかじめ諮問)

(役員を選任)

第三十八条

4 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員職務)

第三十七条

3 監事の職務は、次のとおりとする。

一 学校法人の業務を監査すること。

二 学校法人の財産の状況を監査すること。

三 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

六 学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

私立学校法の一部を改正する法律等の施行について(通知)(抄)抜粋 (平成16年7月23日文科科学事務次官通知)

第三 留意事項

1. 私立学校法の一部を改正する法律

(1) 学校法人の管理運営制度の改善

② 監事制度の改善

ア 監事の作成する監査報告書については、各学校法人の規模や実情等に応じた適切な内容とされたいこと。その際、監事の監査は財務に関する部分に限られるものではなく、学校法人の運営全般が対象となることに留意されたいこと。

イ 監事の選任については、監査される側の者のみで選任することのないようにする観点から改正するものであり、評議員会の同意を得ること及び最終的な選任を理事長において行うことを担保した上で、それ以外の具体的な選出手続については各学校法人において改正の趣旨を踏まえ適切に定められたいこと。

カ 監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときの所轄庁又は理事会及び評議員会への報告については、監事において当該内容や状況等に応じて適切に判断すべきであるが、仮に理事会及び評議員会に報告した場合に理事会又は評議員会において適切な対応がなされない場合には、所轄庁に報告されたいこと。

キ 監事の監査機能の充実を図る今回の改正の趣旨を踏まえ、各学校法人においては法人の規模や実情等に応じ、監事の常勤化を進めることや理事長等から監事に対して定期的に学校法人の業務の状況等について報告すること、監事の監査を支援するための事務体制や内部監査組織の整備を行うこと等監査の充実を図るための取組が期待されること。

学校法人制度の改善方策について(抄)
(平成15年10月10日学校法人制度改善検討小委員会)

「監査の対象は財務にかかわる部分に限られるものではなく、学校法人の業務の中心である学校の運営に関しても対象に含まれることとなる。個々の教育研究内容に立ち入ることは適当ではないが、学部・学科の新増設や教育・研究における重点分野の決定、学生・生徒の募集計画等の教学的な面についても対象とすることが求められる。

監査の内容としては、予算決算や中長期計画の策定(学部等の設置、学内事務体制の見直し、施設設備の整備等)に対する意見陳述、外部監査において指摘された事項の改善状況や事業計画の達成度の確認などが考えられる。また、適正性の観点だけにとどまらず、法人の運営上明らかに妥当ではないと判断される場合には指摘をすることも必要である。」

監事に期待される役割について

1. 監事による監査報告書について

私立学校法の改正により作成・公開が義務づけられた監査報告書については、特段様式等は示していないが、行った監査の内容とその結果についての記述は最低限含めた上で、各学校法人の規模や実情等に応じた適切な内容とすることが望まれる。

2. 評議員会への出席について

私立学校法の改正により、理事会に出席して意見を述べるのが監事の職務として規定されたが、学校法人の重要事項について諮問を受ける機関である評議員会についても出席することが望まれる。

3. 理事会・評議員会での積極的な意見表明について

私立学校法の改正により、理事会に出席して意見を述べるのが監事の職務として規定されたが、理事会・評議員会において、経営面に限らず教学面も含めた学校法人の運営全般について積極的な意見表明を行うことが期待されている。

4. 会計監査との連携について

監事が行う財務の状況に関する監査をより充実させる観点から、私立学校振興助成法に基づき公認会計士が行う会計監査との連携を図ることが重要。例えば、監事は必要に応じ公認会計士が行う会計監査に立ち会うようにする等の取り組みを、各学校法人において推進することが期待される。

5. 監査体制の充実について

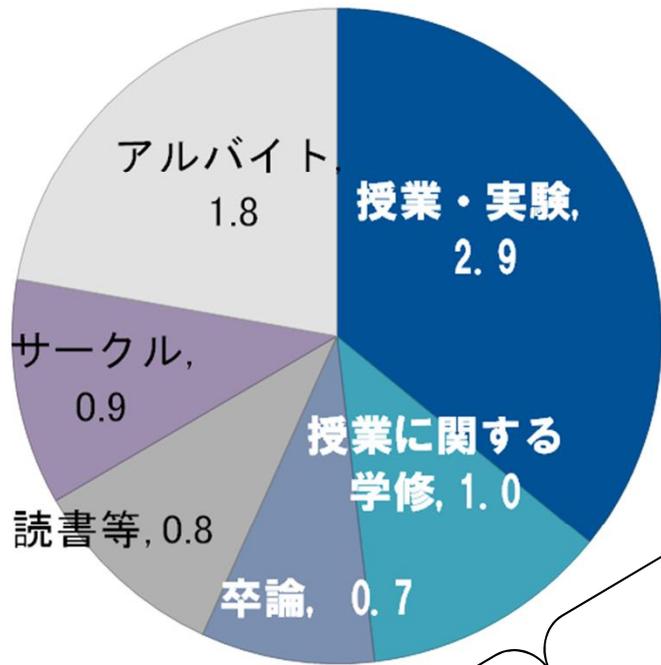
各学校法人においては、法人の規模や実情等に応じ、監査の常勤化を進めることや、理事長等から監事に対して定期的に学校法人の業務の状況等について報告すること、監事の監査を支援するための事務体制や内部監査組織の整備を行うこと等監査の充実を図るための取り組みが期待される。

2. 大学改革を巡る議論

学生の学修時間の現状

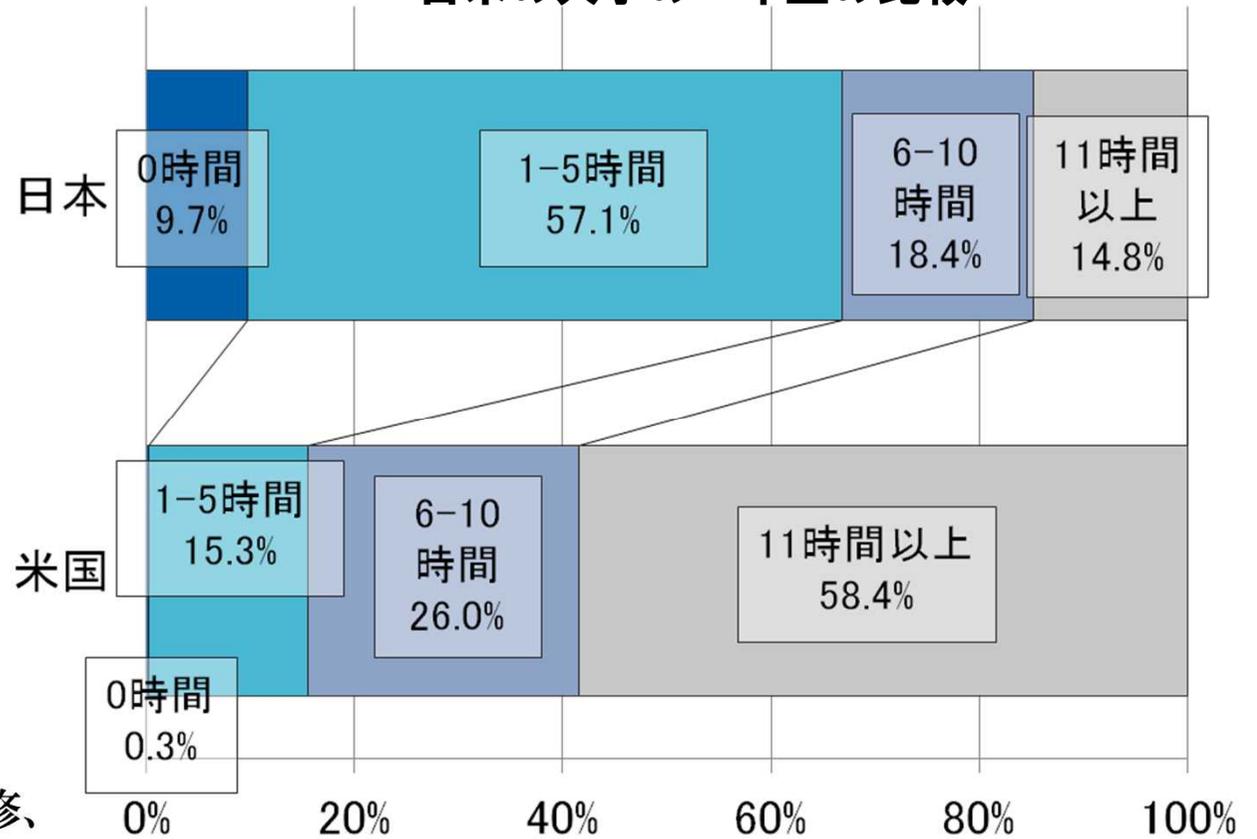
我が国の学生の学修時間(授業、授業関連の学修、卒論)は一日4.6時間とのデータもある。
これは例えばアメリカの大学生と比較しても少ない。

学生の一日の活動時間の分布
(計 8.2時間)



授業、
授業関連の学修、
卒論
4.6時間

授業に関連する学修の時間 (1週間当たり)
日米の大学の一年生の比較

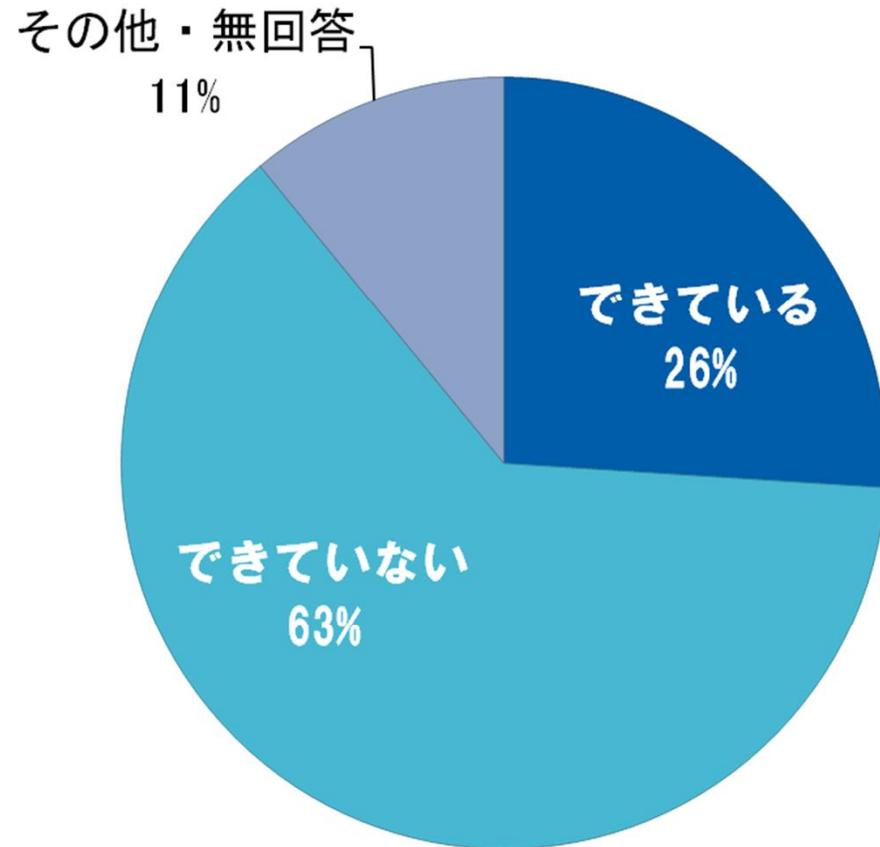


出典: 東京大学 大学経営政策研究センター(CRUMP)『全国大学生調査』2007年、
サンプル数44,905人 <http://ump.p.u-tokyo.ac.jp/crump/>
NSSE(The National Survey of Student Engagement)

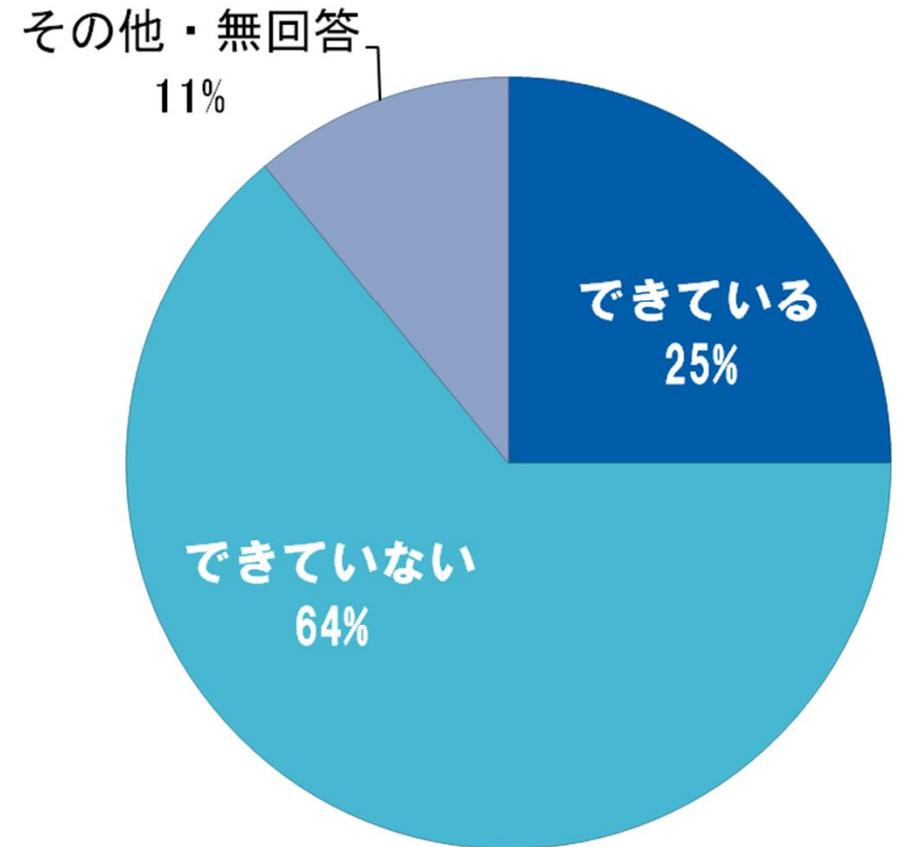
国民は、大学教育について現在の状況に満足していない

新聞社の世論調査では、日本の大学が、世界に通用する人材や企業、社会が求める人材を育てているかとの質問に6割を越える国民が否定的な回答

○ 世界に通用する人材を育てることができると思うか



○ 企業や社会が求める人材を育てることができると思うか



【政府の行政プログラム】

- 教育振興基本計画(平成25年6月11日閣議決定)
- 経済財政運営と改革の基本方針2015(骨太の方針)(平成27年6月30日閣議決定)
- 日本再興戦略(改訂2015)(平成27年6月30日閣議決定) (※産業競争力会議での議論を踏まえ)

【大学改革を巡る提言】

- 教育再生実行会議(第一次提言～第八次提言)
 - ・「これからの大学教育等の在り方について(第三次提言)」(平成25年5月28日)
 - ・「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について(第四次提言)」(平成25年10月31日)
 - ・「今後の学制等の在り方について(第五次提言)」(平成26年7月3日)
 - ・「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について(第六次提言)」(平成26年7月3日)
 - ・「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について(第七次提言)」(平成27年5月14日)
 - ・「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について(第八次提言)」(平成27年7月8日)
- 自民党 教育再生実行本部(第二次提言)(平成25年5月23日)

【中央教育審議会等】

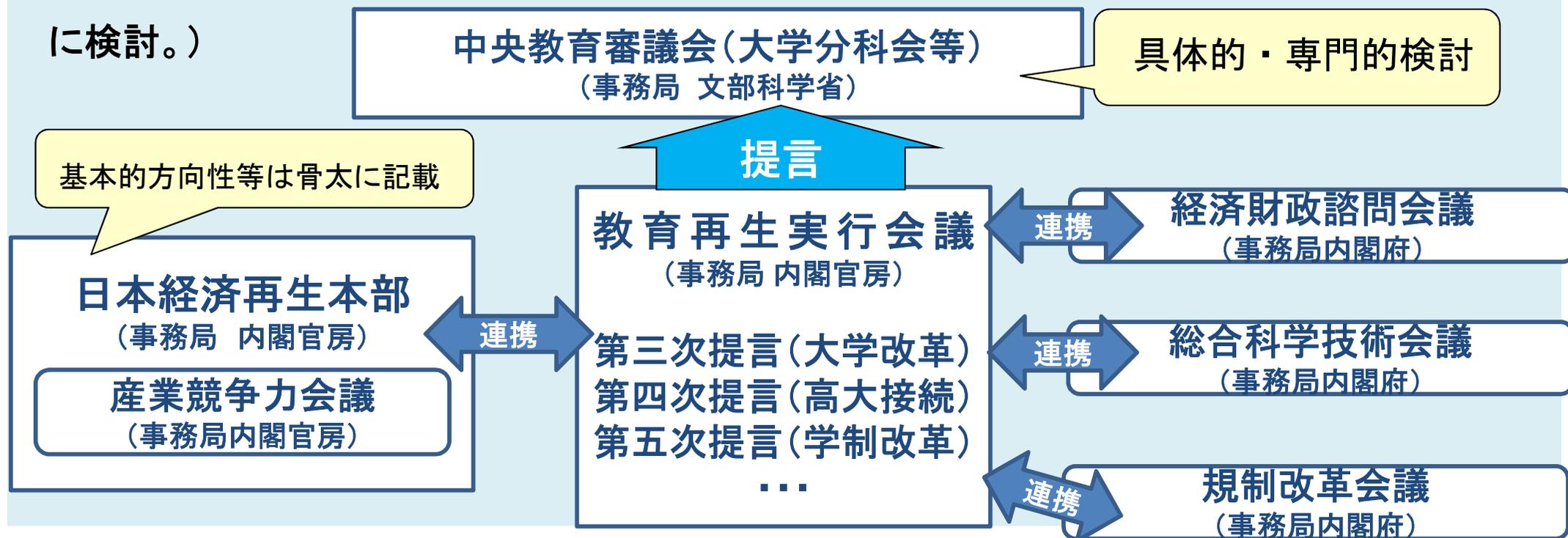
- 中教審「学士課程教育の構築に向けて(答申)」(平成20年12月)
- 中教審「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて(答申)」(平成24年8月28日)
- 「大学改革実行プラン」(平成24年6月 文部科学省)
- 大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会(平成25年2月4日報告)
- 中教審大学分科会「大学ガバナンス改革の推進について(審議まとめ)」(平成26年2月12日)
- 高大接続改革実行プラン(平成27年1月16日 文部科学省)
- 高大接続システム改革会議(中間まとめ)(平成27年9月15日)

教育再生実行会議・中央教育審議会等の位置づけ

○大学にかかわる議論は、これまで文部科学省に置かれる「中央教育審議会」(主に大学分科会)での議論が中心。

○文部科学省は、24年6月に「大学改革実行プラン」を公表。

○安倍政権(24年12月発足)では、教育再生担当大臣(馳 文部科学大臣)の任命のほか、下記諸会議を内閣官房等に設置。大学教育改革等関連について、教育再生実行会議でその検討。(検討の大きな方向性を提言。具体的な在り方等については、中央教育審議会で専門的に検討。)



監査機能の強化等に関する政府方針等

1. 経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年5月30日閣議決定）

「第2期教育振興基本計画」等に基づき、総合的に教育再生を実行するとされ、理事長や学長のリーダーシップの確立に向けた環境整備等に関する学校法人・大学のガバナンス機能の強化を実施。

※ 第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）抜粋

「大学におけるガバナンス機能の強化」

- ・各私立大学が、学生・地域・社会のニーズを十分に把握した上で、建学の精神・私学の特色を生かした質の高い教育研究等に取り組むことができるように、各私立大学・学校法人に応じた適切な意思決定を可能とする組織運営の確立、教育研究の状況や財務情報等の積極的な公開の促進、財政基盤の確立と基盤的経費等の一層のメリハリある配分を行うことで、私立大学におけるガバナンス機能の強化を図る。

2. 「大学のガバナンス改革の推進について」（中央教育審議会審議まとめ）（平成26年2月12日 大学分科会）

大学等を運営する法人の監事機能強化の必要性について指摘がなされ、監事の権限が不明確な現行制度を見直し、法人の内外から業務運営を改善し得るよう、法人内部のガバナンスを強化することとされた。

※ 以下、抜粋

7. 監事の役割の強化

- ・大学は国公私を問わず公教育を担っており、また国・地方からの財政的支援や税制面での優遇措置を受けていることから、極めて高い公共性を有している。また、大学を取り巻くステークホルダーは、学生、父母のみならず教職員、地域住民等その範囲は非常に広い。こうした大学を運営する法人の公共性及び運営の適正性を確保するため、監事の役割は非常に重要である。
- ・監事は、単に財務や会計の状況だけでなく、教育研究や社会貢献の状況、学長の選考方法や大学内部の意思決定システムをはじめとした大学ガバナンス体制等についても監査することが必要である。監事が各々のキャリアの強みを生かしつつ、広範な業務に取り組むことができるよう、そうした役割を担うにふさわしい監事を、広く学外を含めて求めることが重要である。
- ・監事がこうした役割を果たしていくためには、重要な会議への出席、事務局からの資料提出、情報提供、内部監査組織の充実など様々な観点からのサポート体制の整備とともに、大学の規模等に応じて、できる限り常勤の監事を配置するように努めていくべきである。
- ・また、限られた体制の中で、効率的な監査を行うために、例えば、年度ごとに「ガバナンス改革」「入学者選抜」「研究不正対策」「教学と経営のバランスのとれた運営」等とテーマを設定したり、あるいは、特定の学部等を重点的に監査したりするといった、メリハリをつけた監査を行うための工夫も重要である。同時に、大学は、学長や理事会の責任において、監事による監査の結果を重く受け止めて、適切な改善方策に取り組む責務を負うことに、改めて留意すべきである。

1 グローバル化に対応した教育環境づくりを進める

- ①徹底した国際化を断行し、世界に伍して競う大学の教育環境をつくる。
→海外大学の教育ユニット誘致。日本の大学の海外展開拡大。国際化を断行するスーパーグローバル大学(仮称)。今後10年で世界大学ランキングトップ100に10校以上ランクイン。地域社会のグローバル化を担う大学など
- ②意欲と能力のある全ての学生の留学実現に向け、日本人留学生を12万人に倍増し、外国人留学生を30万人に増やす。
→大学入試等におけるTOEFL等の活用。企業等との協力による留学支援の新たな仕組みの創設。ギャップタームにおける留学促進など
- ③初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育を充実する。
→小学校英語の抜本的拡充(早期化、時間増、教科化、専任教員等)の検討。少人数教育。スーパーグローバルハイスクール(仮称)。国際バカロレア認定校の増(200校に)。
- ④日本人としてのアイデンティティを高め、日本文化を世界に発信する。
→国語教育、我が国の伝統・文化についての理解を深める取組の充実。
- ⑤特区制度の活用などによりグローバル化に的確に対応する。

- 大学の教育・研究機能を質・量ともに充実!
- 平成29年までの5年間で「大学改革実行集中期間」に!

2 社会を牽引するイノベーション創出のための教育・研究環境づくりを進める

- 国は、10~20年後を見据えた「理工系人材育成戦略」(仮称)策定。国・地方において、「産学官円卓会議」(仮称)設置。
- 大学発ベンチャー支援ファンド等への国立大学による出資を可能に。
- 体系的な博士課程教育の構築など大学院教育の充実。
- 初等中等段階の理数教育強化(専科指導、少人数教育、SSH等)。

3 学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化する

- 学生の能動的な活動を取り入れた授業や学習法など教育方法を質的転換。学生の学修時間の増加、組織的教育の確立など教学マネジメントを改善し厳格な成績評価を行う。
- 大学・専門学校等は、地域の人材育成ニーズに応えた実践的な教育プログラムを提供し、国が支援。

4 大学等における社会人の学び直し機能を強化する

- 大学・専門学校等は、職業上必要な高度な知識や、新たな成長産業に対応したキャリア転換に必要な知識の習得など、オーダーメイド型の教育プログラムを開発・実施。
- 国は、大学・専門学校等で学び直しをする者や社会人受講者の数の5年間の倍増(12万人→24万人)を目指し、社会人への支援措置、事業主への経費助成を行う。

5 大学のガバナンス改革、財政基盤の確立により経営基盤を強化する

- 国立大学全体の改革工程を策定。年俸制の本格導入などの人事給与システムの見直し、運営費交付金の戦略的・重点的配分など。
- 学長・大学本部の独自予算の確保など、学長がリーダーシップをとれる体制整備。教授会の役割の明確化など法令改正も含めたガバナンス改革。
- 大学の財政基盤の確立、基盤的経費のメリハリある配分。国の公募型資金への間接経費措置。民間資金調達のための税制検討。
- 私立大学における建学の精神に基づく質の高い教育、全学的教育改革を重点支援。教育の質保証の総合的仕組みの構築。
- 学長、知事、産業界の代表等で構成する総理主催の「大学将来構想サミット」(仮称)を開催。

中教審大学分科会「大学のガバナンス改革の推進について(審議まとめ)」(26.2.12)

○「知識基盤社会」の到来、ICTの普及、急速なグローバル化の進展をはじめとする社会環境の急激な変化

○グローバル人材の育成、イノベーションの創出、経済再生、地域再生・活性化等、大学に対する社会からの期待の高まり

各大学が、国内・国外の大学間で競い合いながら人材育成・イノベーションの拠点として、教育研究機能を最大限に発揮していくためには、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学をマネジメントできるガバナンス体制の構築が不可欠。

- ◇ **各大学**は、主体的・自律的にガバナンス体制の**総点検・見直し**を行い、教育・研究・社会貢献の機能を最大化。
学長のリーダーシップの下で、大学の強みや特色を生かしていくことができるようなガバナンス体制の構築
- ◇ **国**は、学長のリーダーシップの確立と教職員の意識改革のため、**効果的な制度改革**と**メリハリある支援**を実施。
- ◇ **社会**は、大学と積極的に関わり、**学長のリーダーシップ**を後押し。

1. 学長のリーダーシップの確立

【学長補佐体制の強化】総括副学長の設置、高度専門職の創設、SD・IRの強化、大学運営会議等の活用

【人事】ポストの再配置、選考の適正性の確保、業績評価に応じた給与制度

【予算】学長のビジョンに沿ったメリハリある予算編成・配分、学長裁量経費の確保

【組織再編】ぶれない改革方針と客観的データによる説明を通じて、学長が責任を持って改革を推進

2. 学長の選考・業績評価

◆選考組織が主体性を持って大学のミッション、求められる学長像を示し、候補者のビジョンを確認して決定

◆安定的な運営ができる学長任期の設定

◆学長選考組織や監事による学長の業績評価、不適格者の解任

3. 学部長等の選考・業績評価

◆学長のビジョンを共有できる学部長等の任命

◆学長による学部長等の業績評価

5. 監事の役割の強化

◆ガバナンスの監査

◆監事の常勤化を推進

4. 教授会の役割の明確化

◆教育課程編成、学生の身分、学位授与、教員の教育研究業績審査等を審議

◆設置単位の再点検

◆審議事項の透明化

大学評価、経営組織と教学組織の関係整理、FD・SD、人材流動性、執行部人材育成、情報公開

<国公立共通の支援>

☆制度改革を通じた支援(所要の法令改正)

☆予算を通じた支援(学長裁量経費の拡充、ガバナンス改革の支援、補助事業の要件化)

☆評価、監査、大学団体等との協力

- 教授会の審議事項の明確化
- 高度専門職の創設 等

制度改革

<国立大学法人への支援>

☆国立大学改革プランの確実な実施(ミッション再定義、改革構想(組織再編、資源再配分)への重点支援、年俸制等の導入等)

☆第3期中期目標・中期計画においてガバナンスにつき明記

- 監事機能の強化 等

制度改革

学長のビジョンへの理解、物心両面からの支援

7. 監事の役割の強化

- 大学は国公私を問わず公教育を担っており、また国・地方からの財政的支援や税制面での優遇措置を受けていることから、極めて高い公共性を有している。また、大学を取り巻くステークホルダーは、学生、父母のみならず教職員、地域住民等その範囲は非常に広い。こうした大学を運営する法人の公共性及び運営の適正性を確保するため、監事の役割は非常に重要である。
- 監事は、単に財務や会計の状況だけでなく、教育研究や社会貢献の状況、学長の選考方法や大学内部の意思決定システムをはじめとした大学ガバナンス体制等についても監査することが必要である。監事が各々のキャリアの強みを生かしつつ、広範な業務に取り組むことができるよう、そうした役割を担うにふさわしい監事を、広く学外を含めて求めることが重要である。
- 監事がこうした役割を果たしていくためには、重要な会議への出席、事務局からの資料提出、情報提供、内部監査組織の充実など様々な観点からのサポート体制の整備とともに、大学の規模等に応じて、できる限り常勤の監事を配置するように努めていくべきである。
- また、限られた体制の中で、効率的な監査を行うために、例えば、年度ごとに「ガバナンス改革」「入学者選抜」「研究不正対策」「教学と経営のバランスのとれた運営」等とテーマを設定したり、あるいは、特定の学部等を重点的に監査したりするといった、メリハリをつけた監査を行うための工夫も重要である。同時に、大学は、学長や理事会の責任において、監事による監査の結果を重く受け止めて、適切な改善方策に取り組む責務を負う⁴⁸ことに、改めて留意すべきである。

⁴⁸ 大学の設置者である国立大学法人、公立大学法人、学校法人においては、監事の監査結果を踏まえて、学長が適切な改善措置を行うことができるよう支援していくべき責務を負う。

(事務職員の高度化による教職協働の実現)

- 事務職員については、従前は、大学間の人事交流が活発であった国立大学も含めて、同一大学内での勤務が続く、様々な職務環境において新たな知識やノウハウを学ぶ機会が少なくなる傾向にあると指摘されている。また、2年程度の短期間で様々な部署を異動することが多いため、専門性の高いスタッフを養成していくことが困難との意見もある。
- 今後、各大学による一層の改革が求められる中、事務職員が教員と対等な立場での「教職協働」によって大学運営に参画することが重要であり、企画力・コミュニケーション力・語学力の向上、人事評価に応じた処遇、キャリアパスの構築等についてより組織的・計画的に実行していくことが求められる。例えば、国内外の他大学、大学団体、行政機関、独立行政法人、企業等での勤務経験を通じて幅広い視野を育成することや、社会人学生として大学院等で専門性を向上させることを積極的に推進すべきである。
- また、前述のURAやアドミッション・オフィサー、カリキュラム・コーディネーターをはじめとする、高度の専門性を有する職種や、事務職員等の経営参画能力を向上させるため、大学が組織的な研修・研究(スタッフ・ディベロップメント(SD)²¹)を実施することも重要である。

²¹ 事務職員や技術職員など職員を対象とした、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取組を指す。

4. 独立行政法人通則法の改正に伴う国立大学法人法の一部を改正（平成26年6月13日）

独立行政法人の監事の権限が不明確で、独立行政法人のガバナンスを強化させるための改正が行われたことに伴い、国立大学法人において、監事による監査報告書の作成義務、随時調査権の付与、文部科学大臣への提出書類への調査義務などが新たに規定された。

※以下、抜粋

（役員職務及び権限）

第十一条

- 4 監事は、国立大学法人の業務を監査する。この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は国立大学法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 6 監事は、国立大学法人がこの法律又は準用通則法の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。
- 7 監事は、その職務を行うため必要があるときは、国立大学法人の子法人（国立大学法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 8 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

（学長等への報告義務）

第十一条の二

監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

4. 私立学校法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成26年3月25日）

法改正に係る国会審議において、監査機能の強化の必要性などがとりあげられ、その附帯決議において、内部チェック機能の強化について検討すること、とされた。

※以下、抜粋

- ・ 学校法人がその自主性及び公共性を十分に発揮できる管理・運営の在り方、特に内部チェック機能の強化について検討すること。

5. 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成26年6月19日）

附帯決議において、監査機能を確保すること、とされた。

※以下、抜粋

- ・ 監事の監査（機能）を確保すること。

（1）下村文部科学大臣発言（平成27年8月10日日本経済新聞教育20面）

- ・ 大学のガバナンス改革の流れから、「本当は、学長選の在り方など私立にもっとメスを入れたかったが、十分な理解が得られず、まずは国立から改革した。」と発言。

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律について(概要)

趣 旨

大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等を図るための措置を講ずる。

概 要

1. 学校教育法の一部改正

＜副学長の職務について＞第92条第4項関係

- ・副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとする

＜教授会の役割について＞第93条関係

- ・教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べることとする
- ・教授会は、学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び学部長等の求めに応じ、意見を述べるができることとする

2. 国立大学法人法の一部改正

＜学長選考の基準・結果等の公表について＞第12条関係

- ・学長選考会議は学長選考の基準を定めることとする
- ・国立大学法人は、学長選考の基準、学長選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、遅滞なく公表しなければならないこととする

＜経営協議会＞第20条第3項、第27条第3項関係

- ・国立大学法人等の経営協議会の委員の過半数を学外委員とする

＜教育研究評議会＞第21条第3項関係

- ・国立大学法人の教育研究評議会について、教育研究に関する校務をつかさどる副学長を評議員とする

＜その他＞附則関係

- ・新法の施行の状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる

施行期日

平成27年4月1日

大学における「内部規則等の総点検・見直し結果についての調査」（確定版）概要

- 学校教育法等の一部改正（平成27年4月1日施行）の趣旨を踏まえた、大学における内部規則等の総点検・見直し状況を把握するための調査を行った。

調査回答状況：1,127校/1,131校（調査時点：平成27年4月1日、調査期間：平成27年4月28日～5月27日）

【学校教育法関係 主なポイント】

法令改正を受けて、**全体の97.3%に当たる1,097校が内部規則等の規定の改正などの具体的な取組を実施済み。**

校務に関する最終的な決定権が学長にあることについて、内部規則等において、

法令改正前から担保されている大学 **504校（44.7%）**

法令改正後に担保した大学 **615校（54.6%）**

※担保されていない大学8校のうち5校は募集停止大学、1校は本調査後の6月時点で改正済、1校は11月末までに改正完了予定

教授会は審議機関であり、決定権を有する学長に対して意見を述べる関係にあることについて、内部規則等において

法令改正前から担保されている大学 **355校（31.5%）**

法令改正後に担保した大学 **765校（67.9%）**

※担保されていない大学7校のうち5校は募集停止大学、1校は本調査後の6月時点で改正済、1校は11月末までに改正完了予定

国立大学及び法人化された公立大学（計165校）において、**法人化後に適用されなくなった教育公務員特例法に基づき教授会に権限を認める規定が改正法の趣旨に反する形で内部規則等に残っているかどうか**について、

法令改正前から残っていない大学 **91校（55.2%）**

法令改正後に当該規定を改正した大学 **73校（44.2%）**

※本調査後の6月時点で当該規定を改正した1校と併せて、**該当する全ての大学で整備がなされた。**

【国立大学法人法関係 主なポイント】

学長選考の基準として、「学長に求められる資質・能力」「学長選考の手續・方法」に関する具体的な事項が盛り込まれているかについて、**全ての国立大学（86校）において、「盛り込まれている」又は、「次期学長選考の開始までに対応予定」とされている。**

学長選考会議が、選考した学長の業務執行の状況について恒常的な確認を行うことについて、

法令改正後に、恒常的な確認を行うこととした **66校（76.7%）**

恒常的な確認の在り方を検討中 **15校（17.4%）**

※ほか5校については、法令改正前から、恒常的な確認を実施している。

6. 「日本再興戦略」改訂2015—未来への投資・生産性革命—（平成27年6月）

アベノミクスを推進するため、「稼ぐ力」を高める企業行動を促すため、会社法の解釈指針を作成し、公表すると記載。

これを受けて、2015年7月経済産業省において「コーポレート・ガバナンスの実践～企業価値向上に向けたインセンティブと改革～」を公表。

企業の取締役会の監督機能や社外取締役の導入など各企業の主体的な検討や取組の参考としてもらうため、企業の具体例を取りまとめて公表している。

※以下、抜粋

目次例)

3 監査役の役割、監査役と社外取締役の連携等

(1) 社外取締役の選任を踏まえた監査役の役割等

ア 監査役と社外取締役との役割分担等

イ 監査に必要な費用の負担

ウ 監査役と内部監査部門との連携

エ 監査役と代表取締役等との面談

オ スタッフの配置

(2) 社外取締役と監査役の連携

「日本再興戦略」改訂2015—未来への投資・生産性革命—

IV. 改訂戦略の主要施策例

1. 未来投資による生産性革命

(1) 「稼ぐ力」を高める企業行動を促す

i) 「攻め」のコーポレートガバナンスの更なる強化

○ 「攻め」のガバナンス体制の強化

- ・取締役会による経営の監督が実効性の高いものとなるよう、取締役会が経営陣に決定を委任できる業務の範囲（取締役会への上程が不要な事項）や、社外取締役が社外性を有したまま行える行為の範囲等に関する会社法の解釈指針を作成し、公表する。

7. 株式会社東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」発表（平成27年6月1日）

東京証券取引所が上場企業の行動規範を定めたもの。この中で会社法上の監査役（会）に対し「能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。」と指摘するなど、監査役の役割強化に言及。その他、ガバナンス強化に向けた行動規範が規定。

※以下、抜粋

【原則4-4 監査役及び監査役会の役割・責務】

- ・監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切ではなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

補充原則

4-4① 監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせ実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

※「日本再興戦略改訂2014」において、東京証券取引所と金融庁を共同事務局とする有識者会議がこの「コーポレートガバナンス・コード」の策定を支援するとされており、この原案は当該有識者会議で取りまとめられたもの。

8. 一般社団法人全国信用金庫協会「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」発表（平成27年4月）

政府の成長戦略等において「コーポレートガバナンスの強化」が挙げられていることを踏まえ、ガバナンス強化に向けた業界の自主的取り組みを進めることを目的に業界申し合わせを改訂。

監事の機能強化に関する施策や監事への適切な情報提供等に関する施策を盛り込んでいる。

9. 会社法の一部を改正する法律主旨（平成27年4月1日施行）

株式会社をめぐる最近の社会経済情勢に鑑み、社外取締役等による株式会社の経営に対する監査等の強化並びに株式会社及びその属する企業集団の運営の一層の適正化等を図るため、監査等委員会設置会社制度を創設するとともに、社外取締役等の要件等を改めるほか、株式会社の完全親会社の株主による代表訴訟の制度の創設、株主による組織再編等の差止請求制度の拡充等の措置を講ずる必要がある。

- ・監査等委員会設置会社制度を創設
- ・会計監査人の独立性の強化

個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（諮問）

教育再生実行会議

第5次提言（H26.7.3）

・社会経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するとともに、専門高校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、国は、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化する。

第6次提言（H27.3.4）

・第5次提言で述べた実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が地域の職業人育成に大きな効果をもたらすことが期待できることから、その実現に向けた取組を推進する。

・国は、大学等の学修に加え、大学等の公開講座、各種の検定試験、通信教育など個々人が学んだ成果を蓄積し、その後の就業や更なる学修にいかせるような学習成果の評価・活用の仕組みや、それらが社会的に認められるようにその質、内容を保証する仕組みを構築する。例えば、ICTを活用し、学修履歴を記録し、活用できる基盤となるような仕組みを整備する。

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議

（H26.10より開催 H27.3審議のまとめ）

【基本的方向性】

○ 新機関は、大学体系の中に位置付け、学位授与機関とすることを基本とする
（国際的・国内的通用性の確保の重要性や、高等教育体系の多様化の促進のため大学・短大・質の高い専門職業人養成を行う専門学校が移行しうる仕組とする必要性等を勘案）

【制度化の主要論点】

- 主目的は、「質の高い専門職業人養成のための教育」とする
- 実習、実技、演習、実験等を重視
PBLやインターンシップを積極的に導入
- 教育課程編成や評価に産業界が参画
- 新機関に相応しい設置基準を設置し、国により設置認可 等

中央教育審議会への諮問（H27.4）

■ 個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について審議

■ 総会に置く特別部会（新設）及び生涯学習分科会に置く部会（新設）において、以下の事項をそれぞれ審議

< 検討事項 >

○ 社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人の育成について（新たな高等教育機関の制度化）

- ・社会の人材ニーズに即応し、各職業分野の特性を踏まえた質の高い職業人養成を行うことができる制度設計
- ・高等教育機関としての質を確保し、新機関の学修成果が国際的にも国内的にも適切な評価を受けられる制度の在り方
- ・高校生の進路の選択肢拡大や、より高度な技術や知識の習得を目指して学び直す際に就職後も社会人が学習しやすい仕組み

○ 生涯を通じた学びによる可能性の拡大、自己実現及び社会貢献・地域課題解決に向けた環境整備について

- ・各種教育プログラムや検定試験の信頼性や質保証の仕組みづくりとこれらを様々な場面で活用できるようにするための方策
- ・情報通信技術の進展も踏まえ、民間事業者や大学等における各種教育プログラムや検定試験について、学習履歴を安全に管理するとともに、適切に活用し、より高度な学習や幅広い活動等につなげる仕組み

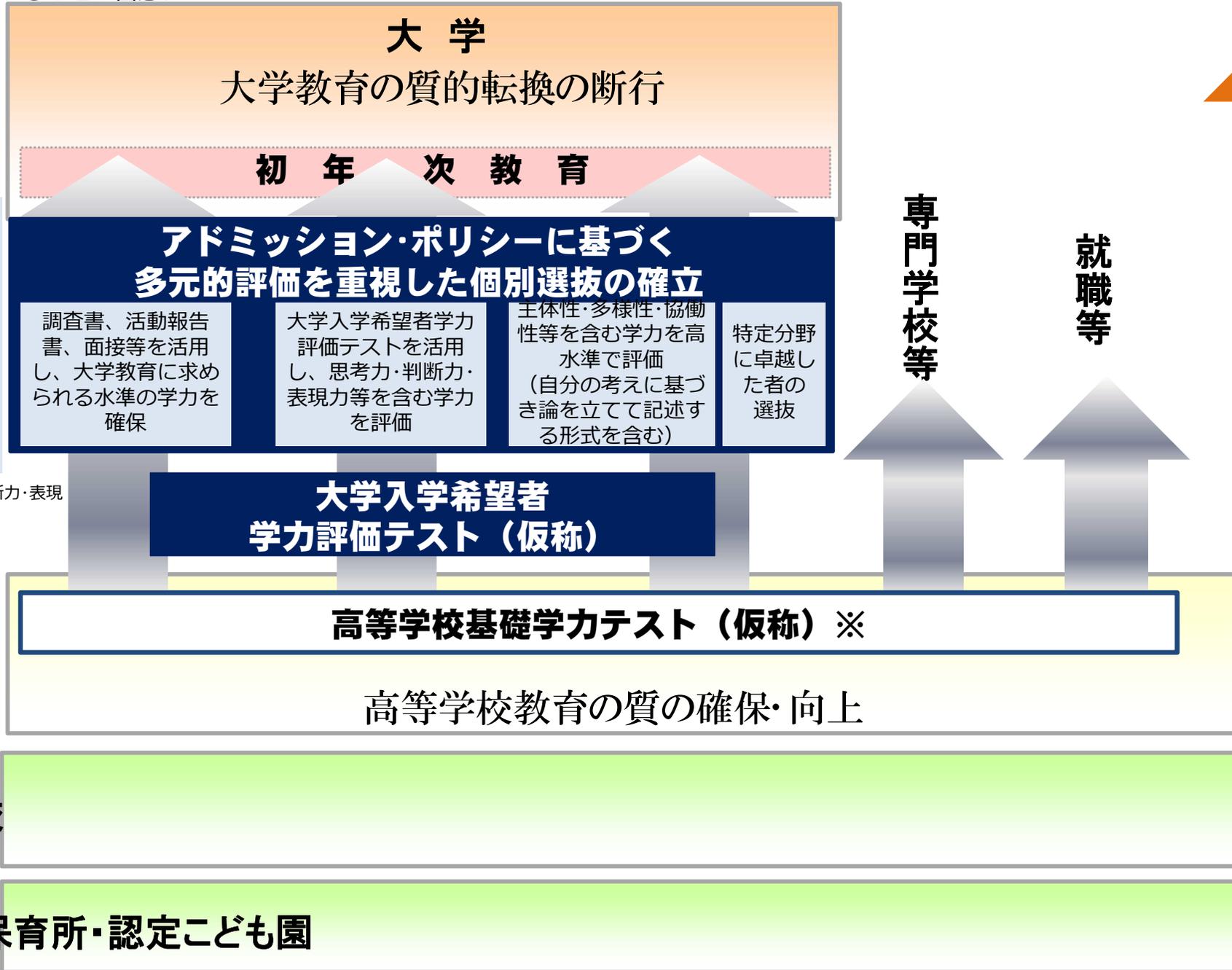
大学入学者選抜改革の全体像（イメージ）

新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について
(平成26年12月・中教審答申)

※「高等学校基礎学力テスト（仮称）」は、入学者選抜への活用を本来の目的とするものではなく、進学時への活用は、調査書にその結果を記入するなど、あくまで高校の学習成果を把握するための参考資料の一部として用いることに留意。

選抜性の高低にかかわらず、学力については、アドミッション・ポリシーに基づき、学力の三要素*を踏まえた総合的な評価を行うことが重要。特に改革が必要な点は右記の通り。

*知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性・協働性



高等学校

高等学校基礎学力テスト（仮称）※

高等学校教育の質の確保・向上

小・中学校

幼稚園・保育所・認定こども園

高大接続改革実行プラン（概要）

平成27年1月16日 文部科学大臣決定

プランの趣旨

「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」(平成26年12月22日中央教育審議会答申)を踏まえ、高大接続改革を着実に実行する観点から、文部科学省として今後取り組むべき重点施策とスケジュールを明示し、体系的かつ集中的な施策展開を図る

具体的な施策

1 各大学の個別選抜の改革

多様な背景を持った学生の大学への受け入れが促進されるよう、大学入学希望者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価する大学入学者選抜に改革

特に、各大学の個別選抜においては、教育カリキュラムや教育改革と連動した入試改革を進めるため、アドミッション・ポリシーに基づき、学力の三要素を踏まえた多面的・総合的な選抜方法を促進

2 「高等学校基礎学力テスト(仮称)」及び「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の実施

高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜を通じて、学力の三要素をはじめとした、これからの時代に求められる力を育成・評価するために、学力評価のための新テストの在り方について一体的な検討を行うとともに、新テストの一体的実施や新たな評価方法の開発等を行う組織を整備

3 高等学校教育の改革

義務教育までの成果を確実につなぐとともに高等学校教育の質の確保・向上を図り、生徒に、国家と社会の形成者となるための教養や行動規範、自分の夢や目標をもって主体的に学ぶ力を身につけさせる

4 大学教育の改革

多面的・総合的な評価等の大学入学者選抜改革と連動して、多様な学生が切磋琢磨し相互に刺激を与えながら成長する場を創成するとともに、大学教育の質的転換を断行し、学生が高等学校教育までに培った力をさらに発展・向上させ、予測困難なこれからの社会に出て自ら答えのない問題に対して解を見出していく力を身につけさせる

○個別選抜改革を推進するための法令改正【平成27年度中を目途に改正】

- ・ アドミッション・ポリシー(入学者受入の方針)、ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施の方針)の一体的な策定について義務付ける
- ・ 認証評価に関する省令を改正し、認証評価の評価項目に入学者選抜を明記

○大学入学者選抜実施要項の見直し【平成28年度大学入学者選抜実施要項(平成27年度)以降順次実施】

- ・ 適切なルールの下での入学者選抜全体の多面的・総合的な評価への転換を図るため、一般入試、推薦入試、AO入試の区分を廃止した新たなルールを構築するために、大学入学者選抜実施要項を見直す

○アドミッション・ポリシーの明確化【平成26年度中に事例集、平成27年度中にガイドライン作成】

- ・ 事例集やガイドラインの作成・提供

○個別選抜改革の推進のための財政措置【取組の推進、財政措置の在り方を検討し平成27年夏を目途に具体策を取りまとめ】

○「高等学校基礎学力テスト(仮称)」は平成31年度から、「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」は平成32年度からの実施を目指し、専門家の知見を活用しつつ、一体的な検討を実施

- ・ 平成27年中を目途に専門家会議の検討結果をとりまとめ
- ・ 平成29年度初頭に「新テストの実施方針」を策定・公表
- ・ ※新テストの出題内容や範囲、プレテストの実施内容やスケジュール、正式実施までのスケジュール
- ・ 「高等学校基礎学力テスト」は平成29年度中を目途に、「大学入学希望者学力評価テスト」は平成30年度中を目途にプレテストを実施
- ・ 「高等学校基礎学力テスト」は平成30年度初頭を目途に、「大学入学希望者学力評価テスト」は平成31年度初頭を目途に「実施大綱」(新テストの具体的内容)を策定・公表

○新テストの実施主体の設立【平成29年度を目途に設立】

- ・ 独立行政法人大学入試センターを改組した新たな組織は、新テストの実施、個別選抜等の支援、専門的人材の育成、入学者選抜や学力評価についての新しい方法の開発等を目的とする

○課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学びの推進と高等学校教員の資質能力の向上【速やかに実施】

- ・ 課題の発見と解決に向けた生徒の主体的・協働的な学習・指導方法の充実のために必要な方策について検討し、普及を図る
- ・ 教員の養成・採用・研修の改善について、中央教育審議会で具体的な方策の検討を行い平成28年度中を目途に制度改正

○多様な学習活動・学習成果の評価【平成28年度中に調査書や指導要録を改訂】

- ・ 専門家会議で検討を行い、調査書や指導要録を改訂

○学習指導要領の見直し【平成28年度中に答申】

- ・ 高等学校学習指導要領について、①「何を教えるか」ではなく「どのような力を身に付けるか」の観点に立って、②そうした力を確実に育むため、指導内容に加えて、学習方法や学習環境についても明確にしていく観点から見直しを行う

○大学教育の質的転換【平成27年度中を目途に制度改正】

- ・ 各大学において、全学的な教学マネジメントの下で、双方向の授業や主体的な学修への転換が促進されるための法令改正(SDの義務化をはじめとする学長を補佐する体制の充実)を実施

○学生の学修成果の把握・評価の推進【平成27年度中を目途に制度改正】

- ・ 認証評価制度について、学修成果や内部質保証(各大学における成果把握と改善の取組)に関する評価を推進

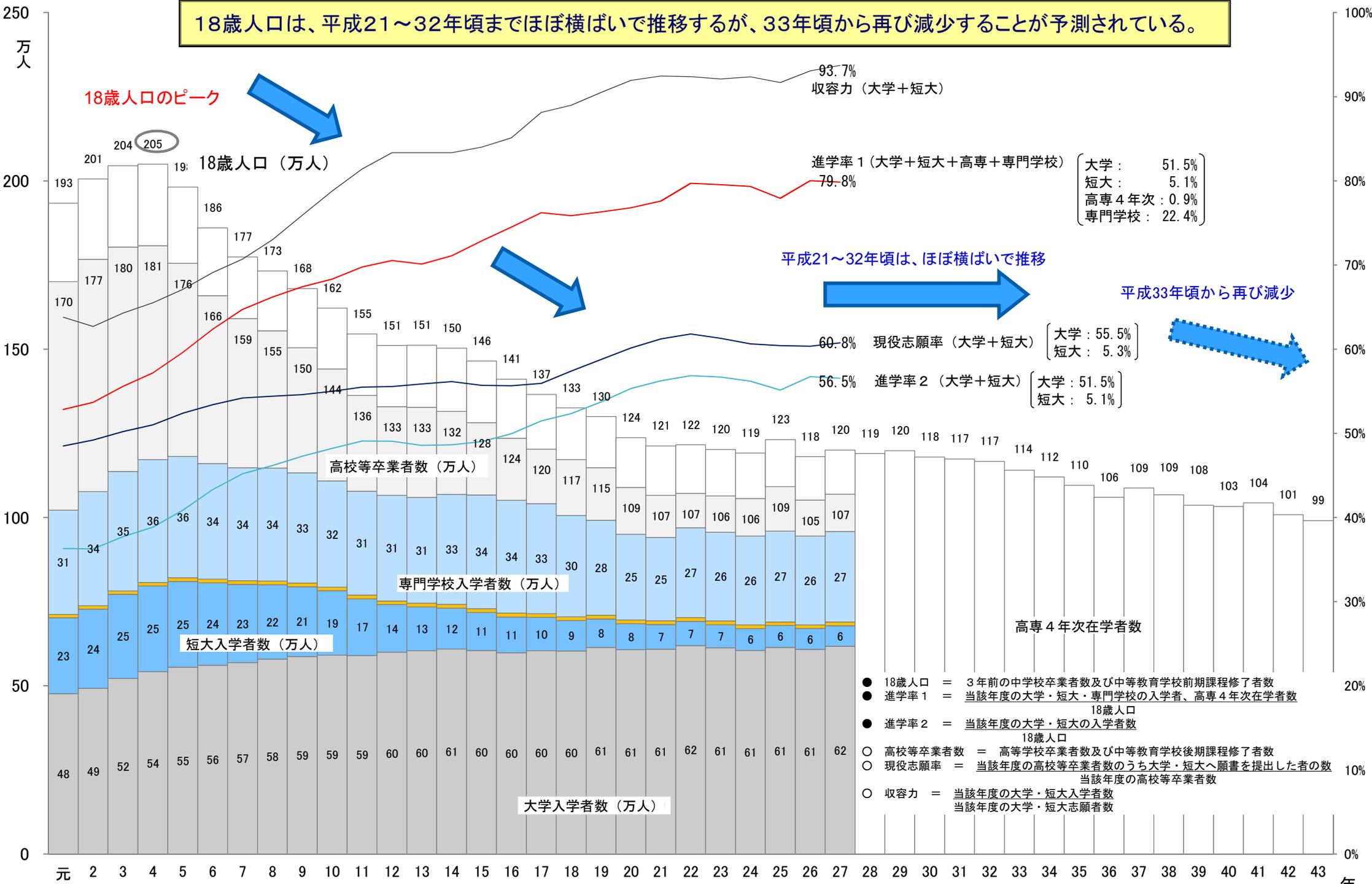
○大学への編入学等の推進【平成27年度中を目途に制度改正】

- ・ 高校専攻科修了生の大学への編入学について、中央教育審議会における検討結果を踏まえ、必要な制度改正を実施

3. 私立大学・学校を取り巻く現状

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

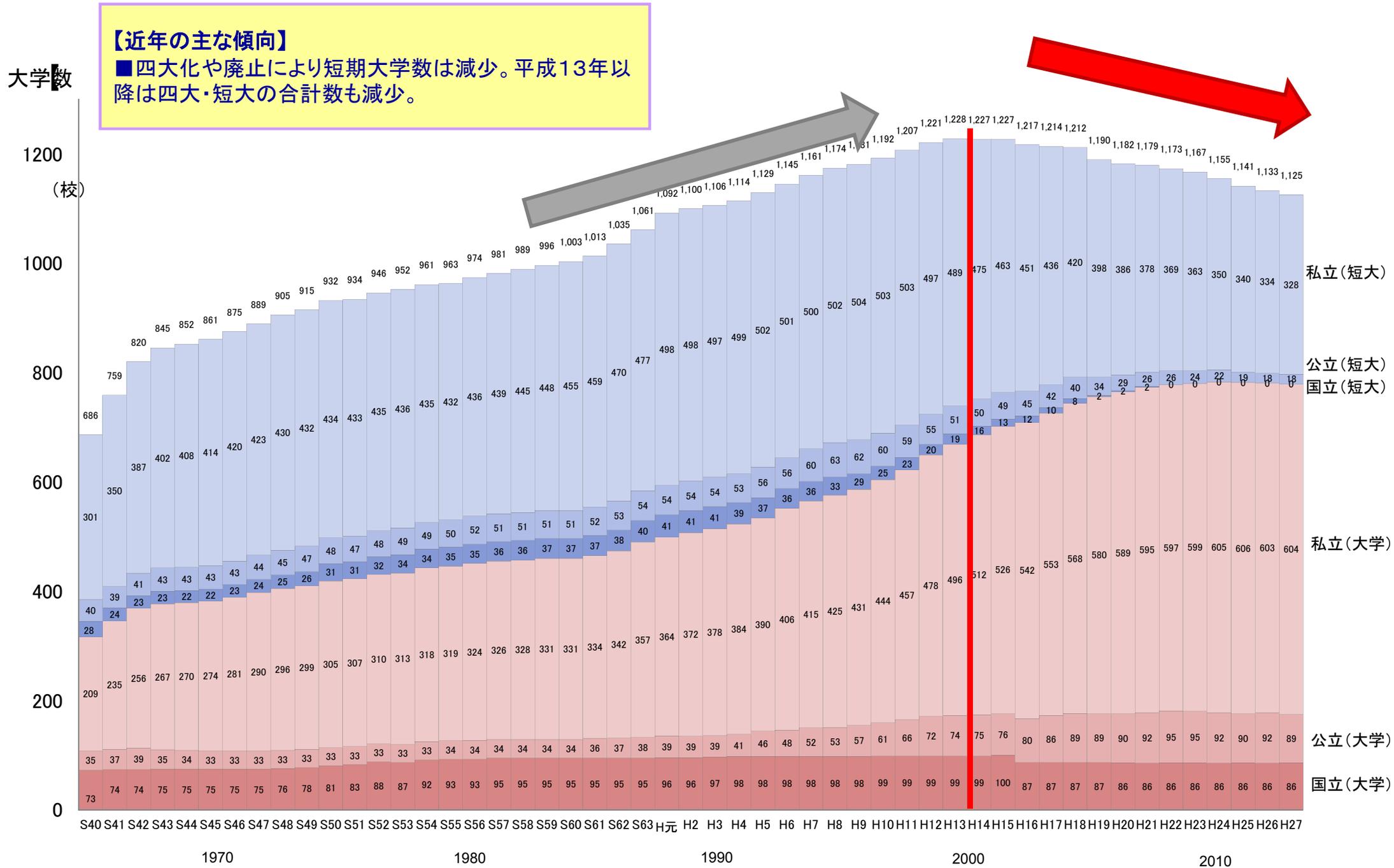
18歳人口は、平成21～32年頃までほぼ横ばいで推移するが、33年頃から再び減少することが予測されている。



- 18歳人口 = 3年前の中学校卒業生数及び中等教育学校前期課程修了者数
- 進学率1 = 当該年度の大学・短大・専門学校の入学者、高専4年次在学者数 / 18歳人口
- 進学率2 = 当該年度の大学・短大の入学者数 / 18歳人口
- 高校等卒業生数 = 高等学校卒業生数及び中等教育学校後期課程修了者数
- 現役志願率 = 当該年度の高校等卒業生数のうち大学・短大へ願書を提出した者の数 / 当該年度の高校等卒業生数
- 収容力 = 当該年度の大学・短大入学者数 / 当該年度の大学・短大志願者数

出典: 文部科学省「学校基本調査」(平成27年度は速報値)

近年の大学・短大数の推移(昭和40～平成27年度)

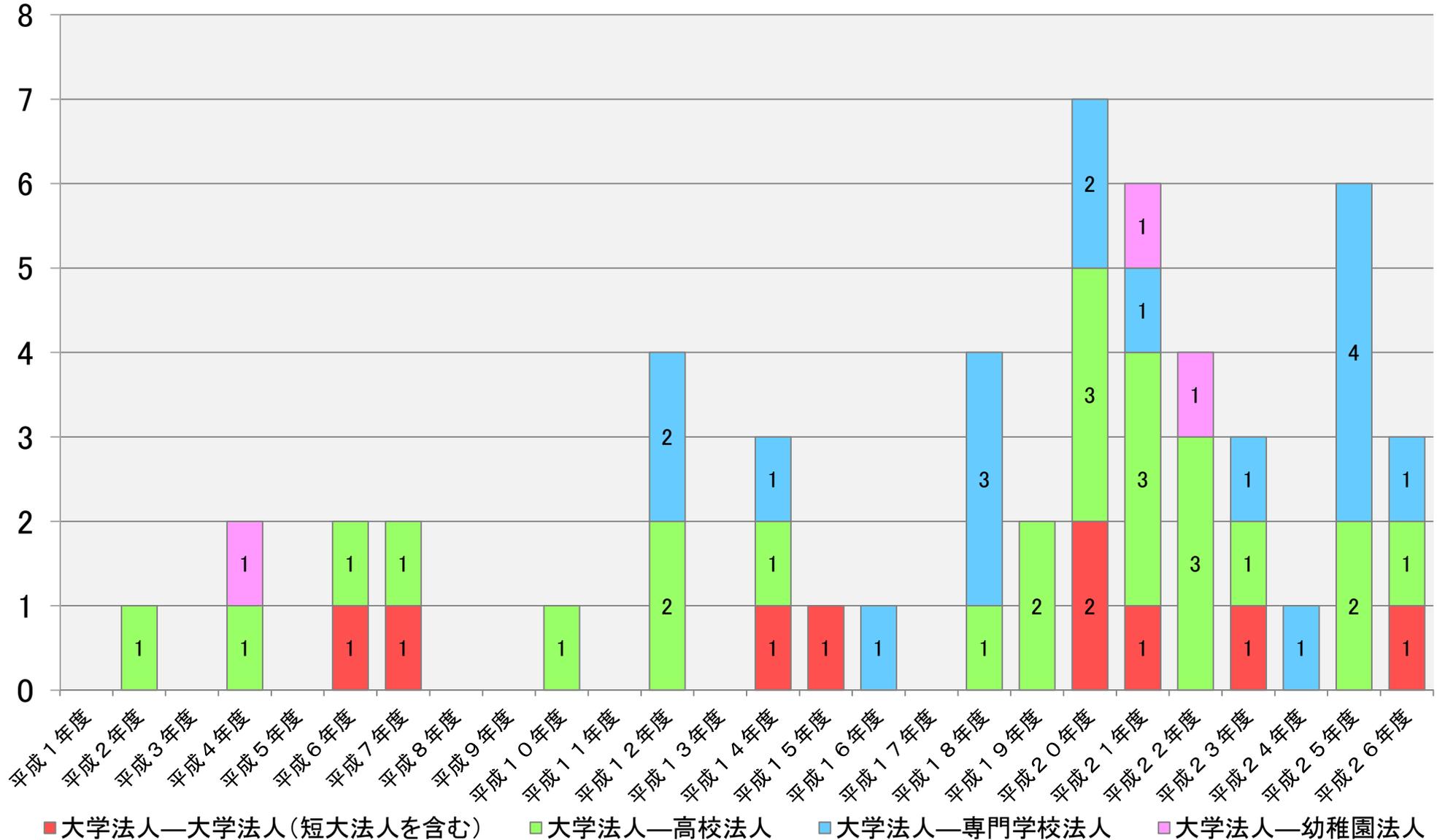


※学生募集停止の学校も含む。
 ※通信教育課程のみ置く学校は含まない。

出典：文部科学省「学校基本調査」(平成27年度は速報値)

学校法人の合併(経年の推移)

学校法人の合併数は、近年、やや増加傾向が見られる。
特に、大学法人と高校法人、専門学校法人間の合併が大きな割合を占めている。



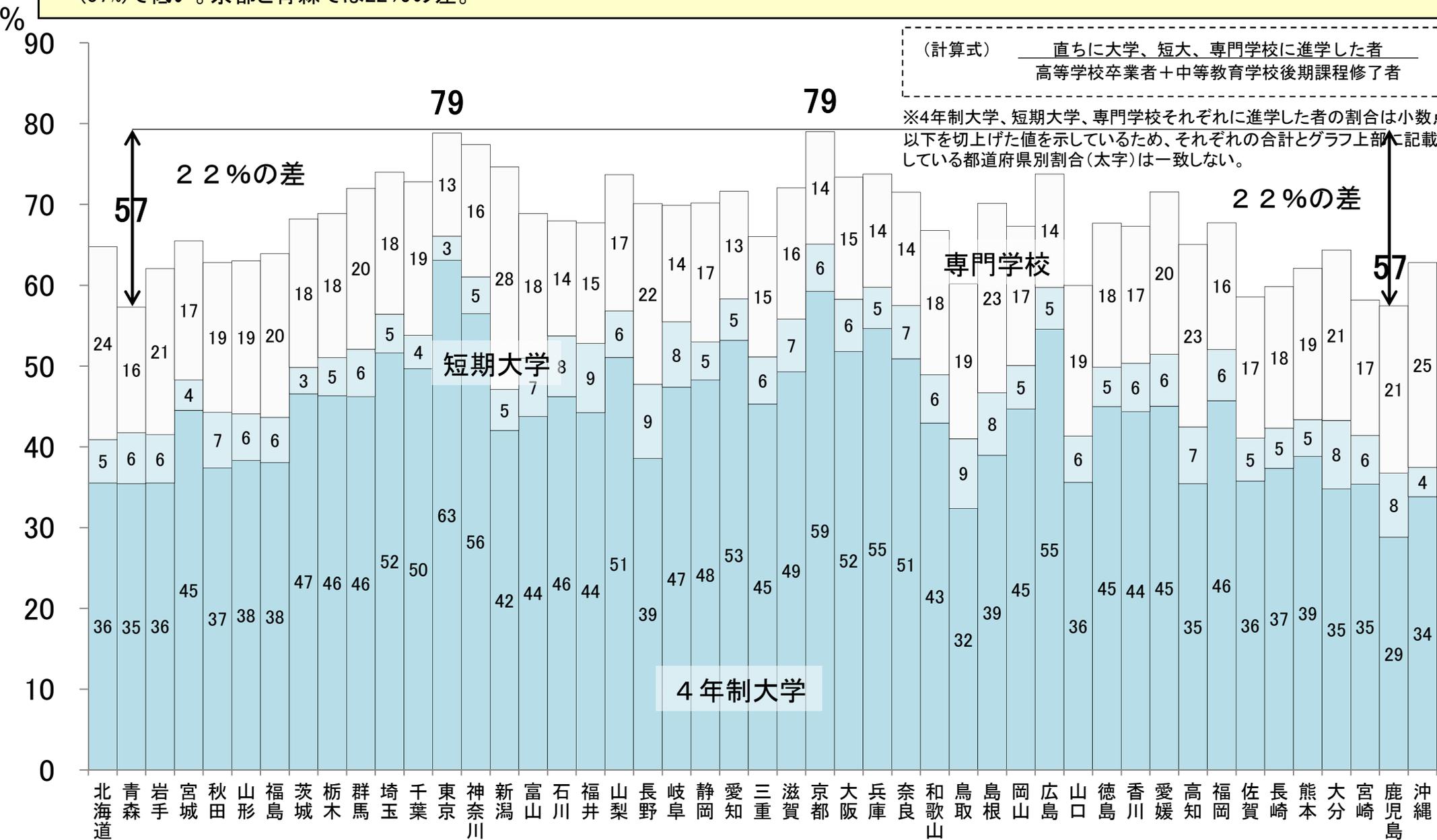
(出典:文部科学省調べ) ※新法人体制の開始日を基に作成

都道府県別高校新卒者の4年制大学、短期大学、専門学校への進学率

○ 平成26年度の都道府県別高校新卒者の4年制大学、短期大学、専門学校への進学率は、京都(79%)、東京(79%)で高く、青森(57%)、鹿児島(57%)で低い。京都と青森では22%の差。

(計算式)
$$\frac{\text{直ちに大学、短大、専門学校に進学した者}}{\text{高等学校卒業者} + \text{中等教育学校後期課程修了者}}$$

※4年制大学、短期大学、専門学校それぞれに進学した者の割合は小数点以下を切上げた値を示しているため、それぞれの合計とグラフ上部に記載している都道府県別割合(太字)は一致しない。



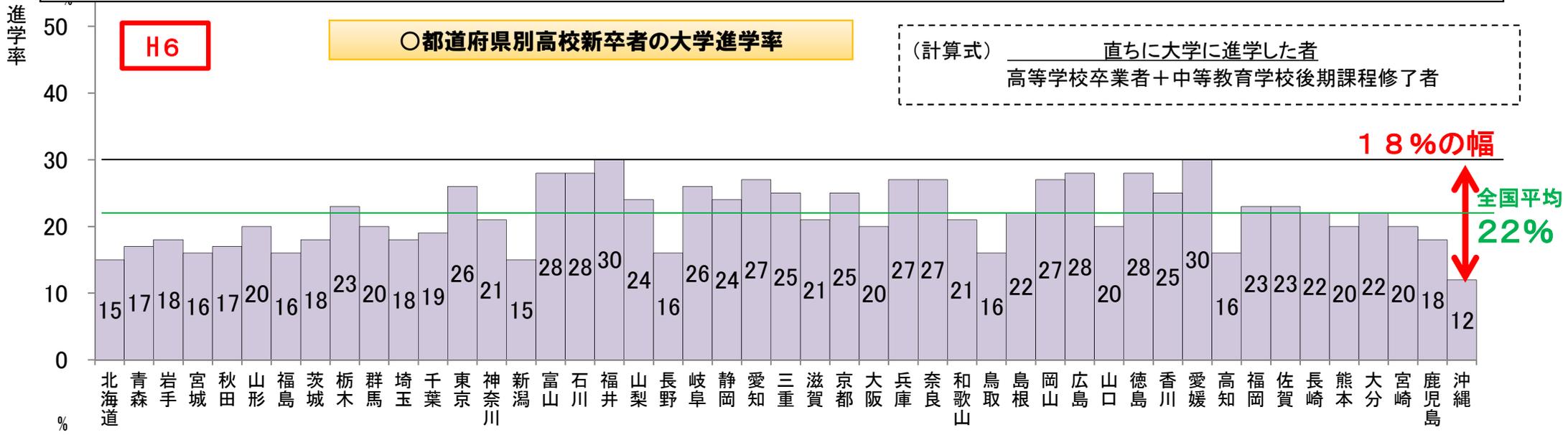
進学率の地域間格差（4年制大学）

○ 都道府県別の大学進学率の格差（最も高い県の進学率と最も低い県の進学率の差）は、20年間で15%以上拡大。

H6

○ 都道府県別高校新卒者の大学進学率

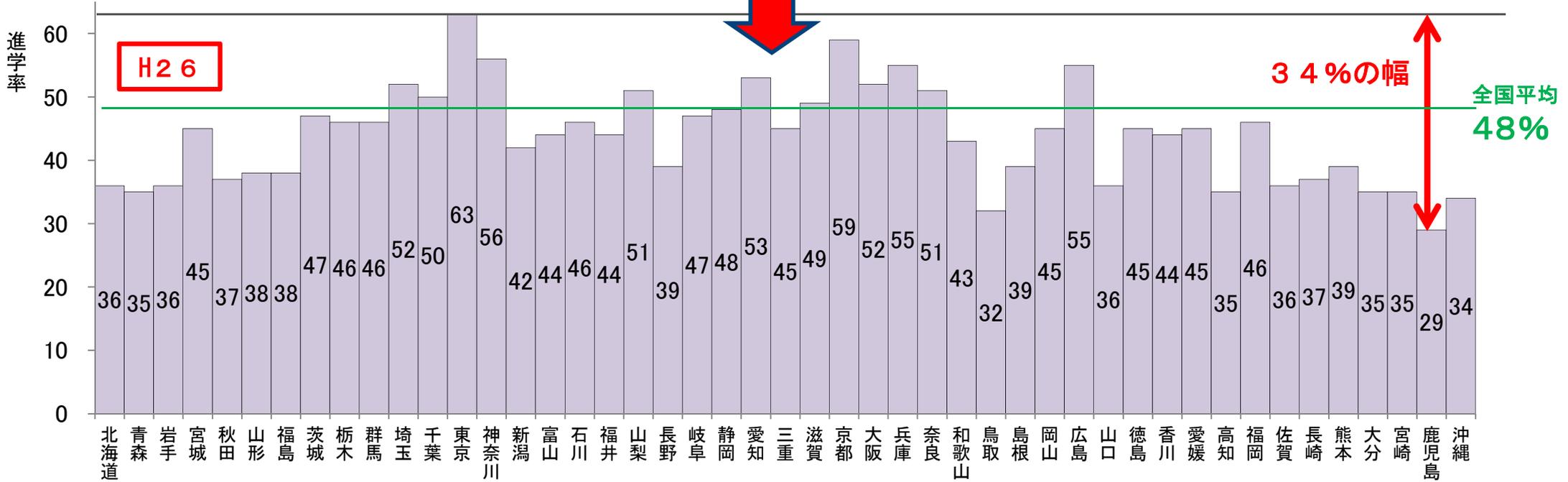
(計算式)
$$\frac{\text{直ちに大学に進学した者}}{\text{高等学校卒業者} + \text{中等教育学校後期課程修了者}}$$



18%の幅

全国平均 22%

H26



34%の幅

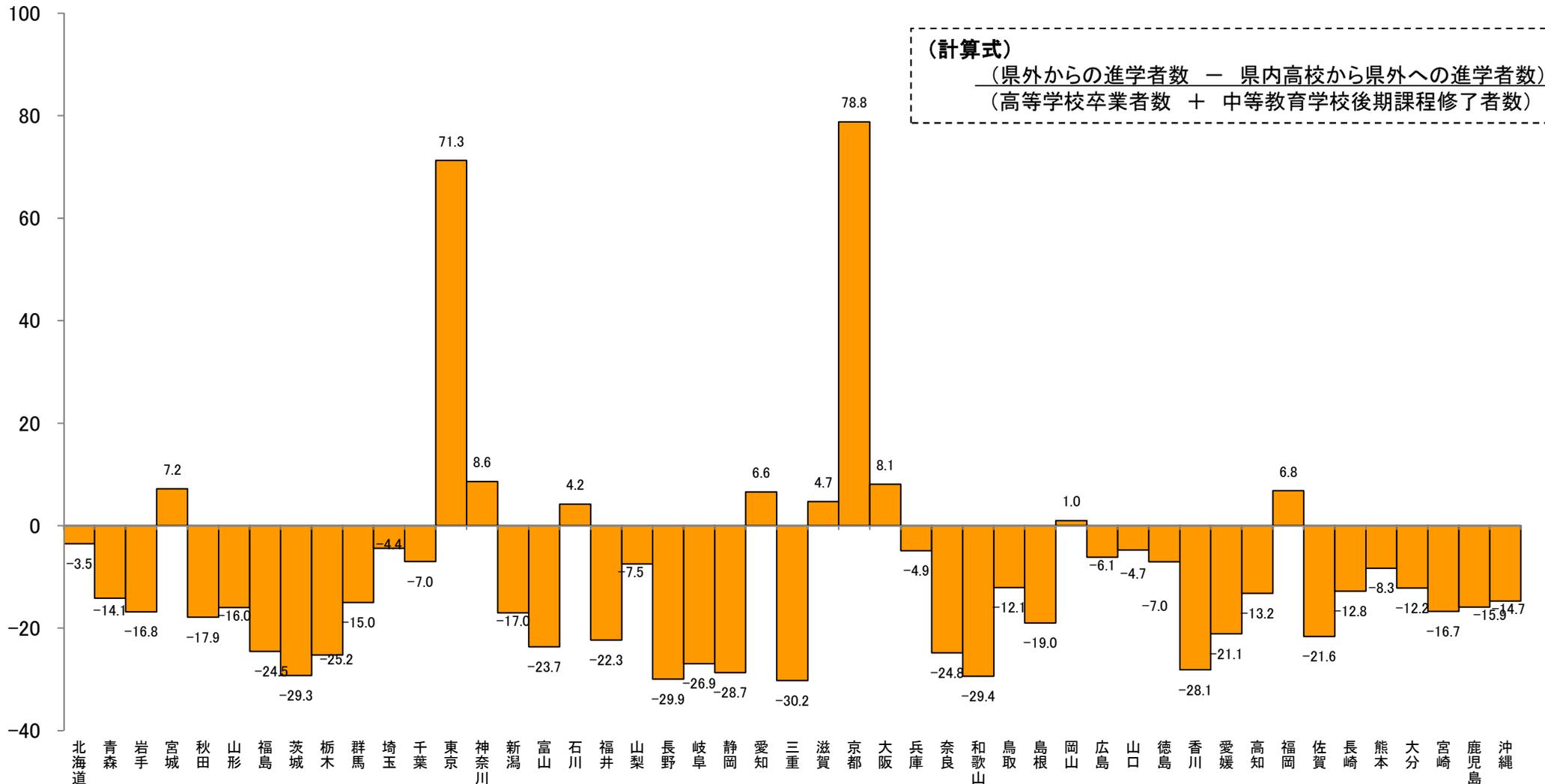
全国平均 48%

出典：文部科学省「学校基本調査（平成26年度版）」

○大学進学時の都道府県別流入・流出率

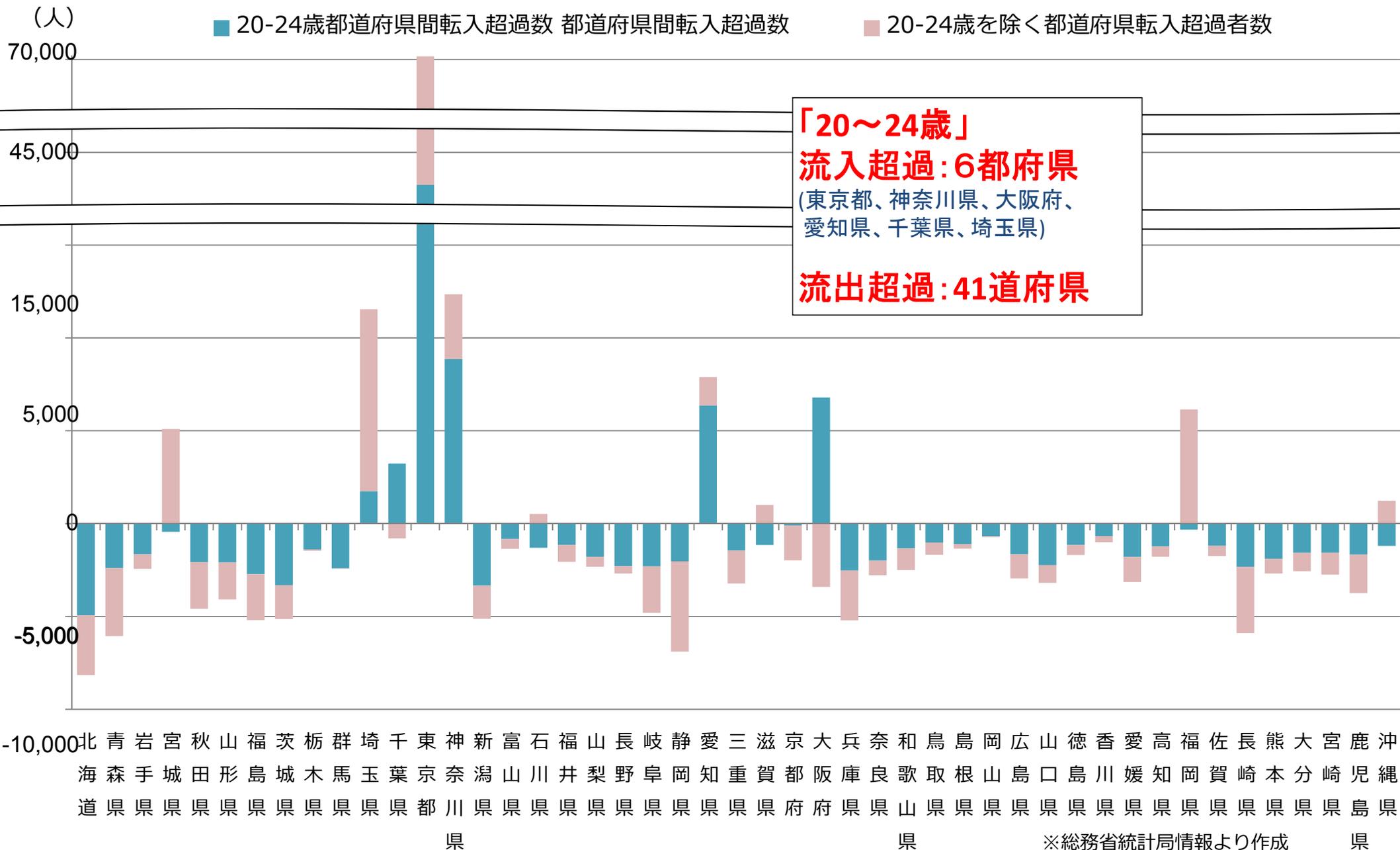
37の道県において、大学進学時に、県外からの流入を上回る者が県外に流出している。

※当該都道府県の高卒者数を100とした場合の
流入者(「+」は流出者)の割合

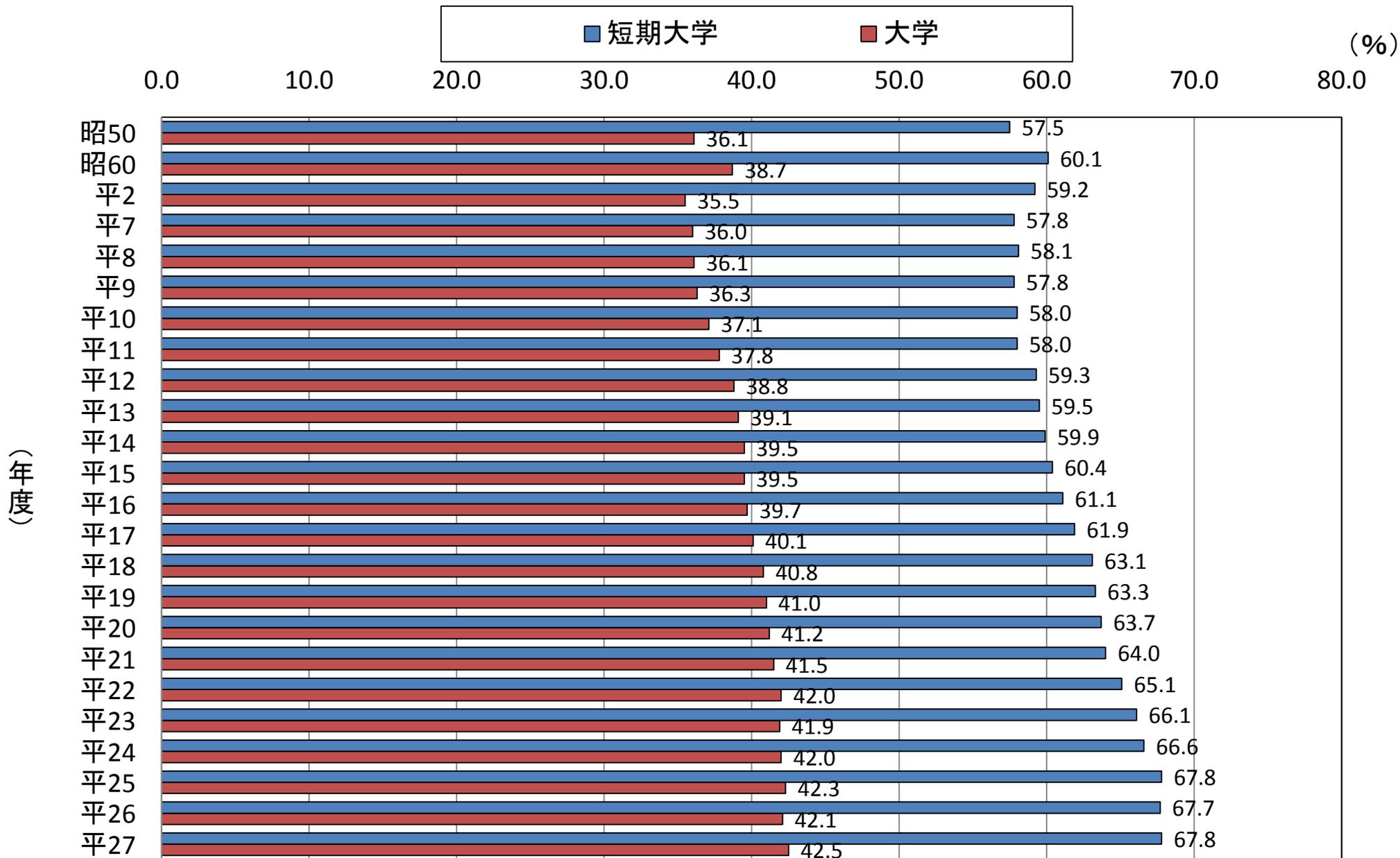


「20～24歳」における都道府県間人口移動

○ 就職や進学等を機に41道府県の若者が県外に流出（平成25年間）



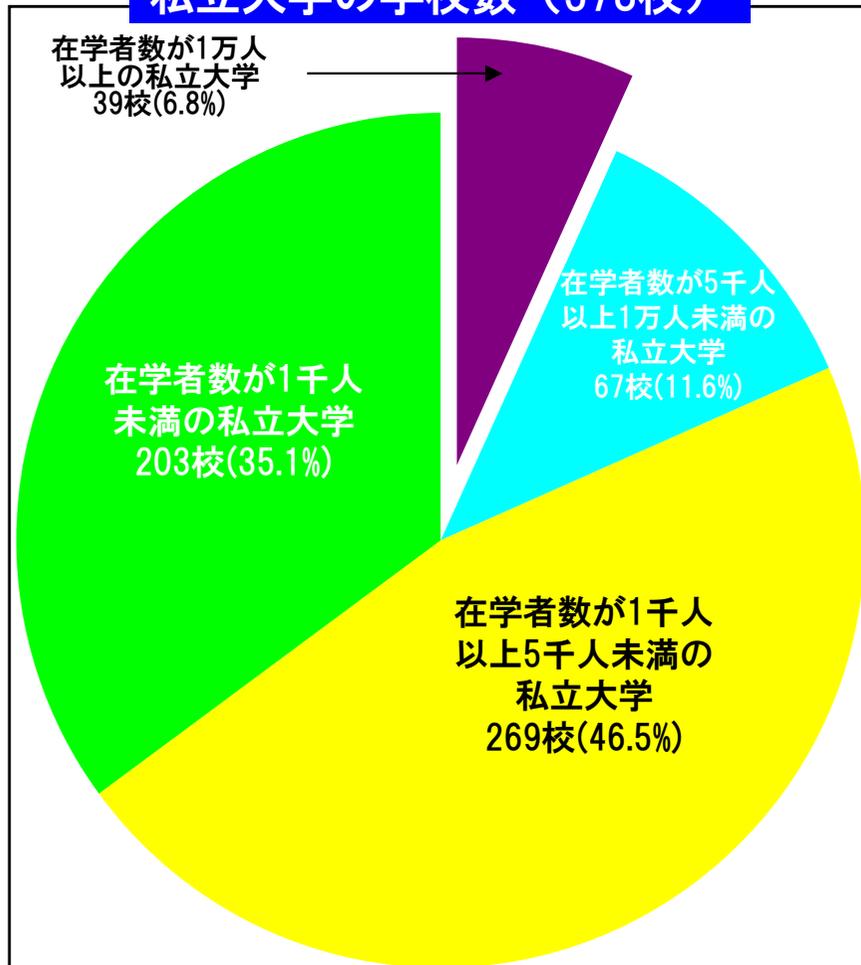
短期大学・4年制大学の自県内入学率の推移



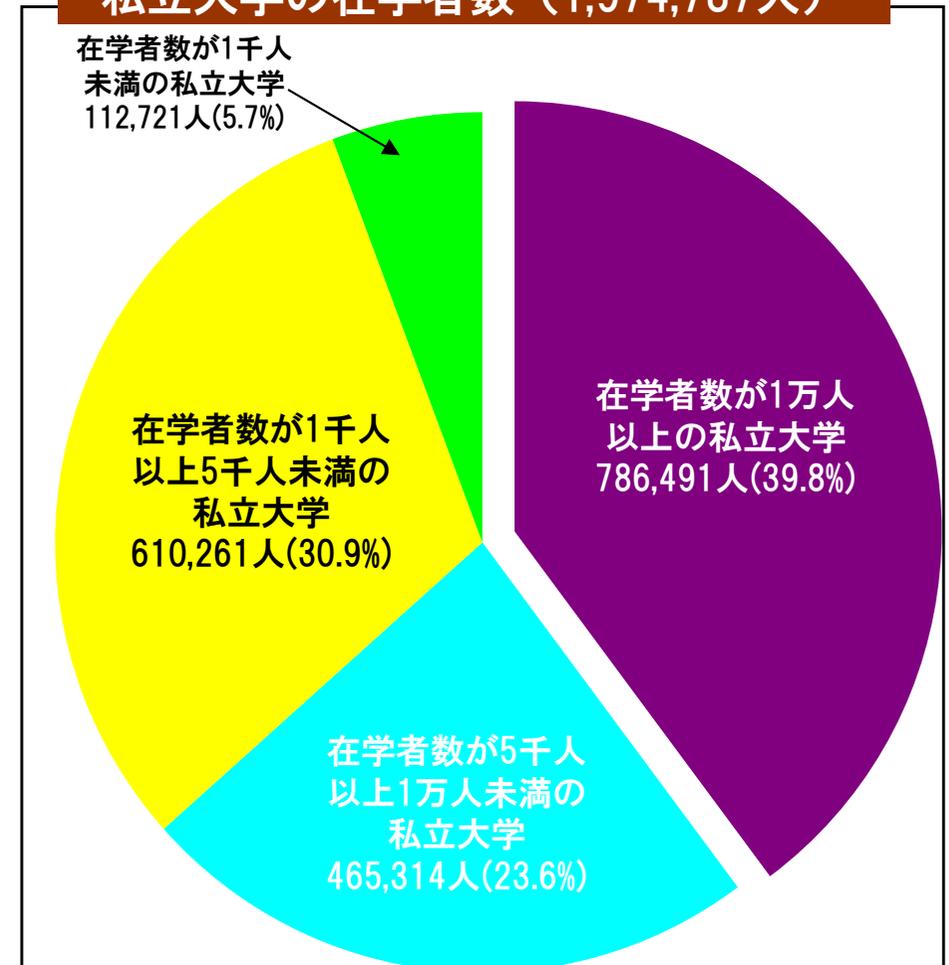
私立大学の学校数及び在学者数の規模別構成比率（平成26年度）

在学者数が1万人以上の私立大学（39校）は、学校数では全体の約7%であるが、在学者数では全体の約40%を占めている。

私立大学の学校数（578校）



私立大学の在学者数（1,974,787人）

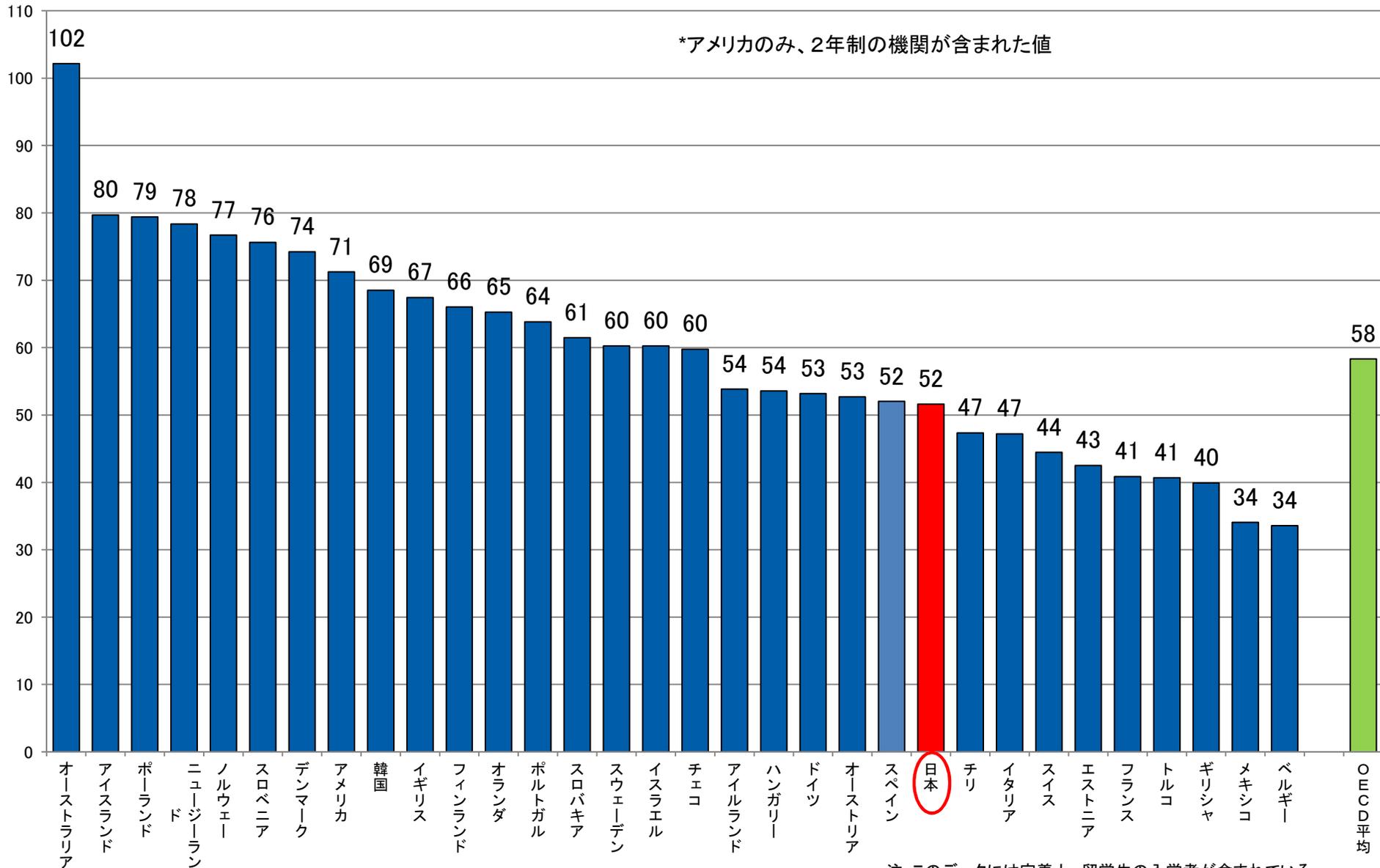


※ 日本私立学校振興・共済事業団のデータにより文部科学省が集計。
※ 学生募集停止中の大学、大学院のみを設置する大学及び通信制課程のみを設置する大学は含まない。

大学進学率の国際比較

我が国の大学進学率は上昇してきたが、OECD平均と比べて高いとは言えない。

(2012年)



注:このデータには定義上、留学生の入学者が含まれている。

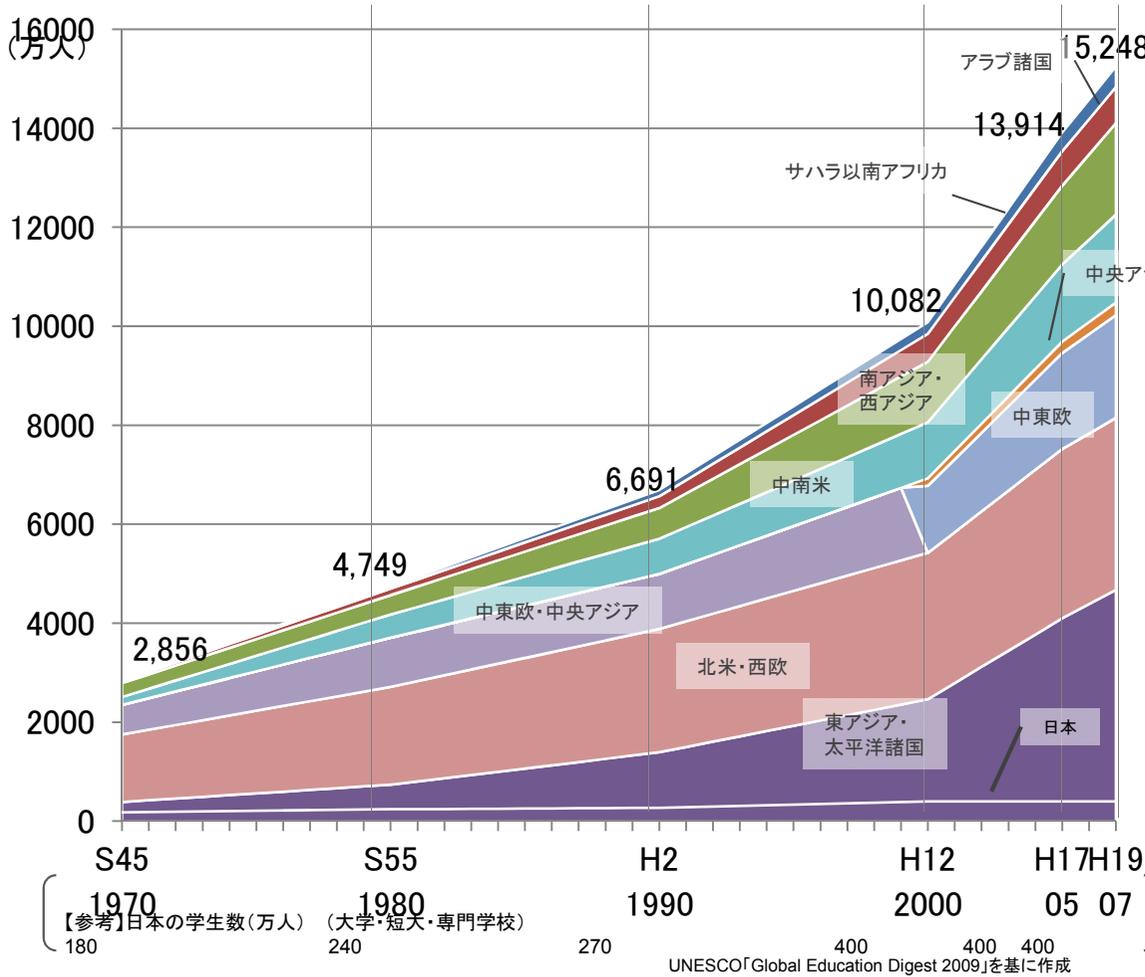
世界の高等教育機関の大学進学率と学生数

課題と目指すべき方向性

世界的に知識基盤社会を迎える中で、**国の発展の基盤として高等教育を重視**することが**世界的潮流**。
 ⇒我が国が世界に伍して発展していくためには、**「大学力」を国力そのものとして重視**することが不可欠。

世界の学生数は約10年間で倍増。
 (1995年：8,387万人※→2007年：15,248万人)

※ UNESCO「Global Education Digest 2009」における平成2年と平成12年の学生数に基づく推計値。



先進国や近年経済成長を遂げている国は、発展の基盤として高等教育を重視。

米国

○オバマ政権は「2020年までに大学卒業生比率を世界一に」と宣言し、コミュニティ・カレッジ卒業生を500万人増加する計画を2011年から開始。

欧州

○2020年までの欧州の経済成長と雇用に関する包括的な計画「欧州2020」において、高等教育修了者の増加を掲げる。

中国

教育事業の第12次5カ年計画(2011~2015年)
 ○5年間で、高等教育在学者数の増を目指す(2,922万人→3,080万人)。大学院在学者数についても増(154万人→170万人)。
 ○公財政予算において教育費を優先的に保障することを掲げる。

韓国

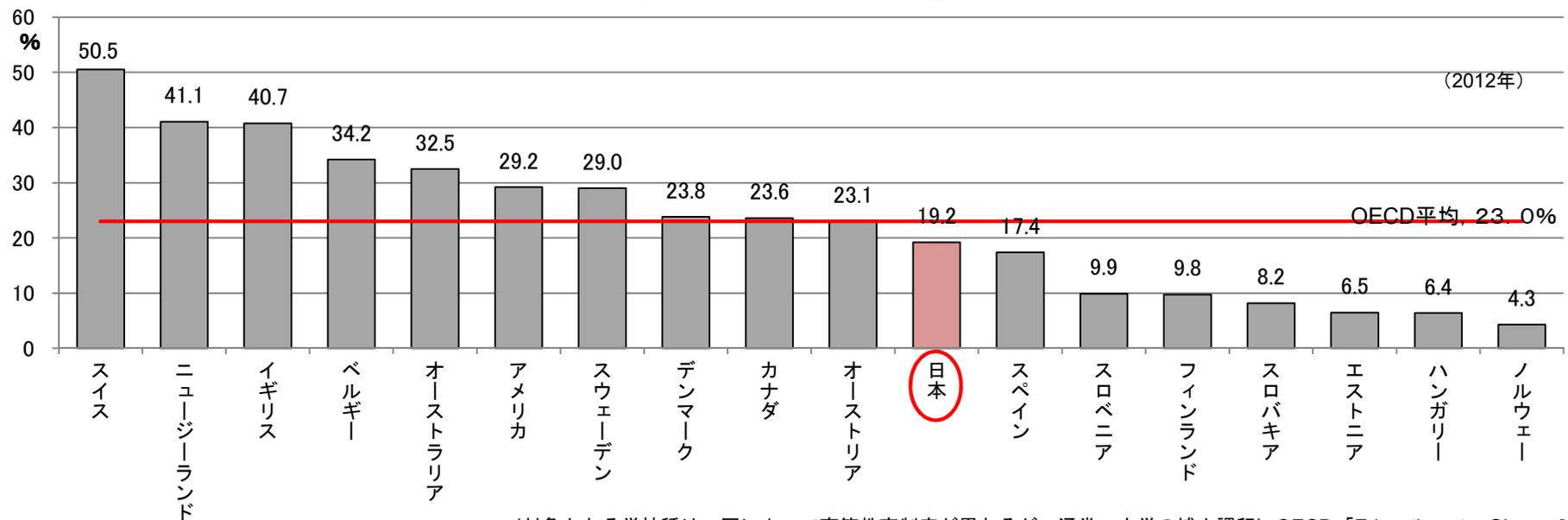
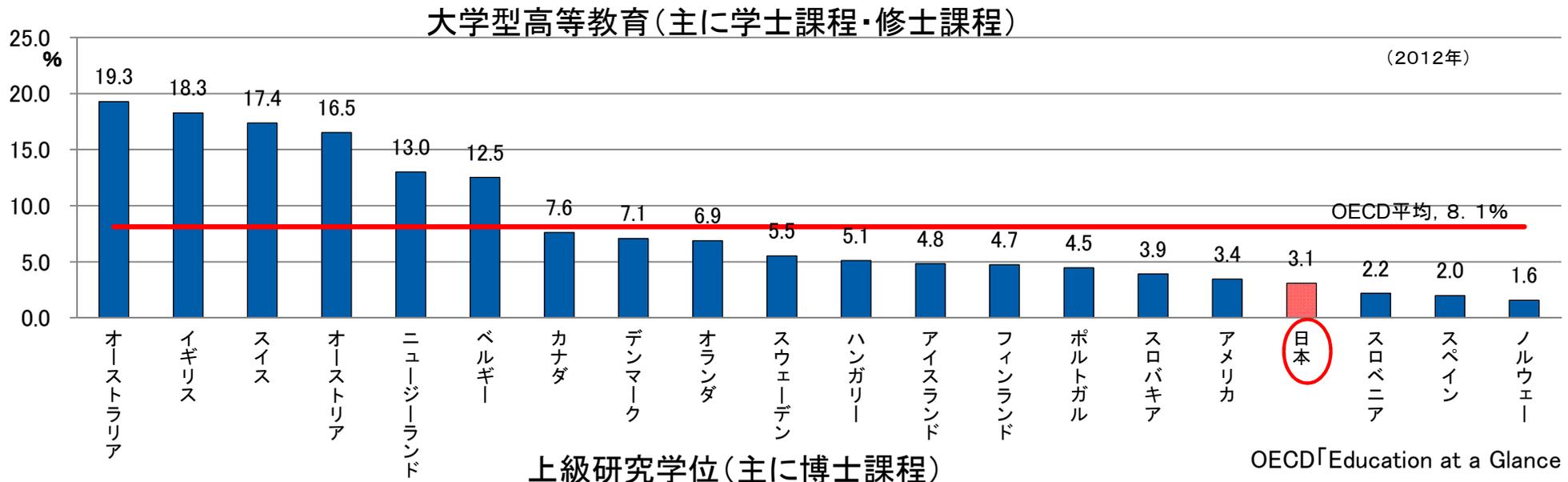
○1990年から2000年にかけて、大学生は約1.7倍(128万人→222万人)、進学率は70%を超えた。
 ○朴大統領は選挙公約において、高等教育への公財政支出(0.6%(2010年))をOECD平均(1.0%)まで拡大することを掲げる。

ASEAN

○シンガポール：「ワールド・クラス大学」の国内誘致計画を掲げ、1998~2008年までに欧米から14大学を誘致。また、高度な技能を有する労働力需要の高まりに対応するため、2020年までに大学進学率を27%(2012年)から40%に高めるとの方針を2012年に発表。
 ○マレーシア：第10次マレーシア計画(2011-2015)等で、高付加価値の知的産業の育成と世界トップレベル大学の育成等を掲げる。
 ○タイ：第10次経済社会開発計画等で、R&D(研究開発)人口の増加や大学の基盤整備等を掲げる。

各国の学生に占める留学生の内訳

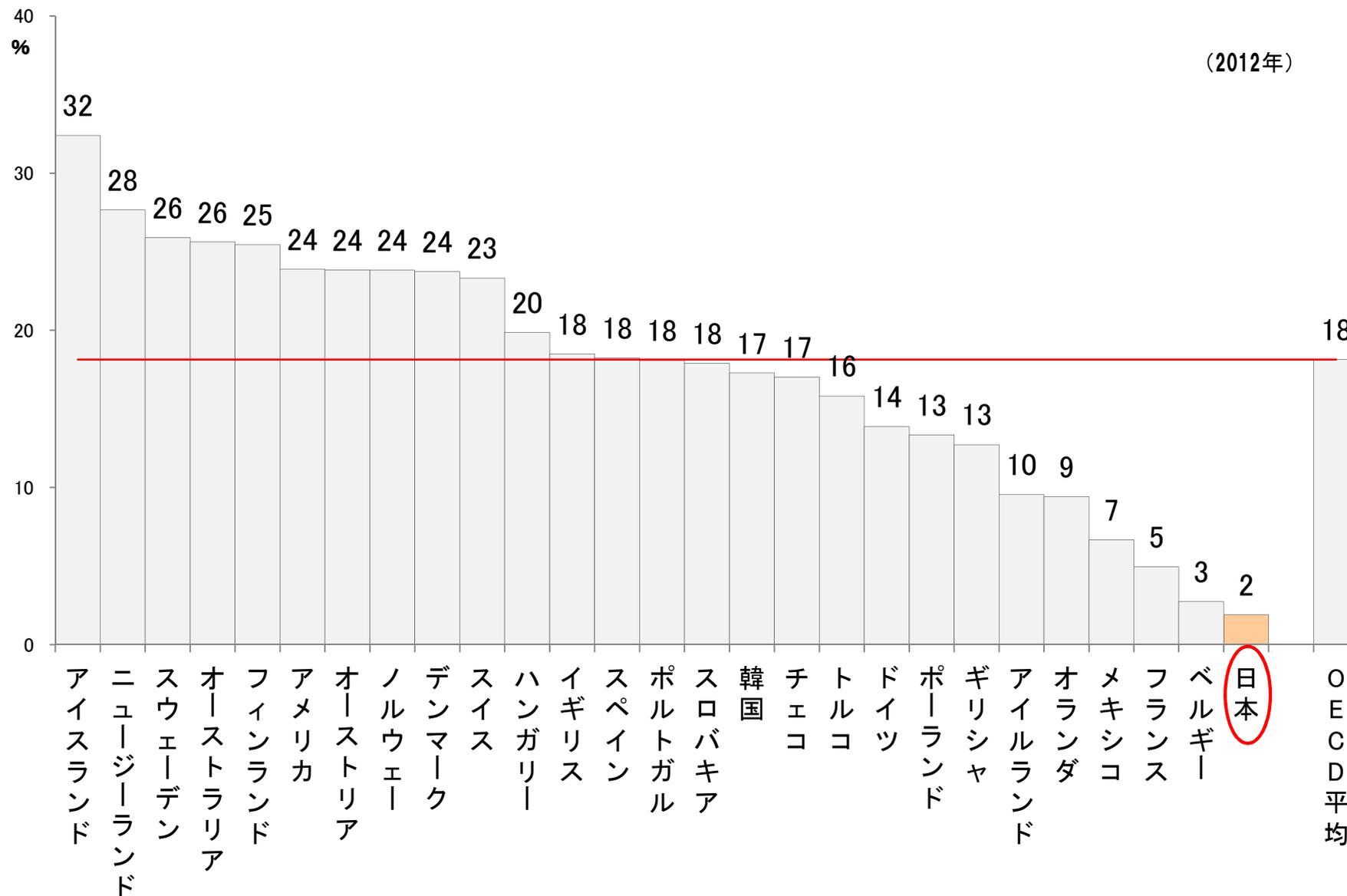
学士・修士課程において留学生が占める割合は、OECD平均は8.1%であるのに対して、日本は3.1%にとどまる。博士課程については、OECD平均は23.0%であるのに対して、日本は19.2%。イギリスの40.7%，アメリカの29.2%等に比較して少ない。



(対象となる学校種は、国によって高等教育制度が異なるが、通常、大学の博士課程) OECD, 「Education at a Glance 2014」

25歳以上の学士課程への入学者の割合（国際比較）

諸外国は25歳以上の入学者の割合は平均約2割に達し、社会人学生も相当数含まれる一方、日本の社会人学生比率は約2%であり、大きな差があると推定される。



出典: OECD Stat Extracts (2012)。ただし、日本の数値については、「学校基本統計」及び文部科学省調べによる社会人入学生数。

我が国における私学の現状と、私立学校の経営状況(平成27年度(帰属収支は25年度))

- 私立学校は、建学の精神に基づく個性豊かな教育研究活動により、学校教育の発展に大きく貢献。
- 幼稚園で約8割(115.8万人(82.6%))、高等学校で約3割(104.2万人(31.4%))、大学・短期大学で約7割(222.6万人(74.4%))の学生・生徒等が私立学校に在学。
- 今後、少子化の進行に伴い、個々の学校においては、定員の充足が困難となるなど経営環境が一層厳しさを増すものと予想。

【大学・短大合計】

○前年(平成26年)度と比較すると18歳人口が増加(+1.6%)したことから、入学者数が増加(54万5,000人(+1.6%))、入学定員充足率も上昇(+1.4P)。

【大学】

- 入学定員充足率100%未満の大学は43.2%。入学定員の80%以上を充足している大学は約8割で横ばい。
- 帰属収支差額は私立大学全体ではプラスであるものの、帰属収支差額がマイナスの大学は全体の36.3%(前年度比+0.9P)。

【短大】

- 入学定員充足率100%未満の短大は、61.0%(昨年比 Δ 3.7 P)。
- 帰属収支差額がマイナスの短大は、全体の50.4%(昨年比 Δ 6.0 P)。

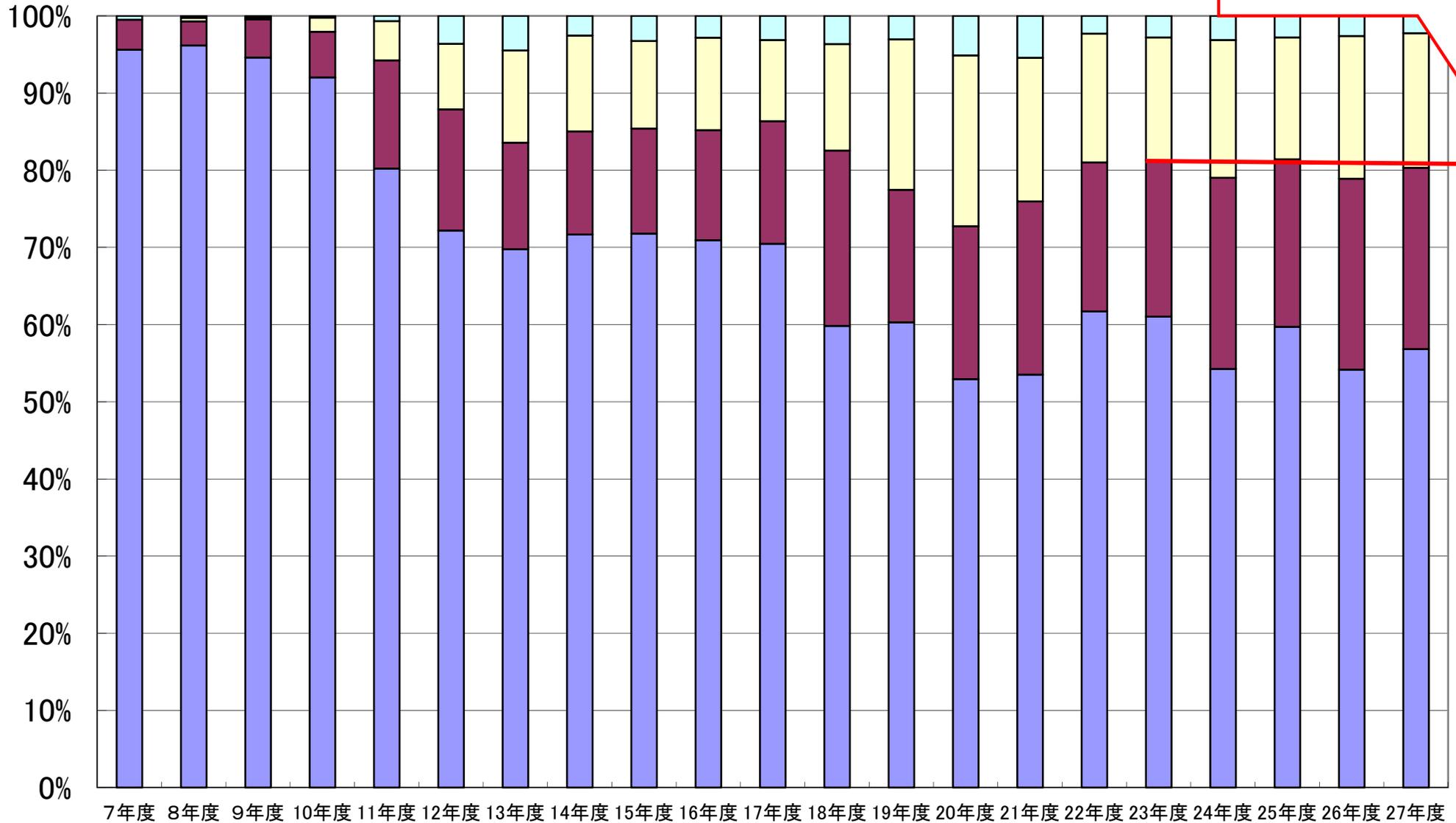
【高等学校】(※全て25年度のデータによる)

- 入学定員充足率100%未満の学校は、70.1%(昨年比 Δ 1.0P)。
- 帰属収支差額がマイナスの学校は、43.0%(昨年比 Δ 0.1P)。

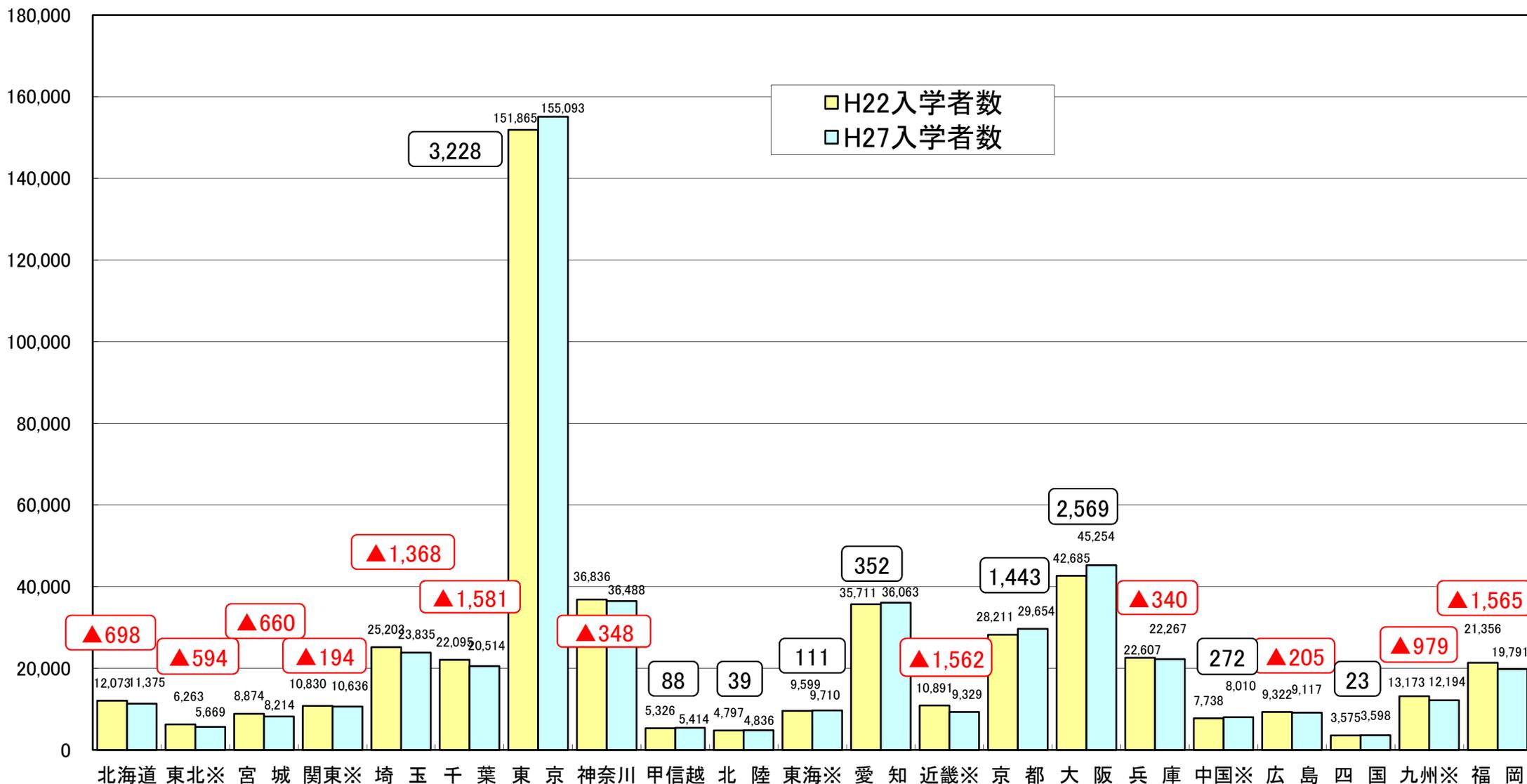
私立大学の入学定員充足状況

■ 100%以上の学校数
 ■ 80%~100%の学校数
 ■ 50%~80%の学校数
 ■ 50%未満の学校数

※80%以上充足している学校の割合はほぼ横ばい

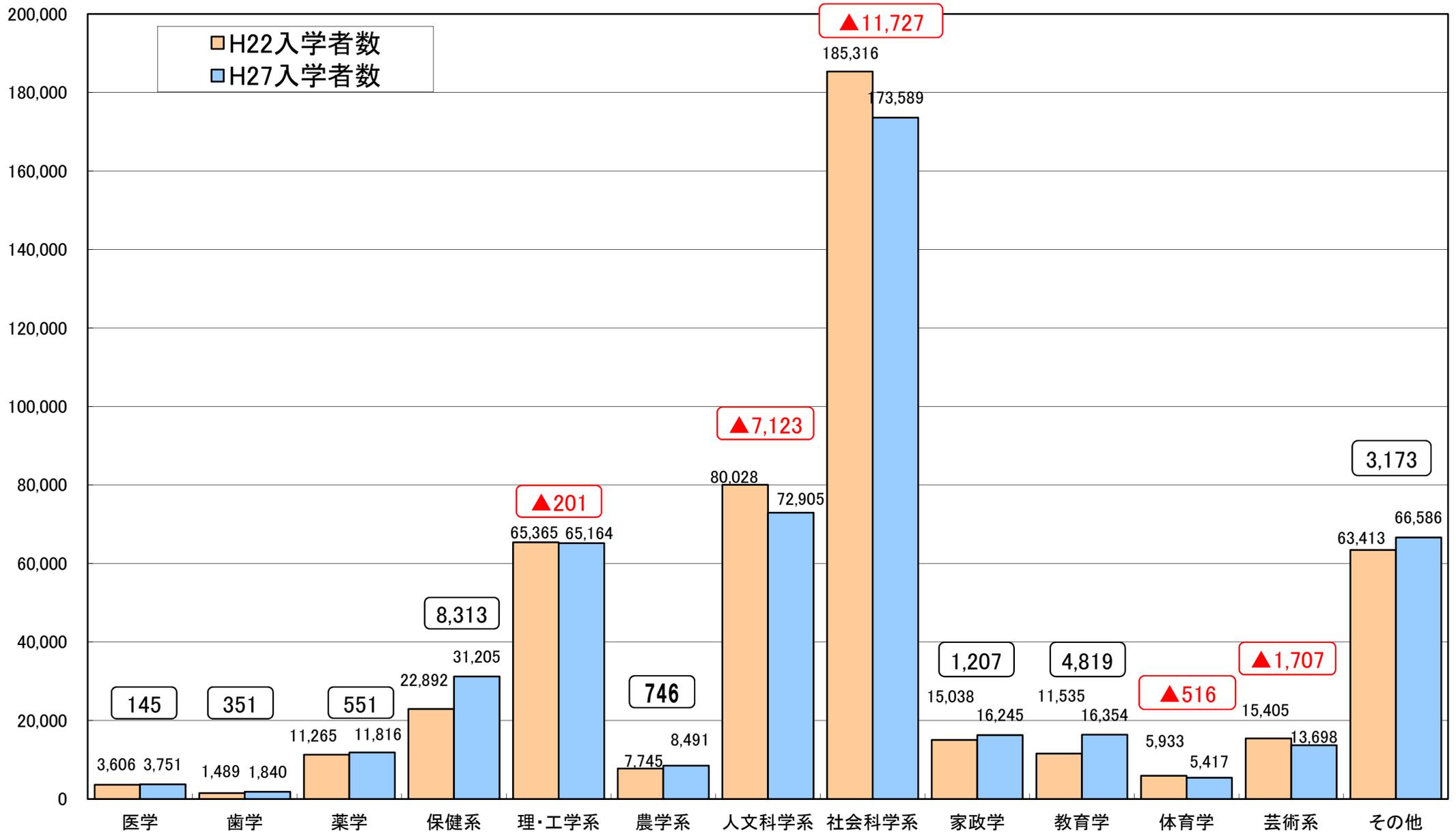


地域別の入学者数(5年前との比較、私立大学)

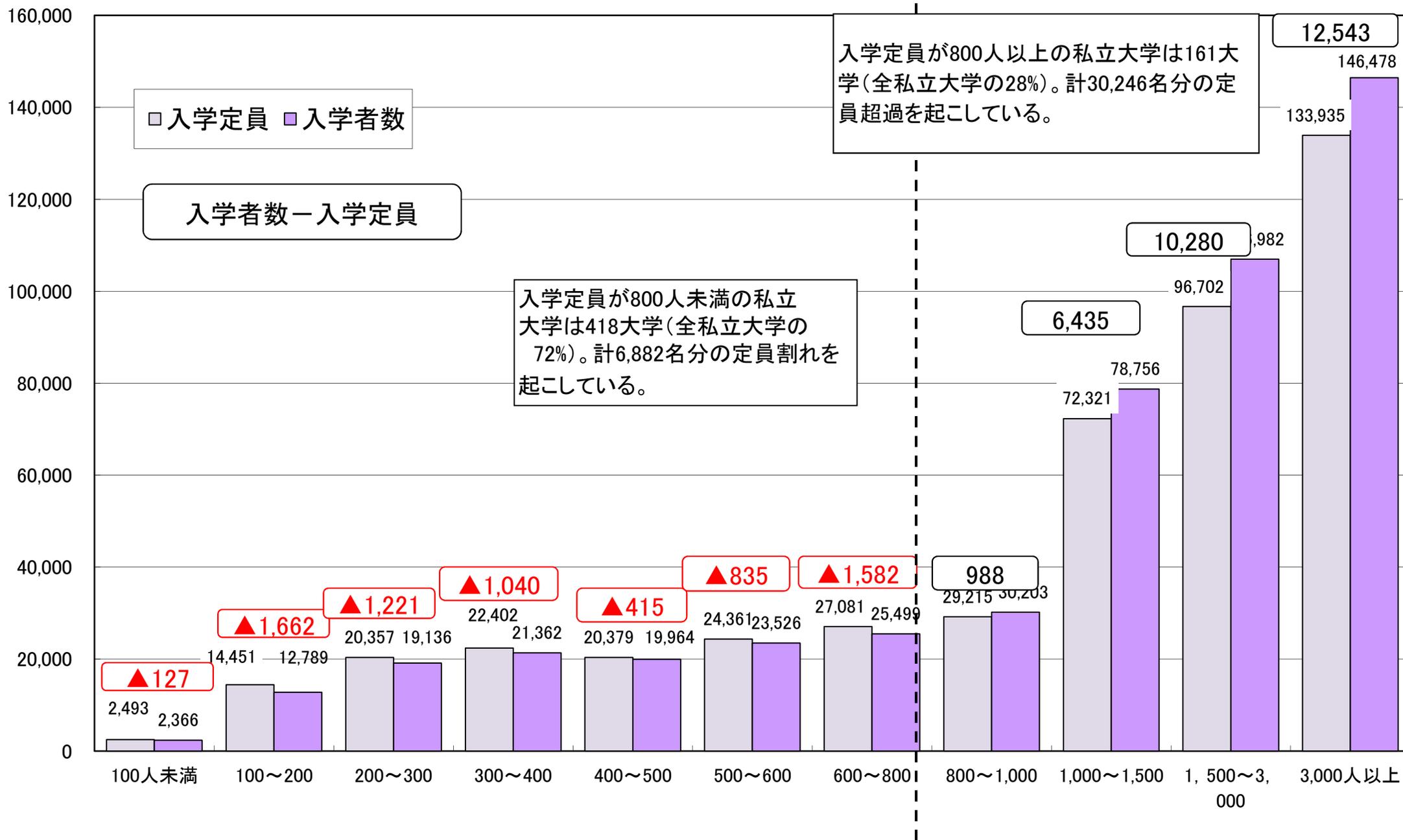


※東北は、青森、岩手、秋田、山形、福島県をいう。関東は、茨城、栃木、群馬県をいう。東海は、岐阜、静岡、三重県をいう。近畿は、滋賀、奈良、和歌山県をいう。中国は、鳥取、島根、岡山、山口県をいう。九州は、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄県をいう。

学部系統別の入学者数(5年前との比較、私立大学)



規模別の入学定員、入学者数等(平成27年度、私立大学)



私立大学・短期大学・高等学校の収支状況(経年の推移)

○大学の収支状況

(単位：億円)

年 度		4	9	17	18	19	20	21	22	23	24	25
集計学校数	a	校 378	校 425	校 547	校 561	校 572	校 577	校 586	校 579	校 592	校 588	校 591
帰属収入	b	21,843	26,813	31,547	31,950	32,336	32,394	32,379	32,449	33,599	32,946	33,156
消費支出	c	17,578	21,618	28,103	28,808	29,762	30,748	30,307	30,382	32,097	30,921	31,371
帰属収支差額	d = b - c	4,265	5,195	3,444	3,142	2,573	1,646	2,072	2,067	1,502	2,025	1,785
帰属収支差額比率	e = d ÷ b	19.5%	19.4%	10.9%	9.8%	8.0%	5.1%	6.4%	6.4%	4.5%	6.1%	5.4%
帰属収支差額が マイナスの学校数	f	校 52	校 48	校 165	校 179	校 194	校 229	校 230	校 227	校 250	校 208	校 215
割合	g = f ÷ a	13.8%	11.3%	30.2%	31.9%	33.9%	39.7%	39.2%	39.2%	42.2%	35.4%	36.3%

○短期大学の収支状況

(単位：億円)

年 度		4	9	17	18	19	20	21	22	23	24	25
集計学校数	a	校 495	校 499	校 418	校 404	校 380	校 376	校 371	校 358	校 353	校 335	校 337
帰属収入	b	5,893	5,345	2,854	2,700	2,530	2,326	2,201	2,098	2,200	1,940	1,961
消費支出	c	4,219	4,489	2,783	2,701	2,589	2,451	2,330	2,181	2,147	1,985	1,996
帰属収支差額	d = b - c	1,674	856	71	▲1	▲59	▲125	▲129	▲83	53	▲45	▲35
帰属収支差額比率	e = d ÷ b	28.4%	16.0%	2.5%	▲0.0%	▲2.3%	▲5.4%	▲5.9%	▲4.0%	2.4%	▲2.3%	▲1.8%
帰属収支差額が マイナスの学校数	f	校 52	校 136	校 190	校 212	校 203	校 227	校 223	校 207	校 193	校 189	校 170
割合	g = f ÷ a	10.5%	27.3%	45.5%	52.5%	53.4%	60.4%	60.1%	57.8%	54.7%	56.4%	50.4%

○高等学校の収支状況

(単位：億円)

年 度		4	9	17	18	19	20	21	22	23	24	25
集計学校数	a	校 1,255	校 1,279	校 1,270	校 1,290	校 1,273	校 1,272	校 1,279	校 1,244	校 1,263	校 1,266	校 1,286
帰属収入	b	11,375	11,413	10,237	10,221	10,051	9,896	9,891	9,808	10,087	10,173	10,384
消費支出	c	9,439	10,381	10,166	10,188	10,129	10,068	9,832	9,619	9,953	9,899	10,109
帰属収支差額	d = b - c	1,936	1,032	71	33	▲78	▲172	59	189	134	274	275
帰属収支差額比率	e = d ÷ b	17.0%	9.0%	0.7%	0.3%	▲0.8%	▲1.7%	0.6%	1.9%	1.3%	2.7%	2.7%
帰属収支差額が マイナスの学校数	f	校 182	校 336	校 649	校 670	校 701	校 693	校 625	校 578	校 599	校 546	校 553
割合	g = f ÷ a	14.5%	26.3%	51.1%	51.9%	55.1%	54.5%	48.9%	46.5%	47.4%	43.1%	43.0%

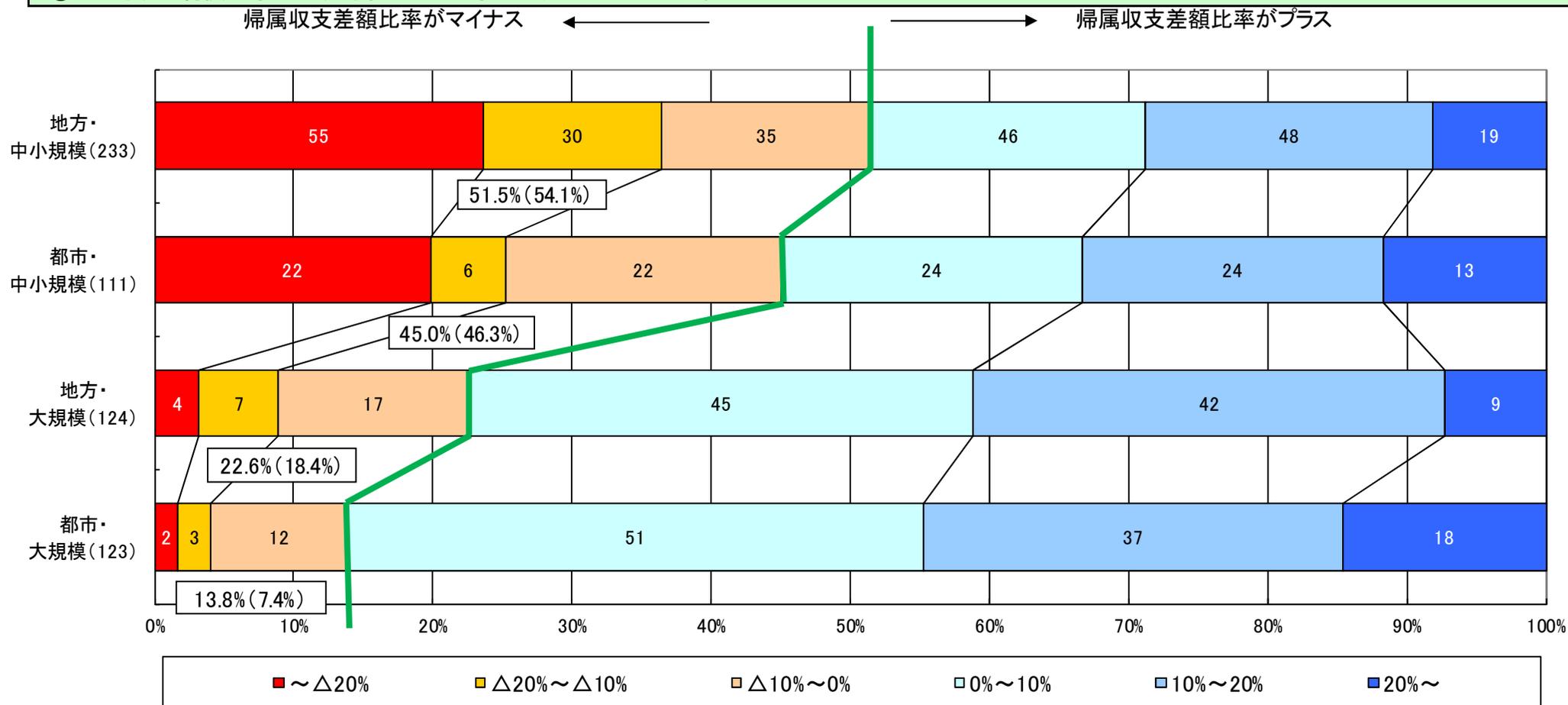
Qq○ 帰属収支差額比率とは、学校法人の負債とならない収入である帰属収入から消費支出を差し引いた差額(帰属収支差額)が収入全体の何%に当たるかを見る比率である。

(※) 出資(株式)の概念がなく、また、国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の向上など教育研究の充実に必要な資産相当額を資本(基本金)として帰属収入の中からあらかじめ確保しなければならぬため、基本金組入れ相当の帰属収支差額が必要になる。

出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」

帰属収支差額比率の大学類型別の分布

- ① 帰属収支差額比率がマイナスとなっている大学の割合は、地方・都市とも中小規模大学で高くなっている。
 ② 一方、大規模大学では、8割以上の大学でプラスとなっている。



帰属収支差額：学納金、寄付金等の自己収入から、人件費、教育研究経費等の支出（減価償却費、退職給与引当金等現金支出を伴わないものを含む）を差し引いたもの。

- ・都市：政令指定都市、東京23区
- ・地方：上記以外
- ・大規模：在籍学生数が2,000人以上
- ・中小規模：在籍学生数が2,000人未満

（なお、棒グラフ中の数字は、それぞれの範囲にある大学数を示す）

※ 51.5% は帰属収支差額比率がマイナスの割合で（54.1%）は前年度の割合

	大学数		学生数	
	実数(校)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
地方・中小規模	233	39.4	206,267	10.0
都市・中小規模	111	18.8	97,585	4.7
地方・大規模	124	21.0	681,803	33.1
都市・大規模	123	20.8	1,072,534	52.2
計	591	100.0	2,058,189	100.0

私学助成における定員管理の適正化について

1. 基本的考え方

- 大学における在籍学生数については、大学設置基準において、「大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在籍する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする」とされており、各大学においては、学生定員に対する在籍学生数の割合(「定員充足率」)を1.0とすることが原則として求められる。
- また、「まち・ひと・しごと総合戦略」(平成26年12月27日 閣議決定)においては、「大都市圏、なakanずく東京圏への学生集中の現状に鑑み、大都市圏、なakanずく東京圏の大学等における入学定員超過の適正化について資源配分の在り方を検討し、成案を得る」とされている。
- 現状としては全国で約4万5千人の入学定員超過が生じているところ(平成26年度の私立大学の状況)、そのうち約8割(約3万6千人)が三大都市圏に集中。特に、収容定員4,000人以上の大・中規模大学において三大都市圏への集中が約9割(全国約3万1千人のうち三大都市圏に約2万7千人)と顕著。
- このため、主として大・中規模の大学を中心に入学定員超過を抑制するため、以下の措置を講じる。

2. 具体的方策

- 入学定員充足率が一定の基準を超えた場合に私学助成を全額不交付とする基準を厳格化するとともに、入学定員充足率が1.0倍を超える場合に超過入学者数に応じた学生経費相当額を減額する措置を導入することを、平成31年度までの4年間で段階的に実施。

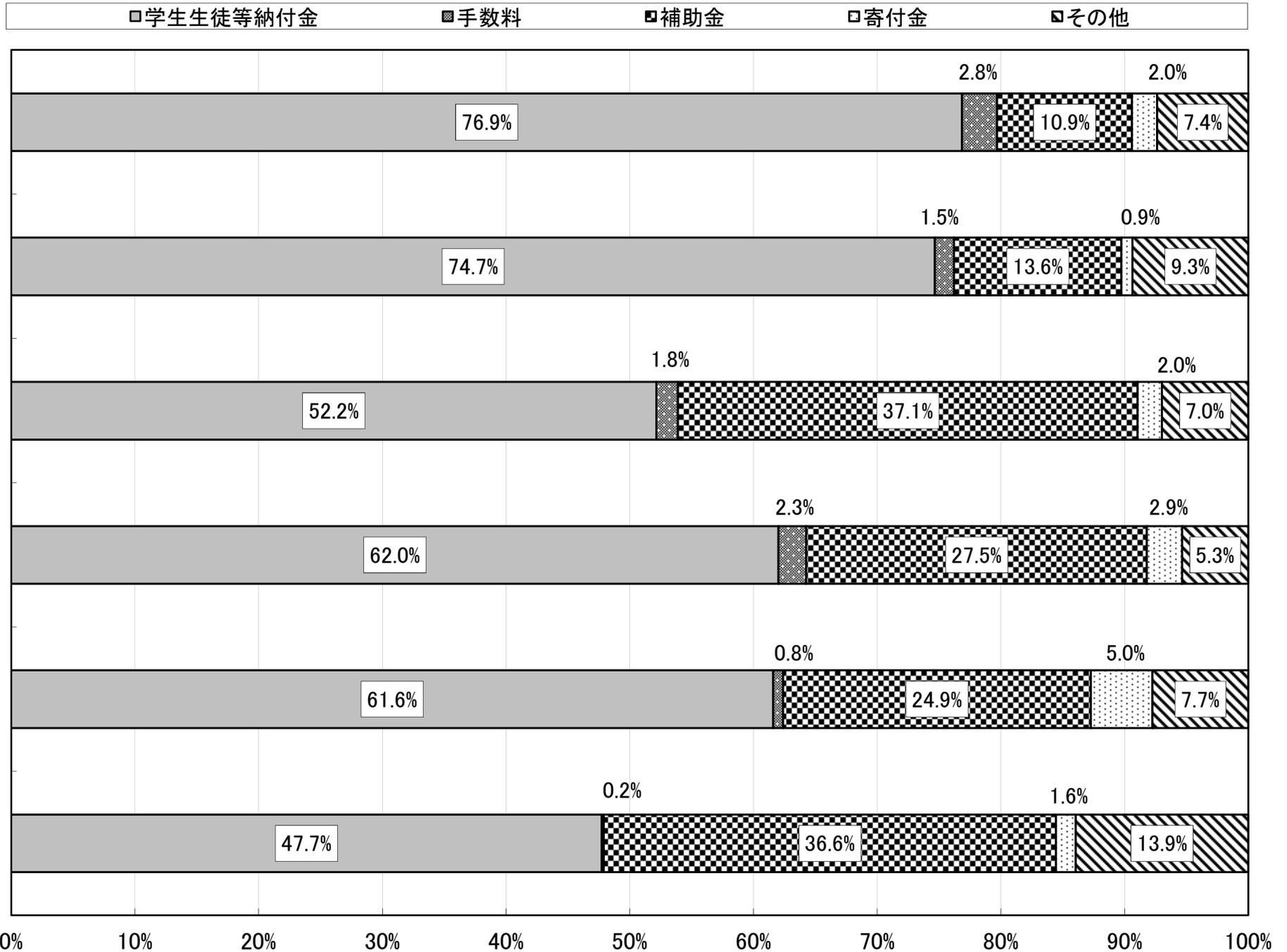
入学定員充足率		大学規模		
		大規模大学 (収容定員8,000人以上)	中規模大学 (収容定員4,000人以上、 8,000人未満)	小規模大学 (収容定員4,000人未満)
現行	全額不交付	1.2倍以上	1.3倍以上	
強化策 (案)	①全額不交付 (平成30年度までに段階的に厳格化)	<u>1.1倍以上</u>	<u>1.2倍以上</u>	1.3倍以上
	②学生超過分減額 (平成31年度に措置)	<u>1.0倍超</u>	<u>1.0倍超</u>	<u>1.0倍超</u>

※ なお、各大学が積極的に入学定員充足率を1.0倍とすることを促すため、上記の措置に加え、入学定員充足率を0.95～1.0倍とした場合に私学助成を上乗せするインセンティブ措置を新たに導入(平成31年度に措置)。

3. 具体的方策による効果

- これらの具体的方策による大都市圏への学生集中抑制の効果について、平成26年度の入学状況の実績に当てはめて試算すると、抑制される定員超過学生(約1万6千人)のうち、三大都市圏において約1万4千人(88.6%)、東京圏において約1万1千人(65.7%)の超過入学者が抑制されることが見込まれる。

私立学校の収入について



○日本私立学校振興・共済事業団調べ。

○大学・短大・高校・中学校・小学校は24年度決算、幼稚園は23年度決算の数値に基づき、各学校種の収入を合計。

4. 私学関係予算

平成27年度私学助成関係予算の概要

平成27年度予算：4,311億円
〔復興特別会計：147億円〕

私立大学等経常費補助 3,153億円(復興特別会計:28億円)

建学の精神や特色を生かした私立大学等の教育研究活動を支援するための基盤的経費を確保するとともに、被災地にある大学の安定的教育環境の整備や授業料減免等への支援を実施。

(1)一般補助 (2,711億円)

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援。

(2)特別補助 (441億円)

2020年度以降の18歳人口の急激な減少を見据え、経営改革や地域発展に取り組む私立大学等に対し、重層的に支援。

- ・地方の「職」を支える人材育成
- ・授業料減免の充実 等

(3)私立大学等改革総合支援事業(上記の一般補助及び特別補助の内数)(144億円)

教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化といった改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する支援を強化。

(4)私立大学等経営強化集中支援事業(上記の特別補助の内数)(45億円)

2020年度までを「私立大学等経営強化集中支援期間」として位置づけ、大学内・大学間でのスピード感ある経営改善を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る地方の中小規模の私立大学等を重点的に支援。

〔復興特別会計〕(28億円)

被災学生の授業料減免等や被災地にある大学の安定的教育環境の整備への支援。

私立大学等教育研究活性化設備整備事業 46億円

教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化といった改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する支援を強化するため、設備環境の整備を通じ支援する。

○私立大学等改革総合支援事業 (46億円)

私立高等学校等経常費助成費等補助 1,020億円

私立高等学校等の教育条件の維持向上や保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図り、各私立高等学校等の特色ある取組を支援するため、都道府県による経常費助成等に対して補助を行う。

(1)一般補助 (877億円)

各都道府県による私立高等学校等の基盤的経費への助成を支援。

(2)特別補助 (117億円)

各私立高等学校等の特色ある取組を支援。

- ・教育の国際化の推進、教育相談体制の整備、特別支援教育に係る活動の充実、学校安全の推進、授業料減免事業
- ・幼稚園における障害のある幼児受入れ、預かり保育への支援 等

(3)特定教育方法支援事業 (27億円)

特別支援学校等の特定の教育分野について、その教育の推進に必要な経費を支援。

私立学校施設・設備の整備の推進 92億円(復興特別会計:113億円)

建学の精神や特色を生かした私立学校の質の高い教育研究活動等の基盤となる施設・設備等の整備を支援する。また、財政融資資金を活用し、学校法人が行う施設整備等に対する融資を行う。

(1)教育・研究装置等の整備 (80億円)

(2)私立大学等改革総合支援事業(上記の内数)

(3)耐震化の促進(復興特別会計での対応分を含む) (125億円)

〔復興特別会計〕(113億円)

学校施設の耐震化等防災機能強化を促進するため、特に緊急性の高い校舎等の耐震補強事業のほか非構造部材の耐震対策を支援する。

〔財政融資資金〕(367億円)

※ この他、災害復旧関係費 5億円

平成28年度私学助成関係予算要求の概要

平成28年度要求額：4,899億円(+588億円)
〔復興特別会計：23億円〕

私立大学等経常費補助 3,275億円(+122億円)〔復興特別会計：18億円〕

私立大学等の運営に必要な経常費補助金を充実し、建学の精神や特色を生かした教学改革や経営改革等に取り組む大学等を重点的に支援

(1) 一般補助 2,747億円(+36億円)

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援

(2) 特別補助 528億円(+86億円)

2020年度以降の18歳人口の急激な減少を見据え、経営改革や地域発展に取り組む私立大学等に対し、重層的に支援

- ・私立大学等経営強化集中支援事業の充実
- ・高大接続改革への対応
- ・経済的に就学困難な学生に対する授業料減免の充実 等

(3) 私立大学等改革総合支援事業(上記の一般補助及び特別補助の内数) 192億円(+48億円)

教育の質的転換等の改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対して重点的に支援

(4) 私立大学研究ブランディング事業(上記の特別補助の内数) 79億円(新規)

学長のリーダーシップの下、優先課題として全学的な独自色を大きく打ち出す研究に取り組む私立大学に対し、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援

〔復興特別会計 18億円〕

被災学生の授業料減免等や被災地にある大学の安定的教育環境の整備への支援

私立大学等教育研究活性化設備整備事業 46億円(前年度同額)

教育の質的転換等の改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対して重点的に支援

○私立大学等改革総合支援事業 46億円

私立高等学校等経常費助成費等補助 1,055億円(+35億円)

私立高等学校等の教育条件の維持向上や保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図るとともに、各私立高等学校等の特色ある取組を支援するため、都道府県による経常費助成等に対して補助

(1) 一般補助 902億円(+25億円)

各都道府県による私立高等学校等の基盤的経費への助成を支援

(2) 特別補助 125億円(+9億円)

各私立高等学校等の特色ある取組を支援

- ・教育の質の向上のため、教育の国際化などを進める学校への支援拡充
- ・私立幼稚園等における障害のある幼児受入れや預かり保育への支援 等

(3) 特定教育方法支援事業 28億円(+1億円)

特別支援学校等の特定の教育分野について、その教育の推進に必要な経費を支援

私立学校施設・設備の整備の推進 523億円(+431億円)

建学の精神や特色を生かした私立学校の質の高い教育研究活動等の基盤となる施設・設備等の整備を支援。また、財政融資資金を活用し、学校法人が行う施設整備等に対する融資を行う。

(1) 教育・研究装置等の整備 94億円(+14億円)

(2) 私立大学研究ブランディング事業(上記の内数) 30億円(新規)

(3) 耐震化の促進 429億円(+417億円)

学校施設の耐震化等防災機能強化を更に促進するため、校舎等の耐震改築(建替え)事業及び耐震補強事業の防災機能強化のための整備等を重点的に支援

〔ほかに財政融資資金 865億円〕

※ この他、災害復旧関係費 5億円

私立大学等改革総合支援事業

- 高等教育全体の質の向上には、大学の約8割を占める私学の改革支援が急務。
- このため、タイプ1～4に対応した改革に全学的・組織的に取り組む大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費による一体的支援を実施。
- 対象は、延べ600校程度を想定（各タイプ間の重複採択あり、実数で400校程度）。

平成27年度予算額201億円(201億円)

経常費	144億円(144億円)
活性化設備費	46億円(46億円)
施設・装置費	11億円(11億円)

タイプ1「教育の質的転換」(300校)

全学的な体制での教育の質的転換
(学生の主体的な学修の充実等)を支援

＜評価する取組(例)＞

- 全学的教学マネジメント体制の構築
- シラバスの改善(主体的な学修を促す教育課程の編成)
- 学生の学習時間等の把握と充実
- 学生による授業評価結果の活用
- 履修系統図・ナンバリング・CAP制・学長裁量経費等の実施
- 外部組織と連携したProject-Based Learning
(例:新商品の企画・プレゼン)の実施
- 能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価する入学者選抜の実施

タイプ3「産業界・他大学等との連携」(75校)

産業界や国内の他大学等と連携した
高度な教育研究を支援

＜評価する取組(例)＞

産業界との連携

- 教育面を含む産学連携体制の構築
- 企業等との教育プログラムの共同策定・実施
- 長期インターンシップ

他大学等との連携

- 交流協定に基づく単位互換の実施・交流実績
- 教育プログラムの共同開発、共同研究、共同FD・SD

タイプ2「地域発展」(150校)

地域社会貢献、社会人受入れ、
生涯学習機能の強化等を支援

＜評価する取組(例)＞

- 自治体との包括連携協定の締結
 - 全学的地域連携センターの設置
 - 地域社会と連携した地域課題解決のための教育プログラム
 - 地域の学校等への教育支援・子育て支援
 - 社会人受入れ(正規課程、履修証明プログラム、科目等履修生)
 - 自治体や地元産業界等のニーズを踏まえた社会人教育プログラムの策定
- ※三大都市圏(過疎地域は除く)にある
収容定員8,000人以上の大学等は対象外。

タイプ4「グローバル化」(75校)

語学教育強化、国際環境整備、地域の国際化
など、多様なグローバル化を支援

＜必須要件＞

- グローバル化対応ポリシーの策定

＜評価する取組(例)＞

- 実践的な語学教育
- 教員の英語力強化
- 海外インターンシップ
- 海外大学等との交流協定(単位互換・ダブルディグリー)
- 外国人教員・学生の比率(留学生は出身国の多様性を考慮)
- 地域のグローバル化への貢献(例:留学生と地域の交流)

・経常費
・設備費
・施設費
による
一体的支援

私立大学等改革総合支援事業

平成28年度要求額252億円(201億円)

経常費	192億円(144億円)
活性化設備費	46億円(46億円)
施設・装置費	14億円(11億円)

- 高等教育全体の質の向上には、大学の約8割を占める私学の改革支援が急務。
- このため、各タイプに対応した改革に全学的・組織的に取り組む大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費による一体的支援を実施。
- 高大接続改革が進む中で、教育の質的転換の取組について重点的に措置(タイプ1)。
また、大学の特色に応じて申請できるタイプ2~4も充実。
- 対象は、延べ800校程度を想定(各タイプ間の重複採択あり)。

基本スキーム

タイプ2「地域発展」(200校)

地域社会貢献、社会人受入れ、生涯学習機能の強化等を支援

- 自治体との包括連携協定の締結
- 全学的地域連携センターの設置
- 地域社会と連携した地域課題解決のための教育プログラム 等

※三大都市圏(過疎地域は除く)にある収容定員8,000人以上の大学等は対象外。

タイプ3「産業界・他大学等との連携」(100校)

産業界や国内の他大学等と連携した高度な教育研究支援

- 教育面を含む産学連携体制の構築
- 長期インターンシップ
- 交流協定に基づく単位互換の実施・交流実績
- 教育プログラムの共同開発、共同研究、共同FD・SD 等

タイプ4「グローバル化」(100校)

国際環境整備、地域の国際化など、多様なグローバル化を支援

- 実践的な語学教育
- 外国人教員・学生の比率
- 地域のグローバル化への貢献 等

※必須要件 グローバル化対応ポリシーの策定。

タイプ1「教育の質的転換」(400校)

全学的な体制での教育の質的転換(学生の主体的な学修の充実等)を支援

＜評価する取組(例)＞

- 全学的教学マネジメント体制の構築
- シラバスの改善(主体的な学修を促す教育課程の編成)
- 学生の学習時間等の把握と充実
- 学生による授業評価結果の活用
- 外部組織と連携したproject-Based Learningの実施
- 履修系統図又はナンバリングの実施
- 3つのポリシーの策定・公表
- 高等学校教育と大学教育の連携強化 等

○18歳人口の急激な減少を見据え、大学内・大学間でのスピード感ある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る地方の中小規模私立大学等に対し、「私立大学等経営強化集中支援期間」における集中的支援を行う。

基本スキーム

対象期間 :平成27～32年度(2020年度)までの「私立大学等経営強化集中支援期間」

支援対象校 :地方の中小規模私立大学等(全国で約350校)のうち**最大150校程度**

※東京・千葉・埼玉・神奈川・愛知・京都・大阪・兵庫(過疎地域は除く)以外の道府県に所在、収容定員2,000人以下

※管理運営不適正等、情報公開の実施状況、役員報酬額(Bのみ)により不交付・減額等の措置を受ける大学等は対象外

選定・配分 :経営改革に向けた取組(経営の新陳代謝)を点数化し、獲得点数の多寡等に応じて傾斜配分

※自然的・社会的条件を勘案し、条件不利地域に所在する大学等への加算等を実施

※学校種や大学等の規模、地域のバランスに偏りが生ずる場合には、所要の調整を検討

	収容定員充足率	選定率・校数(目安)	配分額
タイプA(経営強化型)	80%~107%	50%程度・60~70校程度	3,000万円(平均)
タイプB(経営改善型)	50%~80%	70%程度・70~80校程度	3,500万円(平均)

主な評価項目例

◆経営状況の把握・分析

- ・SWOT分析、財務分析等の実施
- ・SDの実施(説明会、計算書類の読み方等)

◆組織運営体制の強化

- ・ガバナンス体制、監査体制の強化

◆学生募集・組織改編

- ・地域等のニーズ調査・満足度調査の実施
- ・定員規模の見直し、学部等の改組等

◆中長期計画の策定等

- ・中長期計画の進捗管理と見直し(PDCA)
- ・中長期計画策定への教職員の参画状況等

※タイプB 枠での申請には、「経営改善計画」(財務上の数値目標・達成時期を含む中長期計画)の策定・提出を必須とする。

◆人事政策・経費節減等

- ・人件費の見直し、人事考課の導入
- ・経費節減目標の設定、外部資金獲得状況

◆他大学等との連携

- ・共同IR、共同学生募集活動等の実施
- ・地元自治体・産業界との連携

※法人合併、大学統合等を機関決定する場合には、別枠で加点する。

※学生募集に係る評価項目等、自然的・社会的条件を勘案することが適当なものについては条件不利地域に所在する大学等に対して配点を上乘せする。

○18歳人口の急激な減少を見据え、大学内・大学間でのスピード感ある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る地方の中小規模私立大学等に対し、「私立大学等経営強化集中支援期間」における集中的支援を行う。

基本スキーム

対象期間 :平成27～32年度(2020年度)までの「私立大学等経営強化集中支援期間」

支援対象校:地方の中小規模私立大学等のうち**最大190校程度**

※三大都市圏以外に所在(三大都市圏の定義は首都圏整備法等を活用するが、平成27年度の対象地域に所在する大学等は対象とする。)、収容定員4,000人以下(※平成28年度から変更)

※管理運営不適正等、情報公開の実施状況、役員報酬額(Bのみ)により不交付・減額等の措置を受ける大学等は対象外

選定・配分 :経営改革に向けた取組(経営の新陳代謝)を点数化し、獲得点数の多寡等に応じて傾斜配分

※自然的・社会的条件を勘案し、条件不利地域に所在する大学等への加算等を実施

※学校種や大学等の規模、地域のバランスに偏りが生ずる場合には、所要の調整を検討

	収容定員充足率	選定率・校数(目安)	配分額
タイプA(経営強化型)	80%~107%	50%程度・90~100校程度	3,400万円(平均)
タイプB(経営改善型)	50%~80%	70%程度・80~90校程度	4,000万円(平均)

主な評価項目例

◆経営状況の把握・分析

- ・経営状況の把握・分析等に関するSDの実施
- ・学部等ごとのSWOT分析等の実施

◆組織運営体制の強化

- ・経営方針の企画立案等に係る機能の強化
- ・監査体制の強化

◆学生募集・組織改編

- ・地域における入学志願動向調査の実施
- ・定員規模の見直し、学部等の改組(Bのみ)

◆中長期計画の策定等

- ・中長期計画の進捗管理と見直し(PDCA)
- ・中長期計画策定への教職員の参画状況

※タイプB 枠での申請には、「経営改善計画」(財務上の数値目標・達成時期を含む中長期計画)の策定・提出を必須とする。

◆人事政策・経費節減等

- ・人事考課の導入
- ・経費節減目標の設定

◆他大学等との連携

- ・共同IR、共同学生募集活動等の実施
- ・他大学との学内施設等の共同利用

◆地域・産業界との連携等

- ・地域経済への波及効果の分析
- ・地方公共団体・企業からの資金提供

※法人合併、大学統合等を機関決定する場合には、別枠で加点する。(Bのみ)

私立大学戦略的研究基盤形成支援事業

平成27年度予算額

施設費・装置費：10億円
研究設備：15億円
研究費：45億円

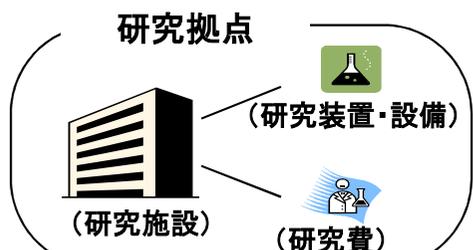
※継続採択分を含む

私立大学が、各大学の経営戦略に基づいて行う研究基盤の形成を支援するため、研究プロジェクトに対して重点的かつ総合的に支援(新規60件程度採択)

制度概要

- ・私立大学が各大学の経営戦略に基づいて形成を目指す研究基盤を決定
- ・研究施設・設備等を一体的に支援

私立大学における研究プロジェクト



- ◆ 研究施設：新增改築、改造工事 1,000万円以上
 - ◆ 研究装置：機械等 4,000万円以上 (H27のみ1,000万円以上)
 - ◆ 研究設備：器具等 500万円以上、図書 100万円以上
 - ◆ 研究費：教育研究経費、設備関係支出、アルバイト関係経費等
- ※3～5年の研究期間に渡って継続的に補助
※研究費については、特別補助の内数

今回新設する「地方等強化枠」

○対象校

地方大学（地方に所在する研究拠点を含む）※1又は中小規模大学※2

○選定基準

既存の選定基準に加え、当該大学の研究により**地域の活性化が図られるものや、地域の特性を活かして行う研究**を評価する。

※1 申請プロジェクトの研究拠点が、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県（ただし、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項、第33条第1項、第33条第2項に基づき過疎地域に指定されている地域を除く。）の都府県以外に所在すること。

※2 収容定員8,000人未満の大学であること。

NEW!

○我が国の科学技術の進展に寄与
○経営戦略に基づく研究基盤が形成され
○各大学の機能分化も促進
○**地域の活性化等に資する研究拠点の形成を促進**

私立大学研究ブランディング事業

平成28年度概算要求額109億円【新規】

[施設・装置：10億円 設備：20億円 経常費：79億円]

※「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」の継続採択分の支援を含む

学長のリーダーシップの下、優先課題として全学的な独自色を大きく打ち出す研究に取り組む私立大学に対し、施設費・装置費・設備費と経常費を一体的に支援

タイプA【社会展開型】 (Research Center for Society)

支援対象

地域の経済・社会、雇用、文化の発展や特定の分野の発展・深化に寄与する研究

- ・特定の地域あるいは分野における、地域の資源活用、産業の振興・観光資源の発掘・文化の発展への寄与、起業や雇用の創出等を目的とするもの
- ・申請は地方大学※1又は中小規模大学※2に限定

※1 三大都市圏（定義は首都圏整備法等を活用）以外に所在

※2 収容定員8,000人未満

タイプB【世界展開型】 (Research Center for the World)

先端的・学際的な研究拠点の整備により、全国的あるいは国際的な経済・社会の発展、科学技術の進展に寄与する研究

- ・学際・融合領域・領域間連携研究により新たな研究領域の開拓、生産技術の確立や技術的課題への大きな寄与、国際連携等のグローバルな視点での横断的取組、社会的ニーズに対応した知の活用等を目的とするもの

審査方法

【第1段階】研究体制審査

学長のリーダーシップの下で全学的優先課題としての設定や研究体制の整備が適切に行われていると認められる大学を選抜（点数式）

- 事業計画への記載、学内予算及び人的資源の重点的・効率的配分、教育への展開計画の策定など、全学的優先課題として位置付けされているか。
- 研究活動・研究業績に係る点検・評価を実施し、その結果を研究組織あるいは全学的な管理運営に反映する体制が整備されているか
- 研究活動の進捗管理及び支援に係るマネジメント体制、学内外の連携体制が整備されているか。等

70件程度選定

【第2段階】研究内容審査

- 期待される研究成果が明確であり、全学的優先課題として適切か。
- 研究成果が波及する対象との連携体制が整備されているか。
- 打ち出そうとするブランド力に独自性・新規性があり、研究内容との関連が明確にされているか。等

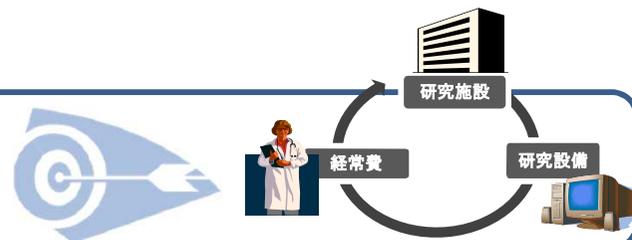
【第2段階】研究内容審査

- 科学的・技術的意義や社会的・経済的意義がある研究内容か。
- 研究成果が貢献・寄与する程度が明確に想定され、実現可能性があるか。
- グローバルな視点・独自性・新規性があり、研究内容との関連が明確にされているか。等

50件程度選定

補助条件等

- ・各年度の申請は1大学1件限り
- ・文部科学省ホームページやシンポジウム等において各大学が打ち出す研究ブランド力を集約して発信
- ・各大学における研究の進捗状況及び成果の発信・普及を義務付け
- ・補助対象事業費の下限額：施設・装置1,000万円、設備500万円 経常費は研究期間中（5年以内）にわたり増額措置



私立学校施設の耐震化等防災機能強化

平成28年度概算要求額 429億円
 (平成27年度予算額 125億円、平成26年度補正予算額 280億円)

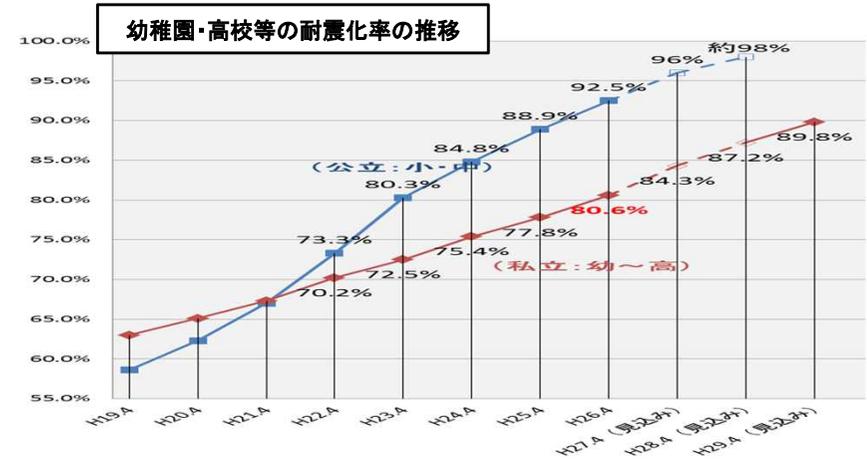
東日本大震災の教訓等を踏まえ、また今後発生が懸念されている南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、早急な児童・生徒等の安全確保が不可欠であり、私立学校施設の耐震化を一層促進することが必要。

[内 容]

学校施設の耐震化の早期完了を目指し、校舎等の耐震改築（建替え）及び耐震補強による防災機能強化のための施設整備等に対し、重点的に財政支援。

- ◆ **耐震改築（建替え）事業 322億円**（26'補正：195億円、27'予算額：3億円）
 （補助率：大学1/2、高校等1/3）
- ◆ **耐震補強事業 93億円**（26'補正：82億円、27'予算額：105億円）
 （補助率：大学1/2、高校等1/3 [Is値0.3未満の場合1/2]）
- ◆ **その他耐震対策事業 15億円**（26'補正：2億円、27'予算額：17億円）
 （非構造部材等、利子助成）

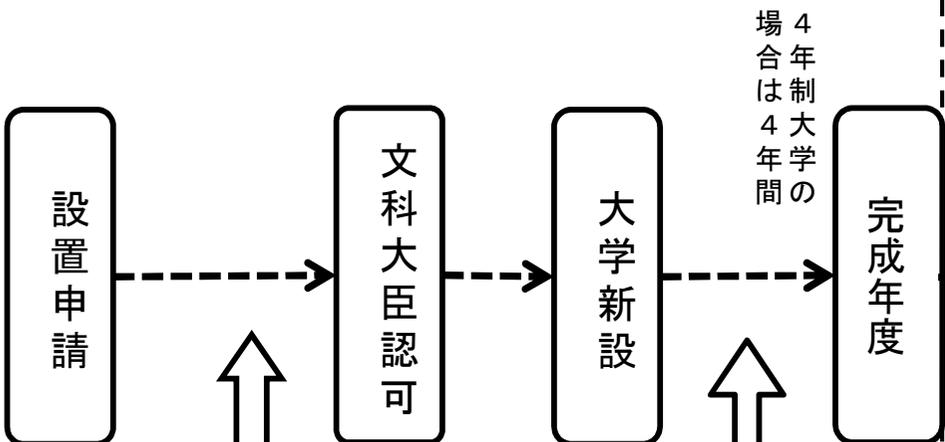
私立学校施設の耐震化については、耐震化率(※)が高校等で約87%、大学等で約90%と、耐震対策が大幅に遅れている状況。
 (※)平成27年度当初予算事業完了後の推計値



5. 私学運営・学校法人運営の適正化

我が国の大学の質保証のイメージ図

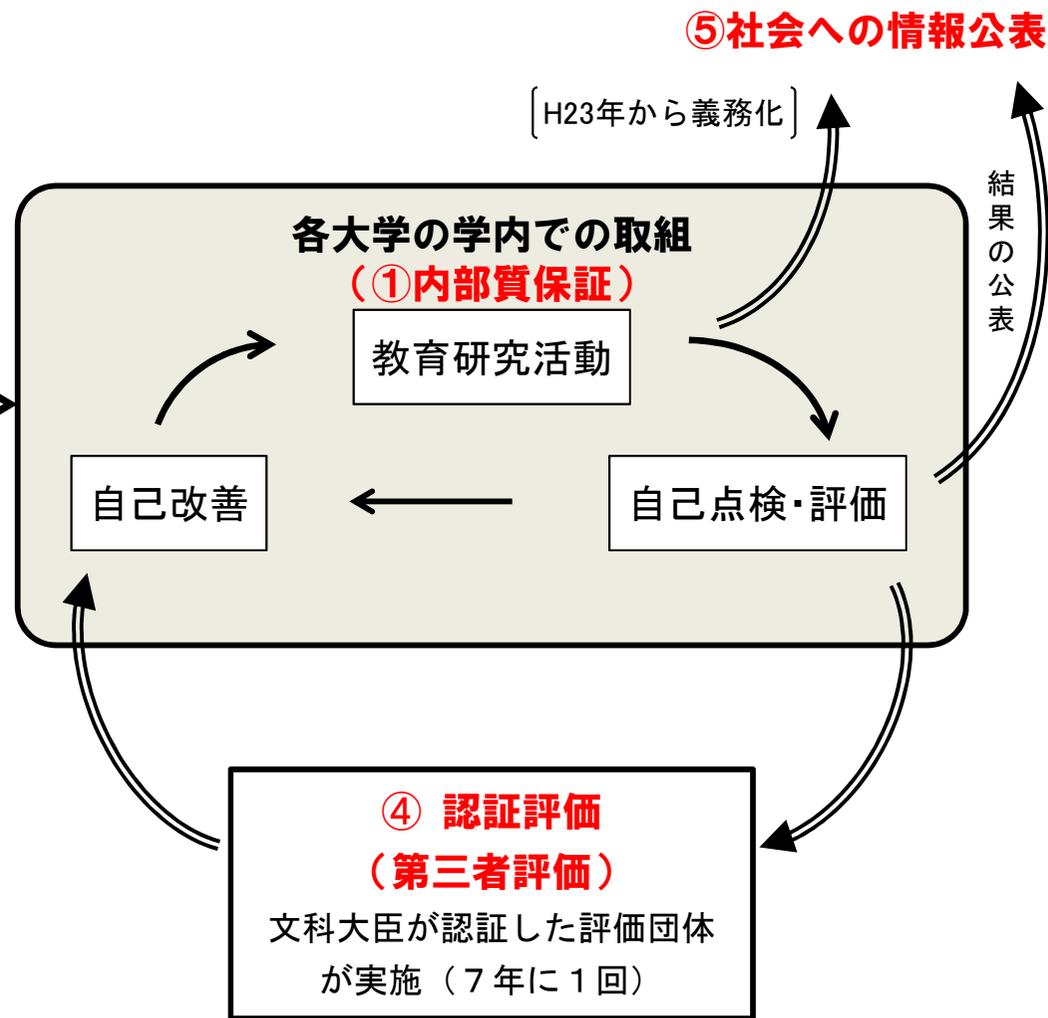
【大学の設置申請から完成年度までの質保証】



② 設置認可審査
大学設置・学校法人審議会による審査（ピア・レビュー）

認可後のフォロー
設置計画の履行を
チェック

【恒常的な質保証】

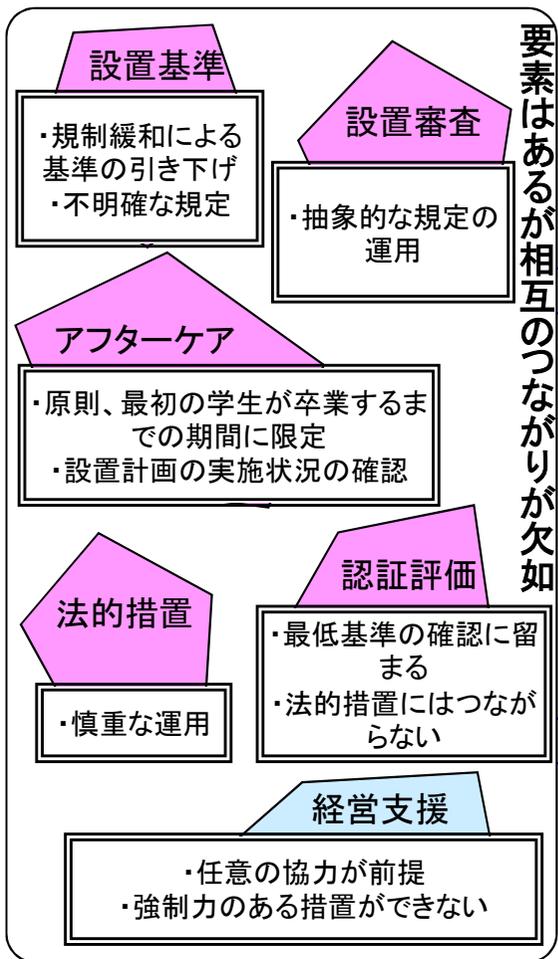


③ 大学設置基準

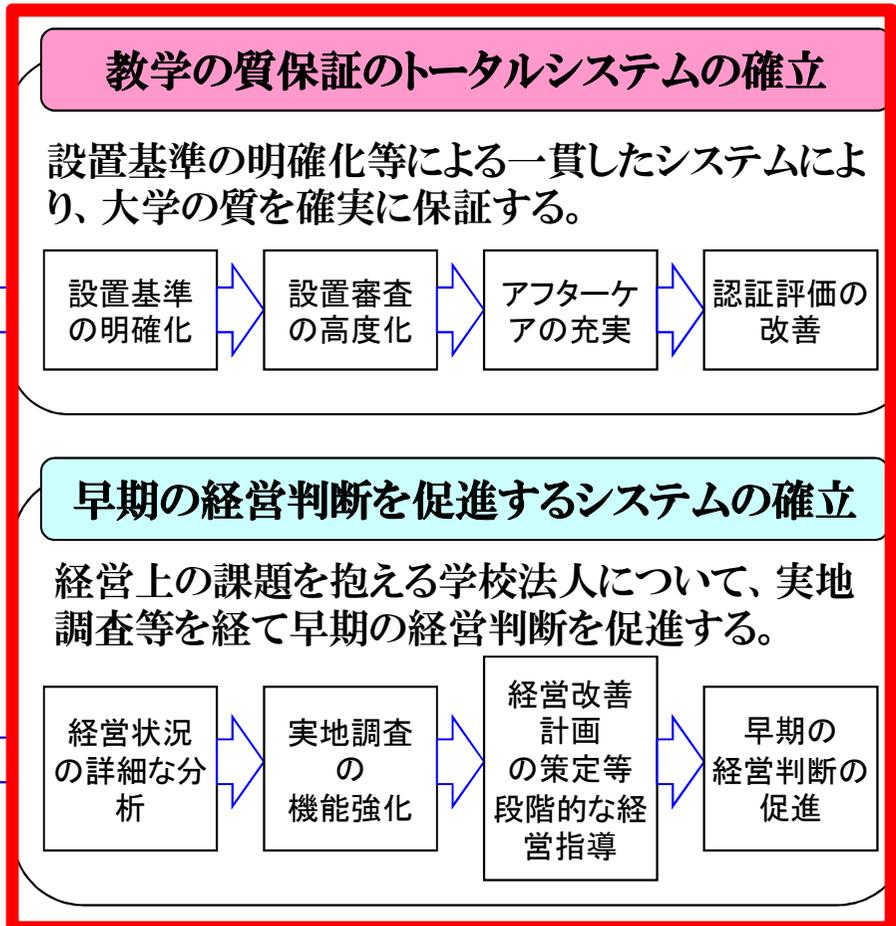
教育課程, 教員数・教員資格, 校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)

設置認可後の質保証システムについて

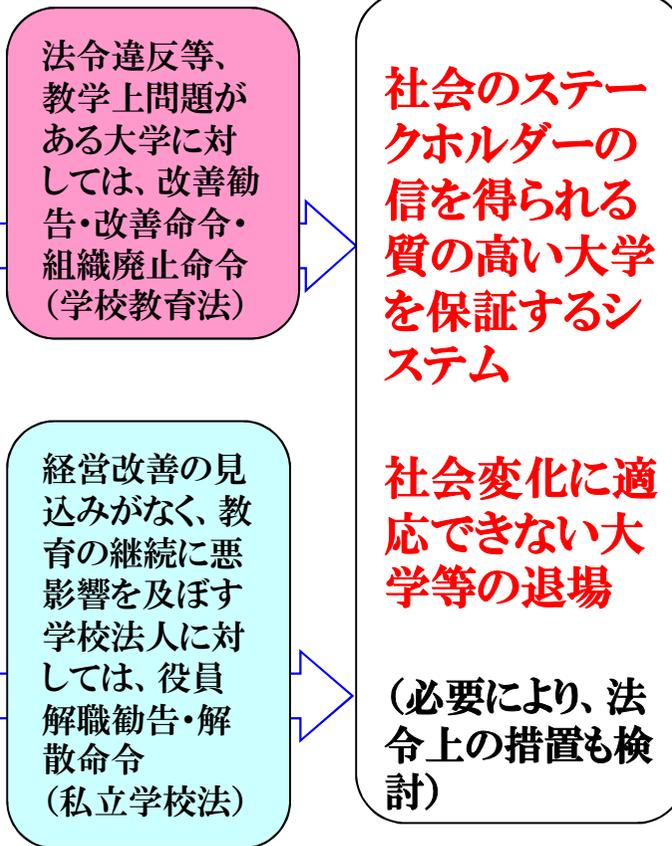
これまでの取り組みと課題



H26年度から直ちに実施



H26年度以降実施・検討



メリハリある私学助成や経営指導・支援を積極的に行う。

大学としてふさわしい実質を有するものについては、それぞれの特性を活かした機能別分化に応じた適切な支援を進める。
 →教育水準が保証された、多様な教育機会を国民に保障

私大・短大の募集停止、再編・統合

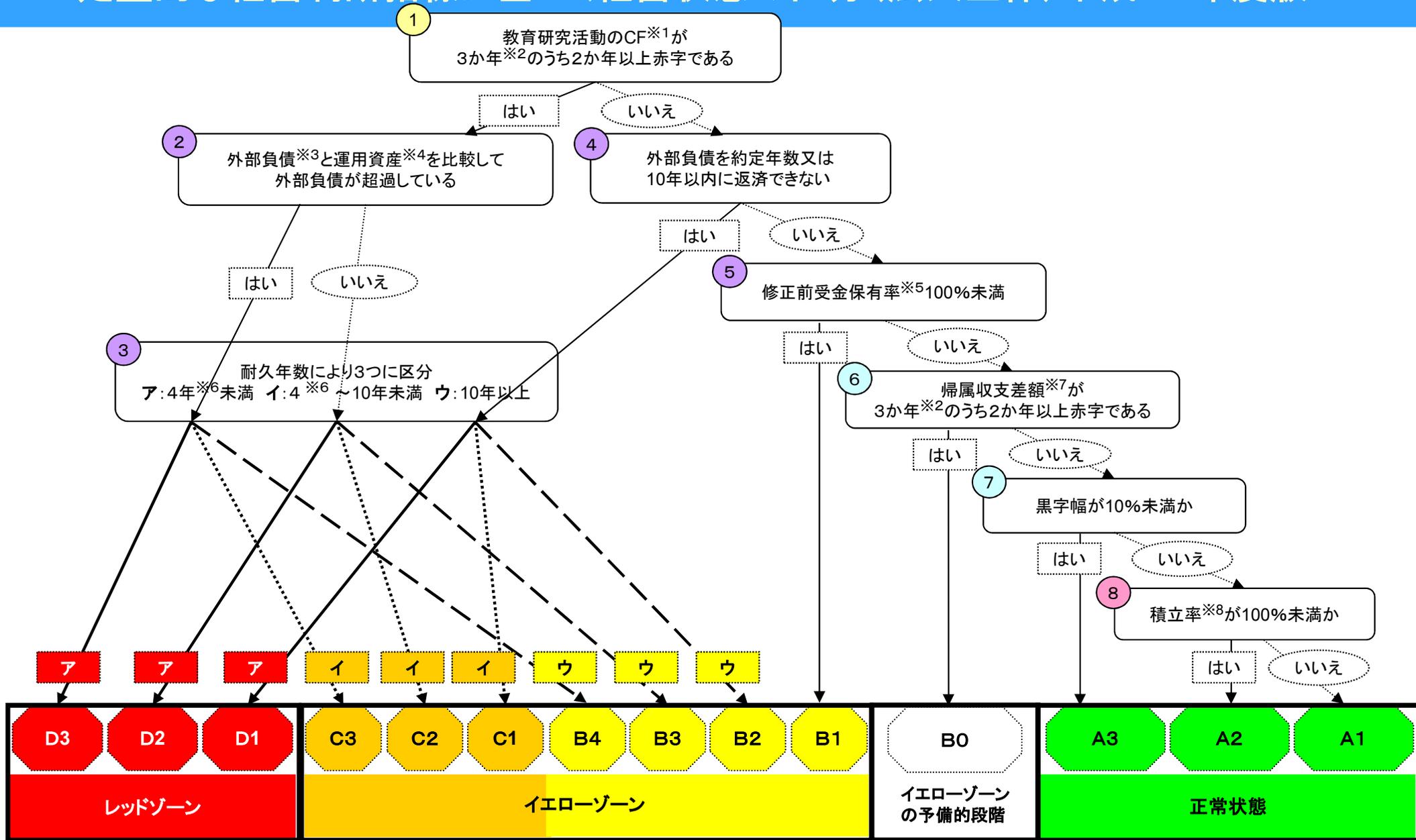
	募集停止		再編・統合
	大学	短大	
15-19年度	2大学	30短大	0校
20-24年度	8大学	25短大	11校

慶應大・共立薬科大
 関西学院大・聖和大
 上智大・聖母大
 など

設置認可後の質保証システムについて

- ◇ 教学の質保証のトータルシステムの確立
 - ◇ 早期の経営判断を促進するシステムの確立
 1. 経営状況の詳細な分析
 - ① 経営判断指標の精緻化
 - ② 学校法人会計基準の改正（約40年ぶりの改正）
 - ③ 学校法人の財務情報等の公開
 2. 実地調査の機能強化
 3. 経営改善計画の策定等段階的な経営指導
 4. 早期の経営判断
- ⇒ 重大な問題について、自らのによる改善が見込めない場合について、法令による改善
- ④ 学校法人運営調査の実施
 - ⑤ 私立学校法の改正

定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)平成25年度版



※1: 教育研究活動のCF=教育研究活動CF収入(学納金収入+ 前受金収入- 前期末前受金+ 手数料収入+ 一般寄付金収入+ 補助金収入(施設除く)

+ 資産運用収入+ 事業収入+ 雑収入)- 教育研究活動CF支出(人件費支出 + 教研費支出+ 管理経費支出+ 借入金等利息支出)

※2: 3か年とは、一昨年度、昨年度の決算実績及び今年度決算見込みの3か年を指す

※3: 運用資産=現金預金+有価証券+特定預金(資産)

※4: 外部負債 = 借入金 + 学校債 + 未払金

※5: 修正前受金保有率=運用資産÷前受金

※6: 原則として修業年限を基準に設定する。例えば、大学法人の場合は「4年」、短期大学法人の場合は「2年」となる

※7: 帰属収支差額=帰属収入-消費支出

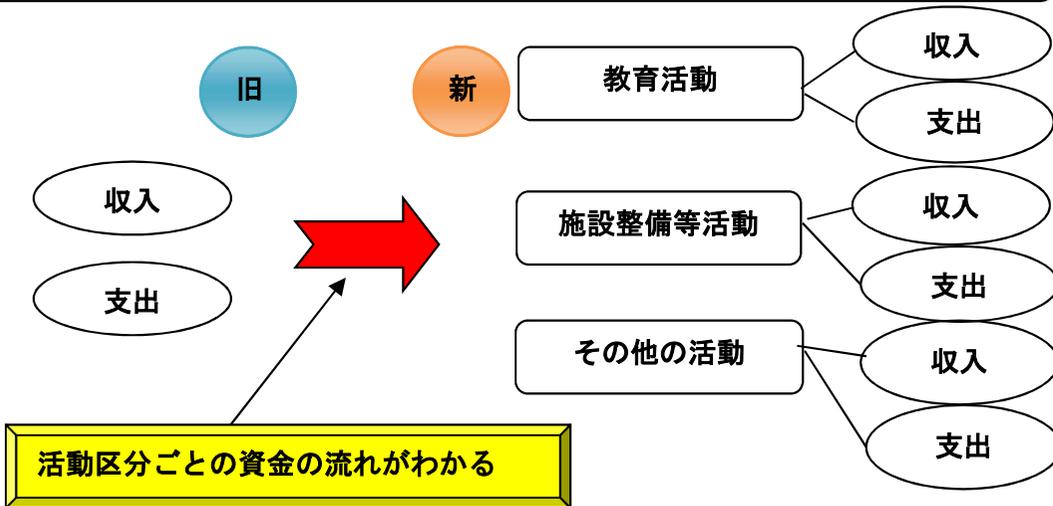
※8: 積立率 = 運用資産÷要積立額(減価償却累計額+退職給与引当金+2号基本金+3号基本金)

学校法人会計基準の改正について

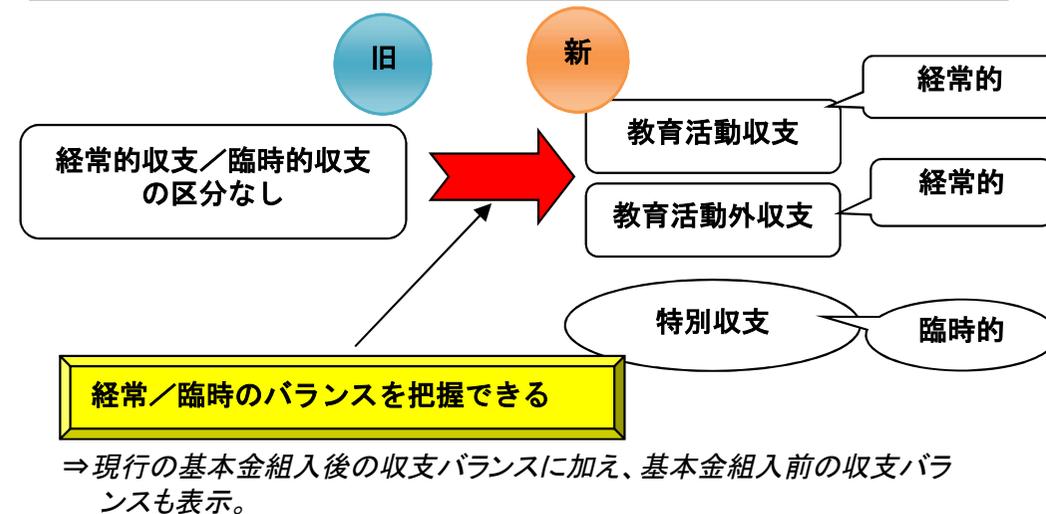
平成25年4月22日 改正省令公布

私立学校の特性を踏まえた学校法人会計基準の仕組みは引き続き維持しつつ、学校法人の作成する計算書類等の内容がより一般にわかりやすく、かつ的確に財政及び経営の状況を把握できるものとなるよう改正。

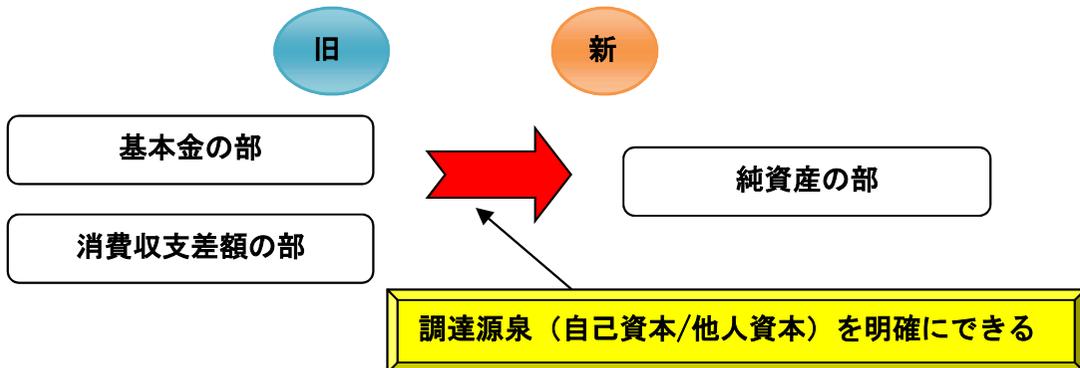
資金収支計算書に、新たに「活動区分資金収支計算書」を作成



「消費収支計算書」→「事業活動収支計算書」



「貸借対照表」で純資産の部を表示



施行・スケジュール等

- 平成27年4月1日から施行し、平成27年度の計算書類から適用
→ 計算書類は予算と決算を対比する様式で作成するため、平成27年度の予算段階から新基準への切替えが必要
- 知事所轄法人は施行日から1年間の猶予を置き、平成28年度の計算書類から適用

(参考資料)

改正省令・通知・研修会資料は以下の文部科学省ホームページに掲載されています。

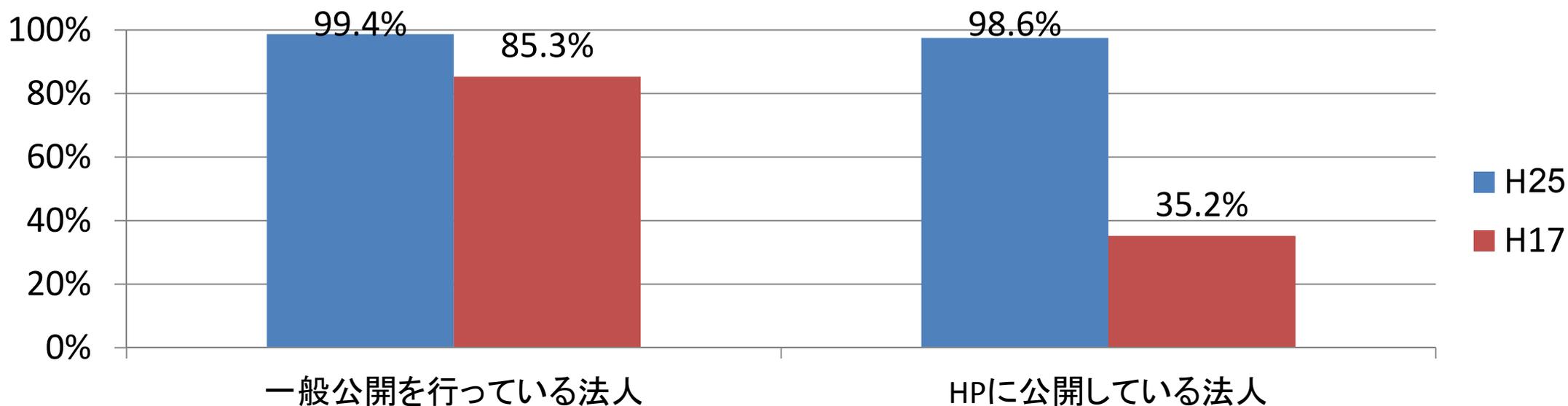
(http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/1333921.htm)

また、実務上の取扱い等（実務指針）についても、日本公認会計士協会において、1月14日付で公表されています。

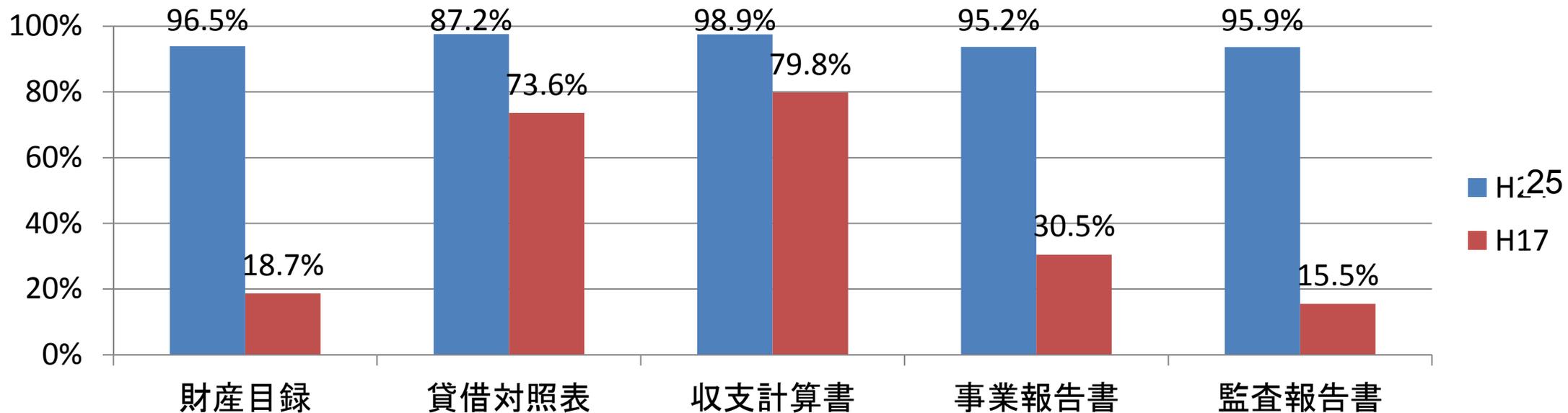
(http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/45_4.html)

学校法人(文部科学大臣所管法人)の財務情報等の公開状況について(平成25年度)

(1) 一般公開の状況



(2) 一般公開の内容



大学ポートレート(私学版)の参加状況について

平成27年9月1日現在									
区分	全学校数 (A)	参加		不参加		未定		未提出	
		学校数 (B)	割合 (B/A)	学校数 (C)	割合 (C/A)	学校数 (D)	割合 (D/A)	学校数 (E)	割合 (E/A)
大学	600	568	94.7%	23	3.8%	9	1.5%	0	0.0%
短大	318	295	92.8%	23	7.2%	0	0.0%	0	0.0%
高専	3	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	921	866	94.0%	46	5.0%	9	1.0%	0	0.0%

※参加…教育情報の提出があり、大学ポートレートで公表している学校

不参加…教育情報の提出はあるが、大学ポートレートでは公表していない学校

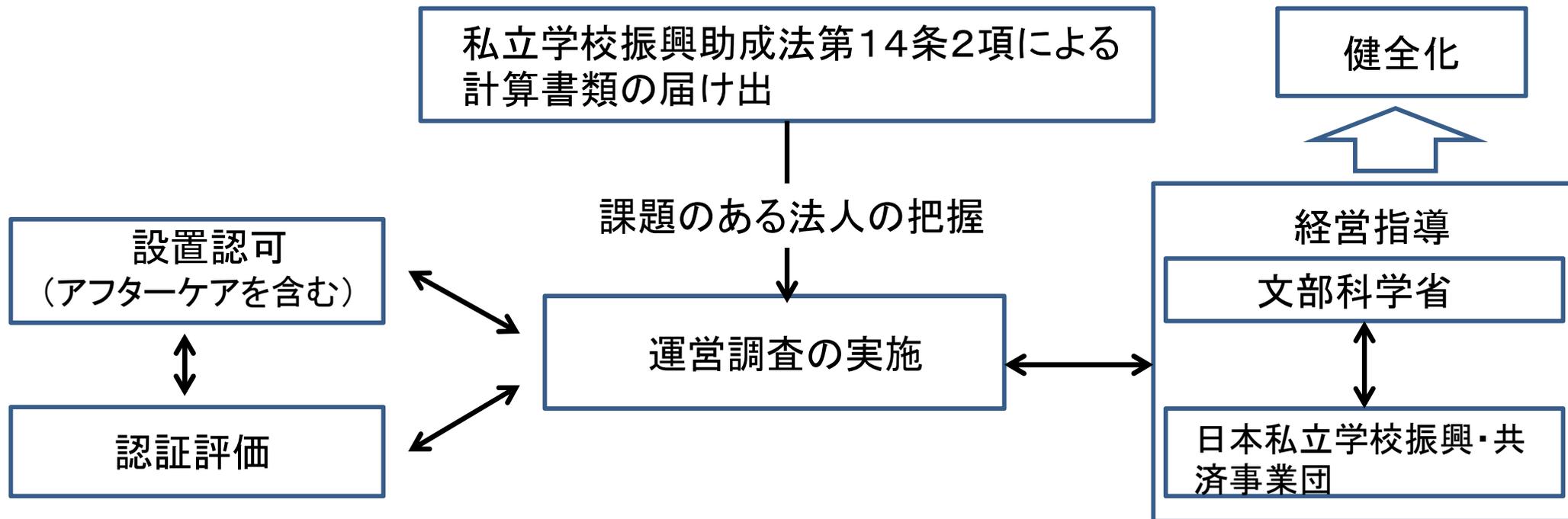
未定…教育情報の提出はあるが、大学ポートレートで公表するか否かを決定していない学校

未提出…教育情報を提出していない学校

※各学校数は、平成27年度より開学の大学を含み、学生募集を停止した大学・短期大学を除く

<参考>

平成26年10月6日現在									
区分	全学校数 (A)	参加		不参加		未定		未提出	
		学校数 (B)	割合 (B/A)	学校数 (C)	割合 (C/A)	学校数 (D)	割合 (D/A)	学校数 (E)	割合 (E/A)
大学	600	519	86.5%	66	11.0%	8	1.3%	7	1.2%
短大	322	267	82.9%	54	16.8%	1	0.3%	0	0.0%
高専	3	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	925	789	85.3%	120	13.0%	9	1.0%	7	0.8%



学校法人運営調査委員による運営調査の実施

- 学校法人の管理運営の組織及びその活動状況、財務状況等について、実態を調査するとともに、必要な指導、助言を行い、学校法人の健全な経営の確保に資することを目的。
- 運営調査事項
 - ・ 学校法人の管理運営の組織及びその活動状況に関すること。
 - ・ 学校法人の財務に関すること。
 - ・ その他学校法人の業務の執行状況等に関すること。
- 運営調査の方法等
 - ・ 学校法人運営調査委員及び事務官をもって、書類審査、実地調査等の方法により実施。
 - ・ 運営調査事項を踏まえ、学校法人運営調査委員会を開催し、必要に応じて指導助言すべき事項を当該学校法人に対して通知。

私立学校法の一部を改正する法律（平成26年法律第15号）の概要

1. 趣旨

私立学校の自主性を尊重しつつ、私学全体に対する不信感につながるような異例な事態に、所轄庁が適切に対応するための仕組みを整備。

2. 概要

(1) 所轄庁による必要な措置命令等の規定の整備

- ① 学校法人が法令の規定に違反したとき等に所轄庁が必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ② 学校法人が措置命令に従わないときは、役員^の解任を勧告することができる。
- ③ 措置命令や役員^の解任勧告を行う場合には、所轄庁は、あらかじめ私立学校審議会等の意見を聴かなければならないこととする。

(2) 立入検査の規定の整備

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人の業務・財産の状況に関し、学校法人の事務所等に立ち入り、検査すること等ができる。

(3) 忠実義務規定の明確化

学校法人の理事は、法令の規定及び寄附行為等を遵守し、学校法人のために忠実に職務を行わなければならないことを規定。

3. 施行期日

公布日（平成26年4月2日）

4. 改正のイメージ

赤字の措置を新たに設け
異例の事態に適切に対応

役員に対する忠実義務

運営改善

学生保護

学校法人の運営が法令等に違反している疑いや、
著しく不適正である疑い

立入検査

法令等の違反が判明

行政庁又は私立学校審議会等による弁明の機会の付与

私立学校審議会からの意見聴取

措置命令

(例) ○運営の改善のための措置

役員への解任勧告

○措置命令に従わない場合に役員への解任勧告

行政庁又は私立学校審議会等による弁明の機会の付与

私立学校審議会からの意見聴取

解散命令

学校法人における寄付金等及び教材料等の適正確保について(1)

26高私参第9号
平成27年3月31日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長あて私学部参事官通知

学校法人における寄付金等及び教材料等の取扱いの適正確保について（通知）

保護者等関係者からの寄付金等の取扱いについては、平成14年10月1日付け文科高第454号文部科学事務次官通知「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」により、お知らせしているところです。

各学校法人においては、適切に会計処理が行われていることと存じますが、今般、一部の学校法人において、教育研究に直接必要な経費に充てられるべき寄付金及び保護者等から徴収している教材料等について、不適切な取扱いが行われているという事態が発生しました。

ついては、上記通知の趣旨を再度御理解いただき、学校法人が保護者等関係者から教育研究に直接必要な経費に充てるために受け入れた寄付金等は、すべて学校法人が直接処理し、学校法人会計の外で経理することなどが無いよう、改めてお願いいたします。

また、教材料等の取扱いについても学校法人会計基準の趣旨にのっとり適切に処理されるようお願いいたします。あわせて、新学校法人会計基準が平成27年4月1日から適用となることも踏まえ、従来からの慣行にとられることなく、会計処理の全般にわたり、必要に応じて点検や改善を行うほか、内部監査機能を強化するなど経理の適正を期すようお願いいたします。

学校法人における寄付金等及び教材料等の適正確保について(2)

14文科高第四五四号
平成一四年一〇月一日

各私立大学長・大学を設置する各学校法人理事長あて文部科学事務次官通知

私立大学における入学者選抜の公正確保等について

このことについては、かねてから入学に関する寄附金の收受の禁止等を中心に、その厳正公平な実施について各大学の留意を促してきたところではありますが、近時、一部の私立大学において入学者選抜の公正を疑わしめるような事態及びこれに関連して学校法人の経理の不適正処理等が発生し、大学に対する社会的信頼を損なうような事態が生じたことは、極めて遺憾であります。

各大学及び各学校法人においては、これまでも入学者選抜の公正な実施等、適正な管理運営の確保に努力されてきたところであると存じますが、私立大学に負託された社会的責務の重大さに改めて思いを致し、今後、入学者選抜に関し一切の疑惑を招くことのないよう、下記の点に留意し、更に入学者選抜方法の改善及び経理の適正な処理に努めるとともに、入学者選抜の管理運営体制全般について十分に点検を行い、必要な点について早急に改善されるよう強く要請します。

文部科学省としては、各大学が健全な経営を進めることができるよう、支援措置の充実を図っているところではありますが、管理運営の不適正が認められる場合等には、私立大学等経常費補助金について私立学校振興助成法、私立大学等経常費補助金交付要綱及び取扱要領の規定にのっとり厳正な措置を講ずるものであることを申し添えます。

なお、昭和五六年五月二二日付け文大第一六三号「大学入学者選抜の公正確保等について」及び昭和五六年五月二二日付け文大医第一六四号「私立大学医学部における入学者選抜の公正確保等について」は廃止し、今後は、本通知による取扱いとなりますので、遺漏のないようお願いいたします。

記

1 入学者選抜の公正確保

- (1) 入学者の選抜に当たっては、合否判定等基本に係る部分について学長及び教授会が実質的に責任を果たし得る体制を確立し、関係法令等の規定に基づき適正な手続きにより厳正に行うとともに、これらに関する学内規程の整備を図ること。
- (2) 大学教育を受けるにふさわしい能力、適性等を備えた者を公正かつ妥当な方法により選抜し得るよう、合否判定基準の明確化その他選抜方法の改善に努めること。
- (3) 合格発表は、合否判定後速やかに行い、入試情報の漏えいを防止するなど、入学者選抜の適正な実施に努めること。
- (4) 合格発表前に個別に保護者等関係者と接触するなど、いやしくも入学者選抜の公正確保に疑惑を招くような行為は厳に慎むこと。
- (5) 繰り上げ合格者に係る合格発表方法及び入学手続き期等入学手続きに関する事項について、学生募集要項に記載するなどによりあらかじめ公表すること。

2 入学に関する寄附金、学校債の收受等の禁止

学校法人及びその関係者は、当該学校法人が設置する私立大学への入学に関し、直接又は間接を問わず、寄附金又は学校債を收受し、又はこれらの募集若しくは約束を行わないこと。
なお、入学に関する寄附金又は学校債の收受等により入学者選抜の公正が害されたと認められるときは、私立大学等経常費補助金を交付しない措置を講ずるものであること。

3 学生の負担軽減

- (1) 学生納付金については、徴収の必要性を明確にするとともに、その額の抑制に努めること。また、学生納付金については、すべて学生募集要項に明記すること。
- (2) 学生の負担軽減を図るため、学校法人独自の奨学事業や学生納付金の減免又は分割納入等の措置を積極的に講ずるよう努めること。また、これらの措置の具体的内容を学生募集要項に明確に記載すること。

4 経営の健全化等

- (1) 経営の効率化等により運営に要する経費の節減に努めるとともに、適切な収入の確保等により収支の均衡を図り、経営の健全化に努めること。
- (2) 多額な経費を必要とする施設の拡充又は設備の整備については、長期的な資金計画の下に行うこととし、学生に一時的な高額の負担を負わせないようにすること。

5 経理の適正処理と財務状況の公開

各学校法人は、その受け入れた寄附金等を学校法人会計の外で経理することなどのないよう、**真実な内容をもれなく、明瞭に財務計算に関する書類に表示するとともに、内部監査機能を強化するなど経理の適正を期すること。また、財務状況の公開に努めるとともに公開方法や公開内容についても改善を図ること。**

6 任意の寄附金、学校債の取扱い

- (1) 寄附金又は学校債の募集開始時期は入学後とし、それ以前にあっては募集の予告にとどめること。なお、募集の開始前に応募の約束と受けとられるような行為をすることは厳に慎むこと。
- (2) 寄附金又は学校債を募集する場合は、学生募集要項において、応募が任意であること、入学前の募集は行っていないことなどを明記し、適切な実施に努めること。また、寄附金又は学校債の募集趣意書等において、応募が任意であること、その用途その他必要事項を明記すること。
- (3) 入学者又はその保護者等関係者から寄附金又は学校債を募集する場合は、その額の抑制に努めること。
- (4) 学校債については十分な返還の見通しをたてたうえで募集を行うものとし、学校債の引受者に対して寄附金への変換を引受け時に約束させ、又はその後においても特別な事由のある場合を除くほか変換を要請しないこと。
- (5) 入学者又はその保護者等関係者から大学の教育研究に直接必要な経費に充てられるために寄附金又は学校債を募集する場合は、後援会等によらず、すべて学校法人が直接処理すること。

学校法人における寄付金等及び教材料等の適正確保について(3)

27高私参第2号
平成27年5月29日

文部科学省高等教育局私学部参事官 通知

学校法人における会計処理等に関する実態調査について(依頼)

教育研究に直接必要な経費に充てられるべき寄付金及び保護者等から徴収している教材料等の取扱いについては、平成27年3月31日付け26高私参第9号文部科学省高等教育局私学部参事官通知「学校法人における寄付金等及び教材料等の取扱いの適正確保について」を発出したところです。

今般、学校法人や私立学校の諸活動に対して、在学生保護者等関係者から支払われる金銭や在学生保護者等関係者に対し負担を求めているものに係る学内の取扱いや会計処理等の実態を把握するため標記の調査を行うことにいたしましたので、下記の事項を確認の上、御提出をお願いします。

記

1. 提出期限 平成27年7月17日(金)
2. 提出部数 「学校法人の会計処理等に関する実態調査票」(様式1～7)..... 1部
3. 記入上の注意事項等
 - ・「記入要領及び留意事項」を必ず参照の上、作成ください。
 - ・送付される回答用のファイルに御回答の上、下記メールアドレスに御提出ください。
4. その他
 - ・本調査の結果については、集計の上で公表することを予定しています。(個別の学校等の状況を公表する予定はありません。)
 - ・本調査に関し、御不明な点等がございましたら、下記の担当係まで御連絡ください。
5. 問い合わせ先及び提出先 文部科学省高等教育局私学部参事官 私学経営支援企画室財務調査係(新倉、平尾)
TEL 03-5253-4111(内線2539) E-mail sigsanji@mext.go.jp

6. 昨年の監事研修会の講演資料から

3. 監査の基本方針

次の監査を通して、理事及び関係者に問題点に気づいてもらうだけでなく、改善されるように適切な助言や勧告を行うことにより、それが解決され是正された状態で定着されるように努める。

妥当性監査・・・政策内容及び業務の執行が、建学の精神・理念や社会の要請に合っているか、また将来計画に基づいたものになっているかなど、その適正・妥当性を監査する。

適法性監査・・・政策内容及び業務の執行が、法令及び寄付行為などの諸規則に準拠して、適正になされているか監査する。

財務・会計監査・・・会計業務が「学校法人会計基準」に準拠し、かつ財産は適正に保たれているか財務的視点から監査する。

三様監査・・・会計監査人及び監査室と連携して監査する。

5. 如何にして有効な情報や証拠を収集するか

懐疑心を持って行うことは必要ではあるが、あらゆる機会をとらえて「監事は学校の健全な維持発展のために活動していること」を理解してもらい、協力が得られるよう良好なコミュニケーションに努める。

なお、各種情報の守秘義務は当然である。

- ・重要な会議には出席する。(理事会、評議員会、常務理事会、常務委員会、経営執行会議、各業務委員会、各懇談会、予算折衝会議等)
- ・重要書類は閲覧する。(決裁文書、会議議事録、契約書、その他報告書等)
- ・ヒアリング(事情聴取)
- ・各部署への往査・・・知恵は現場にあり！

6. 教学監査にどう取り組むか

学校法人の業務監査では教学監査は中心的課題でもあり、「個々の教員の教育・研究の内容まで立ち入ることは適当でない」(文科省のQ&Aより)とあることから、あまり難しく考えずに取り組んで良いのではないか。

①「教育の質」と「学校運営」とを念頭に置いて検討すべき課題が多い。(ある事例)

②確認すべき具体的な事例

- ・自己点検・評価への取り組み状況
- ・受験生の確保方法と結果の状況
- ・留年、除籍、中途退学者の状況
- ・進路・就職についての指導状況
- ・学生・生徒・児童・園児、保護者の満足度
- ・教職員の採用と研修(FD・SD)の取り組み状況
- ・各設置学校別の事件・事故・訴訟状況
- ・学生等の健康管理状況
- ・教員の研究費の適正な使用状況
- ・学部学科の新増設状況
- ・グローバル化の推進状況
- ・社会貢献、地域貢献状況
- ・生涯学習への対応状況 等々

7. 三様監査の内容

監事・内部監査室・会計監査人の役割が異なることから、連携を強化し補い合って活動する。

(内部監査室との連携)

- ①定期的に業務連絡会を持ち、情報交換や補完的な相互連携を図る。
- ②内部監査室監査報告書公布の際に立ち会い、監査実施報告書を閲覧する。
- ③内部監査室指摘事項のフォローアップ状況を把握する。

(会計監査人との連携)

- ①定例的に会合を持ち、相互に監査計画・経過・結果の報告を行い、意見・情報交換を行う。
- ②会計監査人監査の際に立ち会うこともある。
- ③会計監査人指摘事項のフォローアップ状況を把握する。

9. 予防監査の推進・・・「カーナビ」的役割が必要

- ①監査意見ではできるだけ改善提案を行う。
- ②監事による「コンプライアンスセミナー」などを実施する。

6監査の実施(監査計画立案から監査報告書の作成、提出まで)

- ・監査計画書の作成(監査実施項目と実施時期等)
- ・監査手続きの実施(期中監査と期末監査)
 - ＜期中監査＞
 - ・重要な会議への出席(理事会、評議員会、その他)
 - ・教学面の抽出事項の運用状況の確認
 - ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき
＜体制整備等自己評価チェックリストの検討と提出書類に押印
 - ＜期末監査＞
 - ・現預金実査(会計監査人の監査に依拠)
 - ・決算と計算書類の作成(会計監査人の監査に依拠)
 - ・理事長、大学長とのミーティング
 - ・高校、中学校、小学校、幼稚園へ調査表(資料添付)送付と回答書の入手
 - ・入手後にヒアリング実施
- ・監査結果のまとめと監査報告書の作成、提出
- ・その他
- ・財産目録の書類に捺印(資産の総額変更登記のため)
- ・「監事の業務執行状況」調査の書類(文部科学省)に署名、押印

7効率的な監査のための戦略

<財産監査の戦略>

- ・会計監査人(外部)との連携
- ・内部監査人との連携
- ・会計監査人(外部)と内部監査人との連携なくして監事監査は困難

<教学面の監査の戦略>

- ・教育の質向上、質保証システムの理解
- ・全般的には大学の自己点検、評価を利用
- ・個別的には質向上、質保証の点検項目を抽出し実施部署、確認部署及び確認方法をチェック
- ・受験生確保方法と結果の適切性の確認(学生の受入)
- ・学生の留年、退学、除籍の状況把握と対策の確認(教育の質)
- ・最終学年の学生に対する進路指導状況の確認(教育の質)
- ・講義の休講と補講の関係の確認(教育の質)
- ・各教員の講義担当コマ数の確認(教育の質)
- ・学部毎の非常勤講師の数と各担当講義数の確認(教育の質)
- ・教員の外部資金獲得状況の確認(教育の質)
- ・教員の研究費の使用適正性の確認
- ・教職員の研修(FD、SD等)の受講状況の確認(教育の質)
- ・学生等と保護者の満足度の確認(教育の質)
- ・各設置校の事件、事故、訴訟の数の確認

○ 私立学校法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。